平成23年9月12日(月) 平成22年決算審查特別委員会1日目 午後3時8分開議 欠席1名

委員長: 只今、平成22年度一般会計他7特別会計の、決算審査特別委員会の委員長に推薦されました、 野尻でございます。精一杯務めさせて頂きますが、進行上不行届きの点など多々あるかもしれませんが、 皆さん宜しくお願いします。

只今の出席委員は9名です。定足数に達しております。只今から、平成22年度決算審査特別委員会を開きます。ただちに委員会を開会します。審査方法につきましてお諮りします。一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査して頂くこと、特別会計は会計毎に審査する方法でよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、只今申し上げました方法で進めて参りますので、宜しくお願いします。

委員長: 認定第1号 平成22年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成22年度舟形町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成22年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成22年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第6号 平成22年度舟形町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成22年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算について審査を行います。

一般会計歳入

委員長: 最初に一般会計の歳入の審査を行います。読み上げ、説明をお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: 一般会計歳入の読み上げが終了しました。本日はこれで散会します。

明日は午前10時より再開します。15分前までご集合下さい。今日はご苦労様でした。(15:39)

平成23年9月13日 (火) 平成22年決算審査特別委員会2日目 午前10時開議 欠席無し

委員長: おはようございます。ただ今の出席委員数が9名です。定足数に達しております。只今から2日目の決算審査特別委員会を開きます。

直ちに一般会計歳入の質疑に入ります。質疑につきましては頁数、款、項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

4番: おはようございます。宜しくお願い致します。

18頁の町税収入の利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が計上されておりますが、この計上の金額は、舟形町に在住している方々の配当であるのか、それとも国民全体からの配当というのですか、その人口割あるいは舟形割等できているのか、そこのところをお答えして頂きたいと思います。

総務課長: それでは私の方からお答えしたいと思います。利子割交付金、配当割交付金、それから株式等譲渡所得割交付金でありますが、これは都道府県税、県で一括徴収致しまして、その一部を市町村に交付するといった制度であります。利子割交付金につきましては、納入されました利子割交付額の57%を、市町村の方に交付することになっております。その配分の方法につきましては、人口の比率等によりまして、配分されるようになっております。それと同じように、配当割交付金でありますが、これも一度県の方に納入されました配当割額の60%、県で40%を確保しまして、残った60%を市町村ごとに配分することになっております。これも人口割に応じて配当になっております。それから同じように、株式等の譲渡所得割交付金でありますが、これも一度県の方で納入された、その金額の60%各市町村に交付されることになっておりますので、これも同じような配分方法になっております。これはあくまでも、交付金につきましては、県の方で一度徴収しまして、それからその一部をそれぞれのパーセントに応じまして、市町村の方に交付するといった制度になっております。

4番: それでは交付金については、県からの交付金と考えて宜しい訳ですか。

総務課長: 一度県の方に徴収致しまして、それから市町村の方に対して、それぞれ人口等の案分に応じて、県の方から交付されるといった制度になっております。

9番: 17頁ですけども、固定資産税。ここに不納欠損ということで、現年課税分として58万円程あがっています。これは滞納分といいますか、年月を経過した分については分かるのですが、現年分として不納欠損になるというのは、どういう内容のものなのか質問します。

まちづくり課長: 58万円につきましては、法人の固定資産税でありまして、これについては既に倒産されている会社の財産が残っているものですから、それについて財産調査もしております。財産がほとんど無いということで、地方税法に基づきまして、現年度についても滞納処分の執行停止ということで、地方税法15条7の第1項の規定に基づいて、現年度分についても欠損処分にしております。1社分でございます。

5番: 23頁です。22頁の農林水産業使用料。これの中の農村環境改善センター使用料14万4,150円、これの中身を教えて下さい。

まちづくり課長: 農村環境改善センターの使用条例に基づきまして、体育館とか各施設について、条例に基づいて徴収できるところに貸出した分の使用料になります。

5番: あの地区のグラウンドですが、今ナイター設備になって、何か素晴らしいグラウンドだと、水はけが良くて利用度がすごく高いということで、私達地域住民も、やはり毎晩のようにナイター設備でやっている訳です。只この14万円という中で、そういう使用料はどのようになっていますか。ということは、ナイターも勿論金が掛かりますし、その辺のことをお聞きしたくて、大変素晴らしいグラウンドだということで、舟形の子供達よりも、よそから沢山来ているということでお聞きしたいのです。

まちづくり課長: ナイターについては、途中から役場の方で不要になったものを付けたと思いますが、 それについては徴収条例が無いので、ナイター使用料分については徴収をしてありません。

6番: 私からは26頁の農林水産業費国庫補助金が、851万7千円の計上に対して18万5千円しか入っていないというのは、どこからこうなったのか、その説明をお願いします。

産業振輿課長: 今年度計上させて頂きましたのは、干ばつとか耕作放棄地対策ということで、それ以

外の経費につきましては、繰越事業としまして次年度以降に繰り越すということで、ここの差額分につきましては、今年度事業ということでございます。以上です。

6番: 繰越事業は分かるのですが、今年度の予定したその額が、こちらの都合で来年度に延ばしたのか、 その辺はどうなっているのか。

産業振興課長: 事業そのものにつきましては、国等の都合ということになります。町の方では事業を やる為に、補助金申請を行いまして、そして実施するということをしておりますが、今申し上げましたよ うに、国と予算の配分等の事業で、結果としてこういうことになったということであります。

3番: 23頁の13款使用料及び手数料でございますが、収入未済額が140万円程計上されております。昨日の監査員報告にもございましたが、町税と合わせますと6千万円近くの未収があるということでございます。これらについて今後どのように対策を講ずるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

地域整備課長: 収入未済額でありますが、住宅使用料それから法定外公共物使用料、公営住宅使用料というかたちで残っています。これらにつきましては、担当課の方で個別に督促をやりまして、督促でこない場合は個別訪問しながら、徴収するという形で今のところ対応しております。以上です。

3番: 同じく17頁の先程申し上げました町税の方も未収額、かなりの額が載ってございます。その辺りについても対策をどうされるのかお伺いします。

まちづくり課長: 昨年につきましては、徴収嘱託員を7月頃まで委託して徴収をしておりました。その後徴収嘱託員を雇ってはいないのですが、税務担当の方につきましては、基本的には預金差し押さえ、補助金の差し押さえ、それから訪問、そういったことで粘り強く徴収にあたるしかないのではないかと思っております。ただ、不納欠損のところでもそうでありますが、課税された金額を毎月毎月約束をしてお願いをしている訳ですが、課税金額に対して月々収められる金額が5千円とか3千円とか、多い方でありますと3万円という方もございますが、なかなか追いついていない現状でございますが、粘り強く毎月毎月お願をして、年金受給者については年金の支給日にお願いにあがるということで、粘り強く対応するしかないのではないかと思っています。それから今、他町村の方でやられています、差し押さえ物件についてのネットオークション等についても、今後勉強しながら対応していかなければならないのかなと考えております。

1番: それでは29頁の民生費県補助金という項目の、児童福祉費補助金の中で、放課後児童対策費補助金とあります。518万9千円、合わせて33頁の同じではないのでしょうが、似かよっている形の中で放課後子供プラン市町村事業費補助金とあります。この総額の使い分け、事業推進の中身をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長: 始めに29頁の放課後児童対策費補助金の518万9千円ですが、これにつきましては町内で舟形小学校、長沢地区につきましては学習センター、それから富長小学校、堀内地区におきましては堀内の生活改善センターで、小学校の低学年を中心としまして、全校登録された学校もおりますけど、その人達の放課後の児童クラブに対しての県からの補助金であります。また、もう一つの方は教育委員会の方でございます。

教育次長: 放課後子供プラン事業については、主要な施策の成果報告書の方にもあるのですが、全ての子供を対象に放課後や土日、祝祭日の時間に安全安心な子供の活動拠点を設けて、地域の方々の参加を得て町内、長沢、舟形、富沢、堀内各小学校での活動を行っています。この補助金につきましては、事業費の半分を県の方から頂いているという内容になっています。

6番: 34頁の不動産売払収入1,400万円計上しておりますが、88,400円の収入済額になっている。この件はどうなっているのですか。

総務課長: 町の重点政策に位置付けまして、ひだまりタウンの宅地分譲の売買ということで、毎年力を入れてやっている訳です。また新聞等にチラシを入れたり、ホームページとか職員が企業等を訪問しながら販売に向けて頑張っておりまして、実際に決算の方では大きい金額が減額になっておりますが、最後まで全戸販売に向けて頑張っていかなくてはいけないということで、予算は一応そのまま計上させて頂きました。年度を越えてしまったのですが、今まで4つ残っておりましたけども、2つにつきまして近日中に契約できるような状態まできておりますので、それも昨年からの関係者の努力が今年になって実ってきたのかなと思います。その2つを契約しますと残りが2区画と7区画の2つだけが残る感じになりますので、これも合わせまして、新年度に入りましてまた2つの完全販売目指しまして、これからも努力をして

いきたいと思います。

6番: 決算を結んだ後に2つの区画が今入っているという話ですが、2つ売れた場合にこの額面はどのようになるのですか。

総務課長: これから契約します3つなっておりますので、一つに4区画ですけどもこれが392万4,736円、それから8区画350万3,360円、それから10区画350万2,976円、これが新たに契約することになっておりますので、トータルはあれですけども、その3区画分が計上になりますので、宜しくお願いしたいと思います。

6番: 総務課長の答弁は分かるのですが、この最初の見込み、それは確かに完売したいという意気込みは分かるのですが、出来るか出来ないかもはっきりしない、努力だけでこれはなるのかなという感じがします。ただもう少し審査しながら、やはり売払いは売払いで大きい額にしないで、逆にいえば予定より売れた方が良いのではないかと、売れないでそのまま残った方が、また契約そのものの段階でちょっと甘かったのではないかという感じはします。出来るだけ完売できるように、努力をお願いしたいと思います。

委員長: 答弁はよろしいですか。

2番: 私の方からは、ちょっと関連が分からないものですから。20頁の地方交付税と特別交付税ということでありますが、2億円強増えていると、そして24頁の国庫支出金、この欄では逆に2億円強減額になっているという金額になっているようでありますが、この辺の兼合いと、あともう一つ知りたいのが、特別交付税というのはどういう基準で支給されてくるのかというところを聞きたいと思います。

総務課長: 地方交付税につきましては、舟形町の収入の一番大きく依存している訳ですが、舟形町だ けじゃなくてよその町村も、大体50%前後が地方交付税に依存している訳でありますが、算出方法としま して、舟形町が1年間行政を運営する為に掛かる経費というのが決まってありますが、それに対して舟形 町の中からなる税収がある訳ですが、例えば舟形町を運営していく為に100が必要ですと、でも税収の方 が30しかないと、その100から30を引いた70が地方交付税という形で来る訳です。と言いますのは、全国 一律どこの行政におきましても、同じような平等な行政サービスを与えていくということで、地方交付税 というのはそういった財源のバランスを取るといいますか、健全に行政を運営していく為の交付税となっ ております。そして特別交付につきましては6%、94%が普通交付税で、6%が特別交付税になっており ます。特別交付税につきましては、例えば大きな予想しなかったような災害とか、または大雪が降って予 想以外の指数があったとか、そういったものに対して特別交付税として補てんされる様におります。です から前回も話になりましたが、初めから地方交付税を多めに見ておきますと、例えば補正予算案の財源が ほとんど地方交付税と、また繰越金等に頼っておりますので、一度上げてしまいますとまた補正の時の財 源が不足してしまうということがございますので、ここにも計上してありますけども、当初予算は18億円 になっておりますけども、実際収入済額では20億円となっておりますけども、その辺は当初の地方交付税 を予算計上して、それが一番大きな財源になりますので、初めから例えば去年きたからその全額開けます と、もしかしたらいろんな事情で地方交付税が若干削減される可能性もございますので、その辺りは安全 な方法を取りまして、ある程度地方交付税を低めにではないですけど、余裕をもった形で当初予算、そし て8月になりますと確定になりますので、確定になってから順次差額分を補正予算の財源として、運用さ せて頂いておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

2番: 予算額が5億8,700万円、調定額収入済額が3億7,400万円ということで、ここで2億1,000万円程の差額があるということなんです。

委員長: そのままちょっと休憩します。(10:26)

委員長: 再開します。(10:27)

総務課長: 24頁の方に記載されておりますけども、繰越財源ということで2億1,615万4千円がございますけども、また補正第1回の臨時議会5月2日の臨時議会の時に、繰越明許の決算書ということで前にお配りしておりますが、これはきめ細かな交付金事業、住民生活に光を注ぐ交付金、いろんなハード事業がある訳でありますが、それらを合わせまして2億8,885万5千円、それに伴いまして地方債、起債関係が1億1,510万円、その他と致しまして負担金等が1,168万6千円、この分が調定はされていませんが、そっくり繰越になって次年度に予算がそっくりそのまま移動致しますので、それでここに書いてあります通り、予算書の中で金額が大きくなっておりまして、実際収入済額をみると確かに小さいのですが、その分が今私がお話した金額が調定ということにされていませんので、ちょっと減額になっているような感じが

致しますが、繰越ということでその金額も新年度の方に全部移動になっておりますので、割愛になっておりますので宜しくお願いしたいと思います。

2番: そうしますと、地方交付税の特別関係と国庫支出金の関わりは、全く別という理解でいいですね。 特別交付税の先程の答弁では、94%が普通交付税、6%が特別分という回答でありましたが、実質6%分 しか特別交付税という金額にはならない、という理解で宜しいでしょうか。

総務課長: これは国税、所得税、法人税とかたばこ税、消費税、酒税、5税の方から配分になってくる訳ですが、その全体の地方交付税の財源となる、その全体の金額の94%が普通交付税にいきまして、6%が特別交付税に配分になるということですので、きちんと地方交付税、普通交付税と特別交付税が、町の場合できちんとその6%となりませんが、配分の仕方が94%を普通交付税に充てて、6%を特別交付税に充てるということになっております。国税の配分の率になっておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

副町長: 地方交付税の財源は、今総務課長が申し上げました様に国税5税です。所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税と5税。その内の所得税、法人税、酒税の32%が交付税として交付しなさいと、地方交付税法で定まっております。あと消費税の29.5%、これを地方交付税で交付しなさい。後、たばこ税の25%、これを地方交付税、地方交付団体で交付しなさいと地方交付税の法律で決まっております。それを先程申し上げました様に、その全体の只今申し上げましたパーセントで、1年間の税が決まる訳です。そのパーセントで算出された総体は94%を普通交付税に回す。あと6%は特別交付税で交付しなさい。あと昨日申し上げました様に、普通交付税は色々な人口割、学校割とか、道路であれば町道の延長、幅、幅員、面積等で3となり、普通交付税は交付になるという訳です。あと特別交付税については特別な特殊事情、今回みたいに災害が起きた場合は向こうの町村が沢山貰えると思います。そういう特別事情、豪雪もそうです。豪雪等の特殊事情を加味しながら、その全体の6%を各地方交付団体に交付される。ですから特別交付税はきちんとした算定基準は、はっきりいってないと思います。色々な特別事情を地方団体から書類を提出して、それをいかに国の方で算定に入れてくれるかどうかというのは、不明確な点もありますが、そういう算定の仕方で地方交付税、普通交付税、特別交付税はこうなるということです。

4番: 何点かまとめて質問させて頂きます。22頁、23頁の土木使用料の中の道路占用使用料と法定外公共物使用料があがっておりますが、これはどういったものなのか、詳しく教えて頂きたいと思います。後、もう一点が34、35頁の16款の2項の利子及び配当金の中に、株式配当金とありますが、これはさっき私が質問した、株式配当金ではないものだと思うのですが、これは町が只単に所有している株式配当の収入なのかという質問です。あともう一点が、ちょっとここには載っていないのですが、舟形町でごみ袋を販売していると思うのですが、その収入が挙がってきているはずなのではないかと思うのです。それはどこに入っているのかという質問です。以上3点、宜しくお願いします。

地域整備課長: 最初に道路占用使用料でありますが、これは共同敷地内に物件を建てたもの、例えば 東北電力さんの電柱とかに対して頂いている占用使用料です。それから法定外公共物使用料につきまして は、里道、それから昔からある水路等の敷地内に物件を建てたもの、この場合は水路上に店の看板等を立 てているものです。そういうものについて使用料を頂いているものであります。以上です。

総務課長: 株式配当金ですが、これは先程の様に県とかからくるものではなくて、町で所有しております、289頁の公有財産の方の有価証券の中に、町で所有している株式等ございますので、その中の山形放送株式会社の株券を持っておりますので、それに付随する配当になっておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

健康福祉課長: ごみ袋の件につきましては、歳入につきまして決算書の25頁の中段にありますが、衛生手数料の中の右側の方にあります。一般廃棄物処理手数料827万5千円、これもごみ袋の売り上げの収入ということで、町の方では商工会の方に委託をしておりまして、その売り上げの金額でございます。

4番: それでは第1問目の、道路占用使用料の方と法定外公共物使用料、これの収入の内容は分かりましたが、数は分かるでしょうか。何件位のものに対しての収入であるかということを、再質問させて頂きます。あと株式配当については理解致しました。それと先程のごみ袋800万円程の処理手数料827万円、これ全てがごみ袋の収入ということの理解で宜しい訳ですか。

地域整備課長: 道路占用使用料でありますが、NTTと東北電力合わせまして277件、それから法定外公共物使用料につきましては11件あります。

健康福祉課長: ごみ袋の収入はその通りでございますが、この他に衛生費の方から販売手数料ということで、118万1千円程手数料をお支払いしております。

4番: 衛生費の手数料と、ごみ袋の販売収入が混ざっていると、ちょっと分かりにくいのかという気がします。衛生費の手数料というのは、どういった事業内容、収入源の内容ということになるのでしょうか。 健康福祉課長: 一般廃棄物処理手数料については、ゴミの経費の方に回すということで、通常販売している分が827万5千円でございまして、これに対して販売手数料というのは歳出の4款の方に、衛生費の中で各商工会さん、それから各商店の方に対しまして、手数料ということで消費税分、販売店と商工会さんの手数料ということで10%、合わせまして15%お支払いしているという内容です。

委員長: 特別、3回ですけども、委員長の権限で1回許します。

4番: 私、歳出は聞いておりません。手数料の収入が百何十万円か入ってきて、ごみ袋の販売した何十円か、50、60円だと思うのですが、それの総数と合わせて827万5千円になっているという答弁でしたよね。私が聞いているのはその手数料の収入分というのは、どういう手数料なのかというのを3回目の質問でお聞きしたのです。

健康福祉課長: 先程、これが全部の売り上げの収入かという様な質問だったものですから、支出の方もあるということで説明したのです。この820万円は各家庭で使っているごみ袋の代金として町に入りますが、これ以外に実は経費として出るものもあるということで説明したのです。一般廃棄物処理手数料は一般に店の方から、各家庭で週2回なりごみ袋に入れて出す訳ですが、全額その売り上げの収入分です。

2番: 18頁の7款1目のゴルフ場利用税交付金、520万円という収入済額でありますが、前年より100万円弱減っている数字であります。私が聞いているよりは県民ゴルフ場は、入場者数も増えていると聞いております。そういった中で21年度の入場者数、あと22年度の入場者数がどういう人数だったのかということと、人が減ったといえばそれまででしょうが、100万円という数字が本当に減ったのか、疑問に思ったものですから質問させて頂きます。

産業振興課長: 利用につきまして、21年度は25,340人、それから22年度ですが22,316人です。およそ3,000人位前年度が減っているということで、その金額が100万円少なくなっているということです。お聞きしますところ、昨年までですとアーデンゴルフさんの方で、施設管理者を受けてそして経営したということですが、特に利用期間というよりも夏場の暑さなどが、プレーヤーの方々の足を遠のかせた一つの要因になっているのではないかと思います。もう一つは春先の豪雪ということで、利用期間そのものがちょっと短かったということも、一つの要因ではないかと思っているのですが、結果としては3,000人位減っているという内容になってございます。以上です。

3番: 34頁17款の寄付金でございますが、右側の備考の欄でふるさとづくり応援寄付金290万円ございますが、この内容について教えて頂きたいと思います。

まちづくり課長: これにつきましては、町外に住む方が舟形町を応援するために、ふるさと納税という仕組みができまして、それに基づいて町の方に寄付された金額になります。昨年につきましては、69件292万8千円の寄付金を頂いております。

3番: ふるさと納税ということで受け止めて宜しい訳ですね。関連でございますが、次の項、繰入金で2目の元気・舟形ふるさとづくり応援基金繰入金でございますが、これとの関連は何かあるのでしょうか。**まちづくり課長**: ふるさと納税につきましては、うちの町の場合は寄付金を頂く時に、どういった項目に使って頂きたいという意向を取っています。そういったことで、その意向を反映する為に一旦基金の方に入れまして翌年度の予算の方に反映させて、振り分けております。この基金の金額につきましては、3月の当初予算に挙げる必要がある為に、1月から12月までの寄付金について積立をして、それを翌年度繰入して活用させて頂いております。そういったことで先程の歳入の方には、応援基金の寄付金が、年間の寄付金がありますが、それらを歳出の段階で積立金の基金の方に積み立てます。それで翌年度に1月から12月までの寄付金について、予算の方に3月の当初予算に反映させて、活用させて頂いているということで、若干数字は年度間と年の関係で違いますが、そういったことで基金の方に繰入れて、活用実態が分かるようにしているところでございます。

9番: 40、41頁の雑入の関係ですけども、最上広域関係資源物の売却金、交流センターの分担金還付金、 分担金過年度還付金という項目がありますが、この内容についてお願いします。

総務課長: 雑入の方で、最上広域交流センター分担金還付金、最上広域の分担金過年度還付金とあり

ますが、最上広域の方で年度当初に総務関係とか、それぞれ関係課の方に分担金がきますが、広域の方で は必ず一度精算しまして、余りますと出資の割合の割合に応じて、毎年全て戻すような感じにしておりま すので、支出項目について全て金額の大小に関わらず、そういった感じでしておりますので、それは向こ うの方から実際に精算して、還付金を今回雑入として挙げさせて頂きました。

健康福祉課長: これにつきましては数年前から、ペットボトルとかそういうものの、各ステーションに資源物の回収をしている訳ですが、その売り上げを各市町村の方に配当するということになっております。全市町村で新庄市さんとか、一部そういう体制を取っていないところもあるものですから、そういった感じで各市町村に、還元するという様なことでの還付金と思っています。

9番: この資源物の売却金については分かりました。ちなみに舟形分としては103万円程按分してきているということですが、全体ではどの位になっているのか分かれば、その一点をお願いします。それから広域の分担金の還付金についてですが、下の方に、これは22年度分だと思うのですが、27,000円程の還付金があります。これに比べましても過年度分95万円、かなり額的には多いなと思うのですが、ここ2,3年で特別徴収的なものがあったのでしょうか。

健康福祉課長: 資源物売り上げの全体の資料がありませんので、後ほど調べて報告させて頂きます。

総務課長: 詳細については、後で調べて返事致しますが、今回の南署の建設にあたりまして統合しておりますので、それぞれ市町村で分担金が減ったのが一番大きい原因なのかなと思いますが、細部に亘り後で調べて確認してからお知らせしたいと思います。

1番: 25頁ですけれども、体育施設使用料の中で、運動公園使用料7,350円、B&G海洋センター・プール使用料32,470円、B&G海洋センター使用料51万1,180円とありますが、プールの横に併設されている運動公園ではないかと思いますが、このプール32,470円の使用料は、なかなか利用者がいないということは前々からの課題であると思います。大体これで何名くらいの利用料があったのか、これに関してあのプールを維持管理していくには、毎年多大なる経費が掛かっている訳です。衛生面を管理しながら使用して貰うということと、財産形成的に守っていく為の経費も掛かると思いますが、その辺をなくすことは出来ないのは分かっていますが、今後の対策等を踏まえて意見を聞かせて頂きたいと思います。

教育次長: B&Gの海洋センタープールにつきましては今年度改修も行いまして、これから海洋スポーツも踏まえて、今まで通り運営していきたいと考えてはいます。人数ですが、手元に資料がないので後で報告させて頂きます。

8番: 35頁、財産貸付収入の収入未済額22,210円、その内容をお聞きします。

総務課長: 収入未済額の金額ありましたが、町の土地を貸している訳で3件ございますが、お名前を言いますと色々と誤解を招く恐れがございます。早急に支払って頂けるように話はしておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

8番: 決算審査意見書の7頁にも載っていますが、早急に回収されたいという意見書もありますので、 その回収計画がありましたらお聞きしたいと思います。

総務課長: 個別に折衝しておりますけれども、また再度、早急に回収していきたいと思いますので、 宜しくお願いします。

委員長: 他にありませんか。なかったら歳入については3件の答弁保留されておりますので、10分程 休憩致します。(10:56)

委員長: 再開します。(11:08)

教育次長: 1番議員の予算書25頁、B&G海洋センター・プール使用料についての利用人数ということでございましたが、平成22年度804名で、ちなみに今年度はもうシーズン締めましたけども、848名になっています。以上です。

委員長: 質問いいですか。次お願いします。

健康福祉課長: 9番議員の最上広域の資源物売却金の総額でございますが、全体で546万3,646円でした。これは最上管内の6町村ということで、新庄市と最上町が入っておりません。それから先程、内容でペットボトル等と言いましたが、以前はそういうことでペットボトルを輸出している分を還元するという様な話でしたが、実際中身は資源のアルミ缶と資源のスチール缶でしたので、訂正させて頂きます。

総務課長: 先程、最上広域の分担金の過年度還付金95万円ございますが、最上広域の方で確認して参りました。例えば人件費とか工事費、維持管理等が若干削減になっている様であります。そして歳入とし

て見ておりました手数料等が当初見積もった額よりも多少増えているということで、全体的にこれだというのはないのですが、最終的に全て精算しまして、そして舟形町の方に分担金の支出比率に応じまして、95万円を舟形町に還付したという説明でした。

9番: 資源物の売却については分かりました。要するに折渡に在りますエコプラザで圧縮したものを売却して各町村に按分しているということですね。分担金の還付についてですが、先程課長は単年度毎に締めて、それで入場金については単年度毎に還付しているという話でしたが、ここにあるのは過年度分ということで95万円出ています。去年の分として27,000円。3万円としても30年分位の額になる訳です。ですからここ2、3年の間、特別に徴収した様な経緯があったのかとお聞きした訳ですが、今の説明ですと、毎年単年度決算をしていないということになる様な気がするのです。その辺もう一回尋ねます。

総務課長: 先程説明致しましたが、基本的にはそれぞれ、ここでは最上交流センターゆめりあの分担金ということで、その分そこで精算して、それぞれの分担金毎に精算しまして還付する訳ですが、最後の方が過年度分のものにつきましては、最終的に全てを精算するとなっておりますが、その件はもう一度昼から改めますが、最上広域の方に確認してそのやり方について後でまた説明をさせて頂きたいと思います。**委員長:** 他にありませんか。歳入については1件の答弁保留されております。少々時間が掛かりますので、まだ終結しないで次に進みます。

6番: もう一点だけ質問させて頂きます。36頁の延滞金となっておりますが、本来ならば予算の時に話すのが当然だと思いますが、結果を見れば町税だけで1,700万円程あります。そうした中で回収の努力があって45万円位のお金が入っております。只、当初予算5万円という姿の出し方がちょっとおかしいのではないかと思うのです。延滞金が1,700万円程ある中で、5万円の回収に努力するというのが、私には努力が入っているのかというのが感じられます。努力を目標にすれば、本来はこの10倍なり20倍なりの予算を組むべきではないかと、結果論としては45万円程入金になっております。その努力は認めるのですが、その目標というものをもう少し高くする必要があるのではないかという、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

まちづくり課長: 22年度につきましては45万円程入っておりますが、延滞金につきましては議員さんがおっしゃる様に5万円ということで、低い目標になっております。これについては5万円しか入れないという訳ではなくて、それ以上の目標を持っている訳ですが、予算ですので、それを最低限クリアする必要があるということもありまして、ちょっと低い数字になっております。今後これについて、どの程度まで上げられるのか、内部の方で検討しまして今後対処して参りたいと思います。

6番: 毎年、当初予算には少ない額が計上されております。それは努力をしたものが実らないということになると、また問題があるという考えを持っているのでしょうが、只、目標ですから、あくまでも努力をして初めて滞納を少なくするという様な、やはり滞納の回収努力が見えるような形で、もう少し事前に当初予算をするべきではないかと感じます。実際に毎年の姿を見ますと、当初予算よりも数倍、数十倍と回収されております。そういう姿が実際ありながら、余りにも低く押さえるということは、職員間の努力が足りないのではないかという感じを受けてしまいます。逆にいえば努力したのですが、そこまでいかなかったというものがあれば、それはしょうがない事実だと思います。そういう姿の考え方をもう一度お願いします。

まちづくり課長: 議員さんが言われる様に、予算の反映の仕方について、今後検討して参りたいと思います。

委員長: 他にありませんか。歳入の件に対してここでは保留にして、次に移らせて頂きます。

一般会計歳出 第1款 議会費

委員長: 一般会計歳出の審査を行います。第1款 議会費の読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第1款 議会費の質問に入ります。

(無しの声)

無しの声があります。無しと認め、第1款 議会費について、質疑審査を終結致します。

第2款 総務費

委員長: 第2款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第2款総務費の質問に入ります。

4番: 60頁、61頁の公共ネットワーク管理事業のパソコン保守点検委託料、並びに使用料及び賃借料ということで、500万円近くになっている訳です。それと戻って56頁、57頁の総合行政システム事業費の中で、電算機器等保守料890万円、或いは使用料及び賃借料ということで、2千万円程上がっています。また頁が変わりますが、66、67頁の戸籍総合システムリース料1,100万円程。要するに言いたいことは、電算機器の整備に伴って数千万円程の整備をしているということになろうと思いますが、それをこの中で目立つのが保守点検料ということと、リース料がちょっと目立ってくる訳なのですが、これは毎年毎年数千万円というお金が電算システム代に今後もずっと掛かっていくということなのでしょうか。

もう一点、2款の1項17目公共ネットワーク管理事業の中の、行政成果報告書の中に、これは堀内出張 所や生涯学習センター、多分インターネットで繋いで、そしてこの中には業務の効率化を図っていると書 かれている訳ですが、本当にこれだけの電算システムの投資に見合った、職員の業務の効率化が表れてい るのかという気がします。その2点について、毎年掛かるのかということと、効率化がどれだけ進んでい るのかについてお伺いしたいと思います。

総務課長: 今、広範囲に亘りましてご質問頂きまして、目の若い方から説明させて頂きますが、始め に総務費の10目の総合行政システム事業。金額が非常に大きくなっているということですが、成果報告書 の10頁の方にも記載してございますが、執行額が3,200万円ということで、結構金額が多くなっておりま す。町の方でそういう行政システムをずっと進めている訳ですが、ここで業務量を記載していますが、ほ とんど電算化になっている訳です。選挙始め、例えば税務関係でしたら税利子等が違うとか、ちょっと様 式が違いますと、全てソフトの面で全部改正しなくてはならないということもございまして、今やってい ますのが、総合行政システムで公共下水道の料金を含めても33項目、それから町の方の財務会計システム、 これも全部歳入歳出とか予算関係もこのシステムを導入しておりますので、後、地理情報につきましても、 例えば個人の名前を入れますと、その人の所有している土地、建物等がすぐに取り出せるとか、又、例規 集につきましても厚い例規集がございますが、それもネットの方から自分の欲しい時にすぐ引き出せる。 そういった感じでほとんどの業務におきまして、電算化になっております。当然、住民基本台帳でありま すとか、そういったことがメインになると思いますが、そういった業務量が年々増えてきておりますので、 今後安くなるのかというご質問でございますが、町の方でもなるべく安くしたいということで、町の担当 の方でも見積もりの段階から、なるべく無駄を省きながら1円でも安くあげたいとやっておりますし、前 にも他の議員さんから一般質問にもございましたが、見積もりを取りながら、金額は業務量が若干増えた としても委託料は少し削減とか、そういった感じで努力をしておりますが、基本的には毎年総合行政シス テムとしまして、この程度の金額はこれからも掛かるのではないかと考えております。

それから17目ですが、広域ネットワーク管理事業。これは平成17年に総務省の補助事業で導入致しまして、これらを町の方でインターネットの普及とか、いろいろ図っていた訳ですが、高速通信を導入していかなければならないということもございまして、町の方で役場とか小中学校とか生涯学習センター、公共施設を結ぶ為の事業を平成17年度にやっております。目的としましてはインターネットを普及していきたい。それから学校の情報に伴う記録を推進しておくとか、それぞれ公共施設、役場を含めて5ヶ所にタッチパネルのような形で、今は大分普及しておりますが、インターネットとか普及させる為のものでしたので、簡単に触れることによって、いろんな情報とかそういったものを町民の方達に味わって頂きたいということで、平成17年度に広域ネットワーク管理事業として導入をしております。そして委託料と致しまして、結構大きい金額が出ておりますが、これも維持管理していく為に600万円前後位の金額は毎年掛かります。理由と致しまして、パソコンも含めていろんなPCがございますので、その保守点検、委託料も含めまして、後はNTTさんの方から、いろんな施設をお借りしているということもございます。NTTさんに支払うお金もございますので、毎年この位の金額が支出されていくのではないかと考えております。4番: 毎年この数千万円という支出が続くということなのですが、広域ネットワーク管理事業について

4番: 毎年この数十万円という文出か続くということなのですか、広域ネットリーク官理事業について 説明の中に、堀内出張所と生涯学習センターにおいて、各種証明書の発行ができるということなのですが、 この使用頻度、使用率について教えて頂きたいと思います。更にこの説明の中には、インターネットの他 にメールや I P電話が利用可能と書いてありますが、これは職員間が行う業務のメールのやりとり、或い は電話のやりとりなのか、それとも町民がそこに行った時にも、利用できる制度であるのかというところ をもう一度聞かせて頂きたいと思います。 **総務課長:** 町の出先機関の環境改善センター、それから生涯学習センターの方にも設置してありますが、前は電話回線を使っておりましたが、今は庁舎と同じ様な感じでメール、国、県の方からも報告文書等を含めて、依頼はほとんどメールで入ってきて、数字等を入れてまたすぐ送り返すというのが、今の通常の業務の状態になっておりますので、出先機関も役場で仕事をしているのと同じ様にそういった感じで、メールとここに書いてありますが、これはお互いに情報交換ということで、役場と出先も使いますけども、また出先の方も国とか県とか関係機関等の文書等のやりとりも自由にすることができます。又、印鑑証明書等も発行できますので、その件数とございましたが、ここにデータはございませんので後で調べて参りますが、これは昨年一年間の使用回数で宜しいのでしょうか。

4番: 是非この使用に関しての提出をお願いしたいと思います。そしてできれば多くの方に使って頂けるとありがたいなと思います。この公共ネットワーク管理事業の中の目的に、小学校の情報、教育委員の利用も兼ね備えていると書かれているのですが、学生を対象にした事業であるならば、教育関係の費用、教育費の中に入ってくるものなのではないかと思いました。総務課でも総務費の中でもやはり教育関係のことも考えて、こういったものを支出していると考えて宜しいのでしょうか。

総務課長: 平成17年度に導入致しました公共ネットワーク管理事業につきましては、将来的に町全体に普及していきたいということもありますし、又、学校教育等でも活用して貰いたいということで、基本的にハード面が主な設備をさせて頂きましたので、その後教育委員会の方でも、例えば児童交流会で実際やっているということをいろんなパソコンの事業とかものでできますので、そのソフトにつきましては教育委員会の方でも、いろいろ予算を計上しながら対応していると思います。あくまでも公共ネットワーク事業は次の18日に光加入とございますけども、平成20年度に全町に亘りまして、光ファイバーも特設致しましたので、その前段として公共ネットワーク管理事業をやりまして、それを受けて更に全町に拡大していったということで、そういった啓蒙的な要素も含まれていますので、その辺も宜しくお願いしたいと思います。又、教育委員会等については、教育委員会の方でお願いしたいと思います。

教育次長: 教育委員会の方では、後に10款の方でIT教育事業ということで出てきまして、やはり備品の購入、パソコンの使用料で昨年度決算させて頂いております。

6番: 一般質問の時に答弁を今日やりますということだったのですが、重要文書の貸出を庄内の方で預かっている、その金額がどうかという答えをまだ貰っていませんので、お願いしたいと思います。

総務課長: 一般質問の時にも大場議員さんの方から、そういったご質問がございましたけども、その時もお答え致しましたが、書類等を向こうの目情システムによって契約している訳ですが、基本的に先程申し上げました総合行政システム関係、全部電子化されておりますので、集中した情報管理を酒田にございます目情さんの方で一括管理をして頂きまして、町の方で必要に応じて担当課の方で引き出して利用していくことにしております。今までは役場の会議室の手前にサーバー室、機械室がございまして、そこでやっていた訳でありますが、又は地震等、役場等に火があった時に、情報がすべて破壊されてしまいますので、安全面等を考慮して、クラウドと言っていますが、酒田の目情さんの方で情報等を管理して頂いているという訳です。そして必要に応じて各職員が毎日パソコンで、それぞれ引き出して業務を行っております。書籍とかでなくあくまでも電子化されたものでありますので、倉庫とかでなくてデータとして向こうで管理して頂いて、町の方ではその都度引き出して業務を行っておりますので、その為の管理費というのは特に支払っておりませんので、それぞれの業務については支払っておりますけども、建物の管理等は支払っておりませんので、宜しくお願いしたいと思います。

8番: 今の情報管理の話を聞くと、庄内の日情の方に情報を一元的な管理して、必要な時はそこから引き出してやるということになりますと、バックアップ体制の点からいきますと、町には全然情報が無くて庄内の日情の方に情報を一元化しておいて、もし庄内が災害か何かで駄目になった場合、バックアップ体制ということで、もう一つ何処かに情報を一元的に管理するということはないのかお伺い致します。

総務課長: 基本的には今まで役場の3階の方で全部管理していた訳ですが、役場も耐震の調査を行っております。これから改修等も入りいろいろ予定されると思いますけども、あくまでも日情さんの場合ですと専門業者でありますし、いろんな耐震関係とか構造的なもの安全面、そういったことはプロでございますので、そこで一元的に管理して頂きまして、そこから必要な時に町の方で情報を得るという感じですし、又、町の方のサーバー室の方でも情報を一元的には管理しておりますが、ある意味では役場と酒田の方にございますが、その2つに同じようなものがあると、理解して頂いても宜しいのではないかと思いま

す。向こうの方は私もまだ見てはいないのですが、写真等を見ますと本当に地震とか大雨とか、いろんなものを想定して災害等があったとしても、きちんと管理できるような施設になっていると聞いておりますので、私の方でもまだ現場を見てなくて大変失礼なのですが、現地の方もきちんと確認をして参りたいと思います。

4番: 60頁、61頁の行財政改革推進費。行財政改革推進委員の報酬ということになっていますが、成果報告書の中にもありましたが、今年の2月に行財政改革建議書が出されてあります。それが去年度の成果といっていいと思うのですが、これに関して職員の人権費や、或いは抜粋しますが、職員の目標は町民100人に対して行政職員1名以内と考えるべきとか、人件費の抑制と共に職員年齢構成のバランスを取ること、或いは行政サービスなど考慮し、必要な職員数を明確にというふうに終わっているのです。この辺について聞きたいのですが、この建議書を受けて町はどの程度の職員で、この町を今後やっていくのかということを明確にして欲しいと建議書にあった訳です。それから年度が替わって新しい年度がスタートした訳ですから、その答申を受けてどういう方針でいこうとなったのか、お伺いしたいと思います。

総務課長: 行財政改革推進委員会につきましては昨年6回開催致しまして、委員の方10名でございますが、今佐藤議員さんの方から質問が出されております様に、その都度広報等でも町民の皆さんに建議書という形で提議されていますので、その内容は町民の皆さんも理解していらっしゃるのではないかと思います。当然職員の定員管理の問題が一番大きい訳ですし、後は人件費の削減とか、何点かに亘って要望がございます。又、すぐできるものとある程度時間をかけないとできない感じが致しますが、町民100人に対して1名の職員ということは、いろんな会合で出されておりますので、それも建議書の中に明確になっておりまして、それも将来的な町の目標として努力はして参りますが、業務量も煩雑化されておりますし、又、人口が減ったとしても業務量が見合った分だけ減っているかというと、逆に年々業務量も増えておりますし、ここから災害対応でありますとか、今まで無い様な事業も出ておりますので、必ず100人に対して1名の職員というのは将来的な目標としては達成していかなければならないと考えておりますが、その辺もいろんな機関がございますので、本当に適正な職員の定数管理について、いろんな場で議論はして参りますが、行財政改革推進会という敬意のある会議でありますので、町長も重く受け止めるといった答弁もしておりますので、それに向けて努力はしていかなければならないと考えております。

4番: まず行財政改革推進委員の建議書と、比較対象になってしまうのかもしれないです。町づくり審議会という外部団体からの町を見て頂くという組織があると思うのですが、私の印象では町づくり審議会の意見というのはすぐ通る様な印象があります。こういう建議書を作ってくる行財政改革推進委員の答申については、町の反応が遅いと私は感じております。是非そういうところをなくす様に、そういうふうに思ってないのかもしれませんが、私はそう思っていますので、建議書の内容をスムーズに精査してスピーディーに行革して頂きたいと思います。

その中で私が是非お願いしたいのが、先程の電算システムの中の行財政改革、或いは職員の資質の問題にも関わってくることなのですが、議会に提出する文書などに非常に間違いが多いということです。これはパソコン病ではないのかなと思うのですが、あまりにも電算化しすぎて、非常に間違った文書が我々に提出されてくるというのが、はっきり申し上げて不愉快です。それを我々10人の議員と町長しか、直接町民から選ばれた人間というのはいない訳ですから、もう少し精査をして、例えば予算書、或いは補正予算も今回ありましたが、職員がきちんと手分けして、パソコンだけ電算システムだけが出してくる数字を、そのまま出してくるのではなくて、きちんと担当を分けて、我々選ばれた10人にそういう文書を提出しようというところが見えないと思うのです。間違いが多いことに関しては、職員に対して確認して貰うべきだと思うのです。そういうところはやっているのかと疑問に思いますので、その辺のところお伺いさせて貰います。

総務課長: いろんな開合でもそうですが、特に議会の場合ですと、今佐藤議員がお話になられました様に非常に職員も緊張しながら対応はしているつもりでございますが、これまでも誤字脱字等が出まして、議員の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしておりますが、もっともっと緊張感を持ちながら誤字脱字等のない様に、再度何回も何回も読み合わせをするとか、又、複数の人が目を通すとか、そういう感じでこれから誤りのない様に対応して参りたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

4番: そうやって、予算書なり補正予算書を他の職員も目を通してしっかりと見て頂くという、それもある意味で職員教育になると私は思うのです。いろんな観点でこういう文書等をもう一度チェックして、

偉ぶっている訳でなくて本当に我々も選ばれた10人なのですから、そこにきちんとした文書、或いは説明 文を添えて出して頂くという心構えを見せて欲しいと思います。以上です。

総務課長: 今佐藤議員さんからご意見がございましたことを、全職員にも徹底しまして、絶対間違いのない様にこれからも対応していきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

委員長: ここで1時まで休憩致します。(11:53)

委員長: 午前中に引き続き、これより再開致します。(13:02)

午前中の歳入農村環境改善センター使用料について、町づくり課長より答弁の修正がありますので、答 弁をお願いします。

まちづくり課長: 先程、加藤議員の質問で農村広場の照明の使用料ですが、条例が規定されてないと申し上げましたが、条例がありましたので訂正させて頂きたいと思います。農村広場の照明の使用料につきましては、1時間当たり800円を徴収することとしまして、それから子供達のスポ少とかの利用につきましては、照明を含めて減免規定によって減免をされていることを申し添えます。以上です。

委員長: 他にありませんか。

ちょっと休憩します。(13:03)

委員長: これより再開致します。(13:03)

5番: 今課長から答弁貰いました14万円何かしらの使用料ということで、私はもっともっとあるのかということで質問しました。そして今言ったように子供達が使うというのは大変素晴らしいことだし、先程も言った様に町内からの人気があるのでなくて、使用し易いということであります。土曜日、日曜日に関しますと、中に入れず道路に駐車している親御さんがいるのは、利用度が沢山あるというのは分かっているのです。只、それに関して逆に言うと南部保育所のことを聞きたかったのです。その位利用度があって素晴らしいグラウンドだったら、南部保育所をどうするのだという、あのままでいくのかということも併せて聞きたかった訳です。もし答えられるのであればお願いしたいと思います。

総務課長: 南部保育所につきましては議員さんもご存じの通り雨漏り等も大分しておりますし、又、地域の皆さん含めて活用について公募等を図った訳ですが、なかなか利用する方もはっきり言いまして今のところ出てきておりません。又、これから冬期間迎えますので、維持管理等も毎年毎年加算致しますますので、解体の経費の見積もり等も含めまして、そういった選択肢も含めて只今検討中でありますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

5番: 今課長が雨漏りと言いましたが、直したばかりですよ。分かりますか。そういうのは答えにならない訳ですよ。私が言うのは利用価値、例えばどうしたらあれを使っていけるのか、今言った様に解体するのか、そういうことも併せて、何回も言いますが素晴らしいグラウンドで、本当に子供達がナイターもできるということで、利用度が高い訳です。それに関連してそういう施設をこれからどう絞っていくのか私は聞いたのであって、それを踏まえながら検討して皆が喜ぶ様な方法で解決して頂きたいと思います。終わります。

委員長: 総務課長ありますか。歳入の方はもう一点ある訳ですね。

総務課長: それでは午前中に八鍬議員さんの方から、広域の分担金につきましてありましたが、私の方からもう一度確認する意味を込めまして答弁させて頂きます。始めに過年度分、21年度分の還付金95万円ですが、これはあくまでも21年度の分でございます。22年度5月に出納閉鎖しまして、最上広域の議会ですが、市町村の議会が終わって10月の上旬頃には開催されるということで、22年度は10月の議会を経て広域議会を経て、それから還付金について各市町村にお金を納入するという感じになっております。21年度の還付金95万円ですが、その内訳が人件費とか維持管理、歳入関係の手数料等の増ということであります。項目ごとに見ますと、広域交流センター分担金で還付金が19万4千円、へい獣保冷庫管理費分担金で29,000円、リサイクルプラザ最上の分担金38,000円、し尿処理分担金51万6千円、消防費分担金17万3千円、舟形町に対しまして合計で95万円が、21年度分、過年度分として還付されております。全体で還付金額の合計ですが、2,135万9千円を8市町村の方に還付という形になっております。それからもう一つ、下の方ですが最上広域分担金還付金27,000円とありますが、22年度分です。議員さんもご承知だと思いますが、ゆめりあを建築した時に地域総合整備債をお借りして、言葉悪いですが、大蔵村さんが一番財政力が悪い。それで大蔵村さんが窓口になって起債を起しております。非常に大蔵村さんが窓口になっており地方交付税で還元になってきますが、その還元率が一番高いということで大蔵村さんが窓口になっており

まして、今回広域の方で確認しましたところ、交付税の町税率が若干変動したということで、例年よりも少し地方交付税として入ってくる金額が余分に入ってきた超過分を8市町村の按分比率に応じて、その分を23年3月31日付で各市町村にお返しした。舟形町につきましては27,000円、ゆめりあ分の償還金の還付ということで、27,000円を還付されております。同じような表現が重なりまして、非常に分かりづらい様な感じが致しまして、大変申し訳ないと思っておりますが、以上の経過になっております。

委員長: よろしいですか。これで保留しておりました、一般会計歳入の質疑審査を終結致します。 午前中に続き、第2款 総務費の質疑に入ります。

6番: 先程4番議員からありました職員の教育の問題。それに関係して58頁の職員研修費についてお聞きします。当初予算では170万円あったものが75万円の減額をして、その他41万円の不用額が出ているということは、職員教育は一番大事な問題ではないかと私なりに感じております。先程の質問にもあったように、職員の勉強が一つの地方行政を荷っていく為には、今行革で言われている様に、100人に1人の職員にするべきという方向付けが、どこの町村でもされております。そうした中にも前向きに考えるには、職員研修が一番大事じゃないかと、それを補正予算してまでも減額し、170万円の予算に対してたったの53万円の金しか職員教育に使っていない。それは由々しき大事ではないかという感じがします。その辺のことについてお答え願いたいと思います。

総務課長: 職員研修につきましては、これから益々職員の定数も減少しておりますし、一人一人の職員の資質向上ということで、議員さんがおっしゃります様に職員の研修が非常に重要になってくると思います。町と致しましても、山形県の方で研修施設がございますが、そこに年齢とか業務内容に応じまして、年間のスケジュールに伴いまして、それぞれ研修を計画的に行っております。またここで減額が出ておりますが、これまで過去3人だと思いましたが中央での1年間に亘りまして、月に1回か2回、1年間で中央研修といった職員の研修の講座もございましたが、今回、町の方でも募集したところ、職員から手が挙がらなかった。行ってみたいという方が今回いなかったということで、その分を削減させて頂きました。又、これまで行かれた3人につきましても、内部で報告会とか色々と研修の成果を、行かない方に対しても伝授して頂ける様な、報告会等もさせて頂いております。それ以外でも研修の要項等もございますので、それぞれ職員が意欲に燃えて研修等を申し出た場合は、総務課の方でもできるだけ研修に行ける様に、段取りをしていきたいと考えております。

6番: 総務課長の答弁を聞きますと、計画を立てたのだが、色々な事業の中でやれなかったという答弁もありました。益々人員が少なくなり削減されている中で、今年も職員が忙しいから研修には行けないという姿が毎年多くあるのではないかと心配されます。あえて課の対応を見ながら、それを強制的にリードしながら、総務課長として研修に行かせるのも、上司たる人の立場ではないかという感じがします。その辺をもう一度お願いしたと思います。

総務課長: 職員の研修費はここで計上してありますが、それ位でも総務課以外のところで旅費等があります。又、自分のスキルアップをそれぞれ目指していかなければならない。後、今電算化が進んでいますので、どうしても絶えず新しい情報等を身に付けていきませんと、仕事にも支障が出てくるということで、個々においてもここには出ておりませんが、専門にパソコンの教室に通ったり、自分で専門書を購入して勉強したりとか、そういった職員もおります。又、それぞれの業務内容に合った様な研修は今もやっておりますが、これからも計画的にやっていきたいと思います。又、町の方や職員の方からもいろんな研修の案がありましたら、なるべく応えていける様に努力はしていきたいと考えております。

6番: 分かりました。只、この研修だけでなく、行政内部ではいろんな姿の中で研修がまだまだある。 今後とも資質の向上を目指し、研修する者はどんどんして、人員削減の道しるべを創るのも今ではないか と感じる訳です。そうなるまで今の状態を考えれば、当初予算をこんなに出さず、最初から少なくした予 算化をし、或いは別の研修があればそれに応募して貰うという姿で、今後も予算化の時からそういう点を 考えながら対応する必要があると思うのです。もう一度だけ宜しくお願いします。

総務課長: 町の方から職員が出張して研修する場合もありますし、その場合は旅費等が出て参ります。後、町の方で教育委員会や農業関係やいろんなジャンルの先生方を招き、町又は関係機関で町内での研修も結構やっておりますので、そういうとこに職員も参加しながら、自分の業務の方にも生かしていける様にしていきたいと考えております。又、大場議員さんが言われました様に、ここで一つの目として研修費、旅費等もとっておりますので、なるべく不用額を残さない様に、有効的にこれから執行して参りたいと思

いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

4番: それでは62、63頁の住民生活に光を注ぐ交付金事業費の中の児童養護施設双葉荘耐震改修事業の中の社会福祉法人最上栴檀会負担金300万円。この内容ですが、どういう診断が成されて、栴檀会というのはどういう組織で、8市町村で持っているのかどうなのか、その辺のところの質問と、その下の、緊急経済対策基金事業1,300万円ありますが、繰越が1,270万円、今年の歳入で50万円入っている訳ですが、ほとんど自殺予防事業にしか使われていない。この基金に積み立てられている緊急の経済対策できている基金に出さずに、経済対策に使うべきなのではなかったのかということです。以上2点。

健康福祉課長: 最初に児童養護施設双葉荘耐震改修事業支援事業ですが、児童養護施設ということで、18歳未満の児童を家庭で見られない方については、そこで見て貰うということで、定員が50名の施設なのですが、老朽化しているので昨年度から改修工事に入りまして、今年度完成の予定でございます。国なり県の補助金も頂いている訳ですが、それでも少ないということで最上管内の市町村に人口割やいろんな根拠で負担金をお願いしている訳で、これについては300万円ですが、2年分の600万円を舟形町の方から負担金として納付するとなっています。実際の事業が完了して時点で精算して、残金が出れば市町村の方に返すということでございます。栴檀会につきましては民生児童員協議会、昔は総務と言いますが、今は会長ですけど、その人達が理事という形で中心になって恵まれない児童の為に組織化しまして、立ち上げたと聞いております。以上です。

総務課長: 大変失礼致しました。緊急経済対策の基金の需要でありますが、1,300万円積立しておりますが、実際に町の方に交付になってきた時期が3月と遅かった為、繰越明許ということで、22年度で何故緊急にも関わらずできなかったかという質問だと思いますが、基金の方に積み立てをさせて頂きまして、23年度で事業を実施させて頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

4番: 前段の養護施設の件ですが、耐震の改修工事と書かれていますが、あそこには子供達が寝泊まりする棟と、ちょっと離れて体育館もあると思うのです。その両方の改修工事にあたっているのかというところと、分担金なのですが、これは去年と今年の2年間なのか、今年と来年なのかということです。又、分担金の配分比率は町村で違うものなのかということです。要するに人口割でくるのか、只一律に各町村300万円なのかを教えて頂きたいと思います。後、経済対策基金の積立金ですが、課長はそう言いますが、決算書の291頁の緊急経済対策事業基金の、5月末の現在高が4,250万円程になっています。要するに、経済対策にきているお金であるにも関わらず、基金に積み増しているということですよね。ここがおかしいのではないかと思うのです。今、経済対策は早急にやらなくてはならない。町としてもやらなくてはならない事業があるはずだと思うのです。先程、総務課長が答弁された内容、年度末ぎりぎりだったのでしようがなくここに入れたというのは、おかしいのではないかと思います。町としてどういう経済対策、こういう基金を使ってでもやろうとしているのか、その辺のところお伺いします。

総務課長: 緊急経済対策の基金の方に積み立てをしている訳ですが、これはあくまでも平成23年、24年度の2ヶ年に亘って活用していく事業でありますので、これから自立支援とかスクールカウンセラーでありますとか、緊急雇用の事業としてお金を頂いておりますので、2ヶ年の中で対応していきたいと考えております。

健康福祉課長: 負担金の年度につきましては、22、23年度ということです。根拠につきましては、人口割と財政力指数ということで、8市町村の按分だと認識しております。耐震箇所は居住棟だと思います。 **4番**: この双葉荘に関しては、お金が有効的に使われて、恵まれない子供達がより活動できる様にして頂けたら良いと思います。私も年1回は奉仕に行っているので、子供達のことはある程度分かっているつもりですので、是非、有効的に活用して頂きたいと思います。後、緊急経済対策の基金ですが、今年と来年度で、今4千万円ある基金が、ほとんど使われる様な経済対策を行う。こういう理解で宜しいですか。

総務課長: 63頁の方に予算緊急経済対策1,300万円と出ていますが、あくまでも1,300万円につきましては、23年度、24年度で予算を執行していく、不用額と出れば返還するという事業ですので、主に人件費等に向けて対応していきたいと思います。

委員長: 3回までですが、特別もう1回質問許します。

4番: すみません。もう1回お願いします。今現在ある基金残高4,200万円に、今後1,300万円は足されていく訳ですよね。そうしますと5,500万円位になっていく訳ですが、そうした中で、今年度と来年の分は今年の積み立て分だからと言って、1,300万円だけを抜粋して使うということが有り得るのかと思うの

です。普通に考えれば4千万円、5,500万円近くなる積み立てを使って、経済対策をするという考え方になるのではないかと思うのです。今の課長の答弁だと、今後5,500万円程積まれる経済対策基金の中の1,500万円だけをまた抜き取って、今年度と来年度にあてるという考え方はおかしいのではないかと思うのです。ある程度は今後町側で経済対策には2千万円の規模のものを考えているなどの指針があって、それらの中に1,300万円位が含まれるという形の説明だと分かりやすいのですが、その辺のところが不透明と言うか、おかしいと感じるのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長: この件については私の方からお答えさせて頂きます。まず基金につきましては当初 3千万円ということで基金を造成しております。これにつきましては、経済危機に日本全国が瀕している ということで、町の方で経済対策をする必要があるだろうということで、4年間の時限の基金になってお ります。使い道としましては、プレミア商品券を発行して商工業者の振興、それから子育て支援在来工法 の財源として、4年間はこういうお金を確保して、連動的に活用して商工業者の経済対策に資するという 目的の下に3千万円の基金を造成して執行しているところでございます。今回の1,300万円につきまして は国の方の仕組みの中で、総務課長が申し上げました通り、光を注ぐ交付金事業が3月頃に国の方で執行 の許可が出たということで、年度中には執行できないので、交付金の仕組みとして基金の方に一旦積み立 てて、それを2ヶ年度に亘って活用してもいいですという仕組みでございますので、基金を新たに作る場 合もありますが、私共の方で作っておりました緊急経済対策の基金でも、国の方でそれについてもいいで すということがございましたので、その基金に今回の1,300万円を積み足しているということでございま す。それから基金は緊急経済対策ですので、早急に取り崩して活用すべきだということですが、昨年過疎 法の改正と延長がありました。ソフト過疎が新たに新設されまして、そちらの方でもプレミア商品券、子 育て支援在来工法の支援などを、ソフト事業として対象になるということでございます。そちらについて も、当初の3千万円の経済対策につきましても、町の単独のお金で積みまして売りますが、過疎支援につ きましては、過疎対象としてソフト事業と認められることによって、起債を1回発行する訳ですが、7割 が町の方に償還金として戻ってくるということでございまして、そちらの方を活用した方がいいのではな いかということで、財源充当をソフト過疎にプレミア商品券等について充当しているところでございます。 従いまして4,300万円程の緊急経済対策の基金が積み増されておりますが、今回の1,300万円の基金につい ては2年間で活用する訳ですが、その他についてはソフト過疎の舟形町の枠がございますので、その枠と それ以上に出た場合については、なるべく活性化の為に使って頂きたいということでございますので、そ れらに活用すべく対応する予定でございますが、今のところ過疎のソフト枠の方で対応できる金額という ことで、こちらの方の取り崩しを行っていない状況でございます。ちなみに現在は、舟形町の業者さんの 方で今年度につきましては、17件のリフォーム、若者定住支援金を実施しておりますが、これらの拡大に 向けて今商工会さんの方でも独自にチラシを作って、推進に努めているところでございますので、これら を活用すべく努力をしていきたいということでございます。従いまして先程から申し上げます通り、4千 300万円の内1,300万円については、早急に2年間で使う訳ですが、3千万円については経済対策として、 ソフト過疎等の状況を緩和しながら活動して参りたいと考えております。昨年からですので、4年間の基 金の活用の期間でございますので、申し添えさせて頂きます。

委員長: ここで伊藤課長より訂正の申し出があります。

健康福祉課長: 双葉荘の耐震の負担金の関係で、根拠を人口割と財政力指数と申し上げましたが、具体的には最上管内で7,512万8千円を2ヶ年間で負担するとなっておりまして、その内訳の人口割が30%、平等割が30%、利用者割が30%という根拠になっておりまして、それを23年度で精算するとなっております。ちなみに双葉荘につきましては昭和47年の12月に全面改築しまして、その後38年を経過しているということで、5回改築という状況です。以上です。

8番: 49頁の文書広報費についてお伺いします。ふるさとCM製作事業費についてですが、前回も質問した件がありますが、このふるさとのCMはテレビを通じて舟形町を売り込むには、絶好のいい機会ではないかと私なりに感じております。この決算を見ますと60,625円。安くていいCMが出来ればこれに越したことはありませんが、これに入賞致しますと山形のテレビ放送で、常にCMとして流れます。そんな訳で我々舟形町のキャッチフレーズは、若あゆと古代ロマンの町ということでありますので、その辺のことを考えますと、もし入賞したとなればテレビに流すCMのことを考えれば、もっともっと経費をかけて入賞を狙うという高い目標をかけてやったらいいと思いますので、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

まちづくり課長: この件につきましては、昨年も質問があった様に思いますが、まちづくり課の方で担当係、企画調整班の中で相当議論をしております。担当の方としましては、製作業者の方に数100万円をかけて発注するという方法もございますが、そうではなくて、舟形町の良さを分かっている自分達と、町民の協力をして頂ける方々が手造りでやりましょうということで22年度もさせて頂いたところでした。実際他町村の方では業者の方に発注されて、数100万円かけた所もございますが、それが全て入選している訳ではございませんので、内の方の若い職員の頑張りたいという気持ちをかって、昨年は幅神楽をテーマにしたCMを作製したところでございましたが、残念ながら入選しなかった訳ですが、こういったところの一つ一つ、CMの金額は少ない訳ですが、地域の方々からいろんな方々まで参加して頂いて、広報でも募集したと思いますが、いろんな方々が参加をすることによって、地域づくりということに寄与するものではないかと思っておりまして、それが入選の方に結び付かなかったのは残念ではございますが、そういった地域の方々と一緒に町づくりを進めたいというまちづくり課の方の考えと、若い職員の考え方もございまして、そういったことで取り組ませて頂いているところですので、ご理解を頂きたいと思います。

8番: 町の職員の努力は私も認めます。町の一番のセールスポイント、テーマというものを念頭に置きまして持続する、今年が駄目なら又同じテーマに挑み、ワンアクションやアイディアなりを付けて、粘り強くCM作りをしていくということが大事ではないかと思います。今回行いました若あゆ祭りも、31回という大きな節目、回数を重ねることによって色々な多方面の認知度、又、セールス。そしてチラシ、ポスター等の努力の成果が2万数千人の観客を動員したという結果に繋がっています。こんな訳でCMも我々舟形町のキャッチフレーズであります、若あゆと古代ロマンの町と、町の花こぶし、木はえんじゅ、その中テーマを絞ったCMを継続的に、そして段階的に技術を向上しながらやっていけたらもっといいCMができるのではないかと考えますので、去年は幅神楽だから今年は何とかいうのではなくて、テーマを絞ったCM、セールスポイントを考えながら、持続性のあるCM制作に取り組んでいかなければと思っています。その辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長: 昨年度のふるさとCM大賞につきましては、11回目を数えておりまして、うちの方でも鮎とか猿羽根山の関係については、相当作った訳でございますが、舟形町にはこれだけかということもありまして、今回は違う視点からいったらどうかということで、幅神楽をテーマにした訳ですが、その辺につきましても、今後内部で検討しまして、今、議員さん言われることも含めまして、更に検討を進めて12回のCM大賞に参加して参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

6番: 私も前回の一般質問で、耐震化の問題で質問致しましたが、51頁の耐震診断が成された訳ですが、耐震診断の中で本庁舎と第2庁舎がある訳ですが、全部その辺を網羅したのですか。それからお聞きしたいと思います。

総務課長: 耐震調査につきましては、昨年度の事業で実施しておりますが、役場庁舎を対象におこないまして、第2庁舎の方は対象としておりませんでした。

6番: 第2庁舎も役場庁舎のはずなのですが、耐震診断しなくても大丈夫だと見たのですか。それとも 今後やる予定があるのでしょうか。後もう一つは、町長の答弁の中で指名停止しながら、今後耐震化の事 業を着手したいという考えを持っている様ですが、いつ頃やるのかというはっきりとした明言はしていな いのですが、町長としてその辺の今後の取り組み方をどう考えているのか、その辺をお伺いしたいと思い ます。

町長: 第2庁舎については改めて耐震診断をしなければならないだろうと思っています。耐震の診断を受けて補強する財源の問題。これは今こうと言うふうには思っていませんが、まず財源が一般でお話した通り、補助があれば一番いいのでしょうが、まず補助がないかどうかを見極める。その中で駄目だとすれば単独となりますので、単独の場合は一般財源でしなければなりませんので、単独での積立金と起債があるかどうかというものを精査しながら進めていかなければならないだろうと、今そう思っています。

6番: ロ頭では22年度の決算委員会なのですが、この度の決算の中において、繰越やいろんな基金に積み立てることを、昨年度もしております。そうした中で、耐震の結果を踏まえて、いつまた同じ様な規模の地震、災害がくるか分らない。地球が温暖化現象で世界中全部がおかしくなっているというのが、否めない事実だと思います。耐震化診断ができた結果を踏まえて早急にその辺の対策を練る必要があると思うのです。この次の23年度には積立をして年度を見ながら、何年度にしたいという考えを持つべきだと思うのです。今町長が言われた様に、起債が受けられない、或いは過度債は駄目、又、積立金もないというこ

とは分かるのです。只、早急に対策を講じるのが今の時期ではないかと思うのです。今後の目標や資金繰りは資金繰りとして、これからはいろんな積立方式も考えながらしなくてはいけないと思うのですが、年度を見ながら、或いは今、庁舎の耐震工事からすれば、前回も聞きましたが、何ヶ月かかるか1年かかるか分らない。予想もされないということですが、これから25年に向って小学校の統合が入る訳ですが、役場庁舎が使わなければ統合した時点から、役場の庁舎の耐震工事をする様な目標を掲げる必要があると思うのですが、その辺の考え方はどうなのでしょうか。

町長: 今、大場さんが言った通りに、そんなに躊躇する課題ではないだろうと、これはその様に申し上げておきます。来年も舟形小学校の大分大きな工事もありますので、その辺も念頭に置きながら財源を確保する手立てを今考えている。小学校が終わってから云々ということもありましたが、その辺も十分、大場議員の意図することも参考にしながら、計画を練っていきたいと思います。

9番: 44頁、1項1目一般管理費の職員給与事業に関連して伺います。人件費についてはここ数年、ずっと減少傾向にきた訳ですが、今年度増加に転じた。監査委員の意見書にもありましたが、その原因は給与、手当等は減少しているが、共済費が増加したという意見でありましたが、私の認識からいきますと、共済費というものはある程度給料に連動して推移するのかと思う訳ですが、給与等が減少しているにもかかわらず、共済費が増加した内容について伺います。

総務課長: 八鍬議員の方からもご指摘ありました様に、又、監査委員の方でも指摘事項ございましたが、職員の人件費、給与等につきましては若干削減になっておりますが、逆に共済費につきましては、年々増えております。これはあくまでも職員の数が減っておりますので、職員が支払う共済金の掛け率ということで、千分の何パーセントとそれぞれ長期、短期などの何項目かに亘ってあるのですが、その掛け金の率が逆に年々上がっておりまして、共済事業を支える為に必要なお金が決まっている訳ですが、職員の数が年々削減されておりますので、どうしても1人当たりの支払う共済金が増高になっておりまして、結果的にそれが人件費の中に含まれますので、給与は減っていますが共済金の掛け金が年々増加している傾向にあります。

9番: 給与事業については共済費も町の方から支出している訳です。普通の企業であれば支払った給与の中から共済費が出るのは通常の例かと思うのです。そういう意味で、21年度、22年度の人件費は7億6,300万円、大体1,300万円程の増加になっております。臨時職員を入れても130人位ですが、年間で1人10万円位の増額になると思うのです。これは国民健康保険等の税制改正などの事情があるのですが、年間10万円の増加というのはかなりの増加率ではないかと思います。まして共済組合というのは職員の任意団体、疾病、怪我等の福利厚生について5条制度だと思うのです。町で共済費を持っている以上、ある程度人件費の圧縮を考えた場合には、どうしても対策がとれないという形になると思うのです。総務課長の説明ですと、共済組合費が共済組合で会計を決める訳ですが、そうなればお金を支払っている方の町としては、費用削減の対策を打ち出せない状況になると思うのですが、その辺をどの様に考えているのかお伺いします。

総務課長: 共済組合の方で支払っているお金が大きいのが、退職手当組合に支払っているお金が一番多いのかなと思います。特別消費、一般消費におきましても、実際に支給率というのは決まっていますので、そういった予算確保をする為に毎月いくらかの掛け金を払う訳ですが、退職金につきましては、八鍬議員がおっしゃる様に、個人の掛け金というのはない訳です。全て共済組合の負担金に全部入っております。職員につきましても、経験年数、定年まで達した時に月数が決まっていますし、特別職につきましても、舟形町では退職手当は組合も加入しておりますので、舟形町だけで率を変えることはできませんので、組合全体として率が決まっております。それに対する月々の掛け金ということで支払わなければならないので、給与よりも実際見ますと共済金の方が高くなってきているのが非常に目に付くと思いますが、これは舟形町だけでなく全ての市町村、又は退職手当を組合に入っておらず、独自でやっているとこもありますが、単独でやっている人にはそれ以上に厳しい状態になっているのではないかと思いますので、これから年々共済費の金額も高くなっておりますので、これから大きな財政的負担になってくるのではないかと思います。町におきましても職員がどんどん増えますと、その分掛け金や個人の負担も多くなる訳ですが、職員の数も年々減ってきておりますので、そういった意味で益々給与も含めて、共済金の掛け金が多くなってくるのではないかと思います。

9番: 総務課長の答弁はよく分かるのですが、今社会の情勢も厳しくて、いろんな年金制度さえも廃止

になっている現状にあります。そういう中で共済組合の掛け金の決定などに、意見を述べる様な機構が適切か判断する機関はあるのでしょうか。それをお伺いします。

総務課長: それぞれの共済組合を運営する為にいろんな部会がありますが、管理下では市町村町の代表の方、職員側の代表ということで、それぞれ同じ人数でそこで協議して、負担金と分担金を決めるシステムになっております。簡単に言いますと、例えば職員も含めて退職金の月数億円を5ヶ月下げるとか、支出する分が多いものですから、それに見合った積立をしないといけないということもありますので、こういう時代で、例えば理事側や職員代表の理事の中で、退職金そのものを月数を削減しようという議論が通れば、それに見合って掛け金も小さくなりますが、そこはお互いの使用者と職員との代表の理事会会議の中で決定することは可能ではないかと思います。

委員長: 既に3回ですが、もう一回許します。

9番: 一般質問でも言いましたが、それが一つの情報開示だろうと私は思うのです。そういうものをきちんとしていかないと、町民、住民の信頼というものが得られないのかなと思う訳です。是非ともそういう意味でも、経過というものも開示をして頂きたいと思いますが、町長いかがですか。

町長: 共済費の全体的な額という捉え方がどうなのかなと端的に思います。職員数は舟形町のみならず、全体的に減っている訳ですので、共済費に要する所要額というものが、今まで1億円ありましたがずっとこのまましていくのはどうか、これが減ってこないと当然職員数は減って参りますので、その1億円をする為にそれぞれの市町村で、プラスアルファの分が増えてくるということだろうと思いますので、その辺の考え方が職員、市町村代表ということで今構成されていますが、まずその所要額のあり方を議論していかなければならないのかなと思います。情報開示については、一般質問でも答弁した通りに、そういう面も情報開示をして、住民から理解を得ることは当然だろうと思います。

5番: 47頁職員手当の中の時間外勤務手当700万円のことについてお伺いしたいと思います。ということは色々な行事、たとえばこの間のあゆ祭りに関しては、第2庁舎の2階が夜遅くまで電気がついているのです。そういうのは分かりますが、イベントがある場合はわかるのですが、普通のときも随分遅くまで仕事をしていると、これ大変なことなのです。私は頭が下がる思いなのですが、その中身については、役場にいるのか電話等いじっているのか、変な言い方になりますが、メールとパソコン等で何かやっているのか。いろんな話も多々聞こえてくる事があります。それでちょっとお伺いしたのですが、前にも確か時間外のことで質問があったと思うのですが、どなたかお願いしたいと思います。

総務課長: 時間外につきましては、ここに決算書が出ておりますように総務課の方で管理をさせて頂いております。この間のあゆ祭りのように全職員が土曜日、日曜日、交代しながら、または2日間出た方もいますが、基本的には8時半から5時までの平常勤務につきましては振替勤務にさせて頂いております。25%の支給ということで前後につきましては特に担当者の場合ですと早朝からだとか、終わってから夜の作業もございますのでその前後につきましては時間外を支給させて頂きます。基本的に平常業務につきましては自分に与えられた業務でございますので、若干1時間、2時間自分の業務のために色々していかなければならないということにつきましては、時間外等は申請はしないようにしております。また、加藤議員さんから言われましたように、交差点になりますので第2庁舎の方は目立つということもありまして、たまに電話がくるときもありまして、私らもなるべく業務が終われば遅い時間にならないようにだけ、担当課長を通じながら話をしております。基本的には大きい事業や、例えば会計検査が入るとか、いろんな査定だとか、選挙とか特殊な物につきましては、これは仕方ありませんが、それ以外の平常業務につきましてはなるべく定時で帰宅できるように、総務課の方でも指導しておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

5番: 今、課長さんが私が言わんとすることを言ってくれたのですが、やはり時間内にしっかり仕事をし、住民のサービスも一生懸命やり、そして町民からやはり役場職員だと言われるような仕事の内容も当然でありますが、人の目というのは、一生懸命やっているんだけれども、何で電気がついているんだとか、何で職員が居るんだとか。色々な物が多々聞こえるときがあります。これは注意していかなければならないと思いますが、それで私が今、代弁をして質問したという言い方ではちょっと語弊になりますけども、そういう話も聞こえるということで質問させて頂きました。以上です。

8番: 57頁の生涯学習センターの中の合併浄化槽保守点検清掃費48万7千円とありますけれども、これはずっと前にも農村集落排水の頃ですか、いろいろ質問した経過がありますが、集落排水事業が完成して

から10数年経ちます。その中で率先して行政はその集落の施設に加入して、一般住民、民間の手本にならなくてはいけないのではないか、という話をした経過がありますが、まだ合併浄化槽でやっていると。前の話だと予算の色んな関係上ポンプアップをしなければならない、工事も結構かかるということで答弁でありましたが、これからは合併浄化槽を利用するのか、それとも否か。それとも集落排水事業に参加して小国川の綺麗な水を守っていくのか、その辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長: 合併浄化槽につきましては、長沢の集落排水と、同じような性能になります。そういったものでないと合併浄化槽として販売はできない訳でございますので、川が汚くなるという訳ではございませんので、綺麗な川の方とレベルが一緒だと言う事をまず申し上げたいと思います。それから長沢の方に加入するということにつきましては、議員さんが言われるように、ポンプアップ等、色んな工事費がかかるという事がございますので、私どもとしましては、基本的には合併浄化槽を今のままの物を活用しまして、更新が来たら接続するような方向で検討をして参りたいと考えております。特に生涯学習センターにつきましては遊楽館のお風呂等がございますので、水量がかなり発生すると思います。水道料金に連動しますので、相当の使用料になるのかなと思いますので、その辺も勘案しながらしなければならないと思いますので、基本的には使えるものは使って、それから後のことは加入を前提に考えていかなければならないのかなと思っております。

8番: 合併浄化槽のいいところは工事費が若干かかりますが、ランニングコストが安いということで合併浄化槽のいい点があります。先般長野県の下條村というところに視察させて頂きました。その当時の町長が言われたことが、下條村のいいところは合併浄化槽の集落排水事業に取り組まなかったことと、それから水道事業に取り組まなかったこと、それが大きな行政の経費節約に繋がっているという話がありました。このことを総合的に考えますと、合併浄化槽はコスト的に安いかもしれませんが、町で財政主導の下に農業集落排水事業をすれば公共事業のいち早く供用に資するということが一番大事なのではないのかなと私なりに考えます。我々下長沢集落排水事業の未だ供用率が85%、農業集落排水事業、各部落でやっております集落排水からみると加入状況が悪い状態になっております。その関係上、やはり町民の意識向上を図るためにも出来るだけ公共施設は率先して農業集落排水事業に加入して、そして供用して頂きたいと思います。確かに金はかかると思います。率先して入ることによって住民の加入率が上がるのかなと思います。

まちづくり課長: 先程申し上げました通り、まず基本的には使えるものは使っていこうという考えを 私の方では持っているところです。それから今議員さんが言われるように町の政策としてやるということ もございますが、生涯学習センターの維持費がどのくらいアップするのか、それから工事費がどのくらい になるのかということも色々検討しながら、今後検討していきたいと思います。

委員長: 他に何かありませんか。

(無しの声)

委員長: 無しと認め、第2款総務費について質疑審査を終結致します。

まちづくり課長: それでは総務課長の方に質問だった訳ですけど、長沢の方の学習センターの証明、並びに堀内出張所の証明関係についてはまちづくり課の方で整理しておりますので、私の方からお答えさせて頂きたいと思います。22年度、1年間で堀内の方の出張所の方では戸籍関係、謄本が50件、抄本が32件、そういったことで全部で495件の証明書を発行したり、届け出を受けたりしているということでございます。それから長沢の学習センターにつきましては印鑑証明が45件で一番多い訳ですが、1年間全体で114件の書証明の発行を行っているところです。先程総務課長の方で総合行政システムということでご説明があった訳ですが、戸籍については総合行政システムは入ってございません。戸籍は法律の改正に伴って去年2月15日に舟形町の方では電算化をしております。これは国の施策によってやっている訳でありますが、戸籍の死亡届、結婚の届け出の証明書関係については数日かかっていた訳ですが、即日交付出来るようになりました。そういったことで国の方でも電算化が進められておりまして、法務省等の働き掛けもあり、舟形町では昨年の2月から実施しているということで、1,100万円のリース料金につきましては入札で5年間のリース料金で1年分が1,100万円ほどなるということでございますので、併せてご報告させて頂きたいと思います。

第3款 民生費

委員長: それでは第3款民生費を審査します。読み上げお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第3款民生費の質疑に入ります。

4番: 78、79頁の福祉の町推進費。この扶助費の中で高齢者コミュニティーふれあい事業扶助費400万 円、除雪サービス扶助費100万円が挙がっていると思うのですが、これに関してはタクシー代だったと思 うのですが、その内容と人数等をお伺いします。あと除雪サービス扶助費、私が一般質問した高齢者のあ る一定の方々の支援を受けた場合の助成金となると思うのですが、地域の中の実情というものを少しお話 しますと、高齢者になられた皆さま方のお子様たちが、例えば舟形町に住んでいて高齢者同士の住まいに なっているという方々がいらっしゃったとすれば、その方々が子供の所、例えば山形市或いは仙台、東京 あたりに来てほしいと子供達が願っても、こちらに住んでいる親がそれを拒否するというケースがやっぱ り多く見られると思います。その理由はご存じのとおり、やはりそちらに行ったとしても友達がいない、 生活様式が違う。或いはこの生まれ育った舟形町がいいと。やはりそういう住んでいる方の意思があれば 当然舟形に住んで頂かなくてはならないということになろうかと思います。ではその家族がそれではご両 親なり、一人だけの高齢者の方の面倒を誰が見るのかという事になってくると、地域の中で面倒を見てく ださいというようになってきていると思うのです。そうなってくるとやはり地域としても知らないふりは していられないと訳だと思います。何らかの援助なり声掛けなり、これは民生員を通じて町内会を通じて もやっている事なんだと思いますが、その中で私が一般質問をした通り、冬場が一番困っているのです。 そこで冬場、間口の広い除雪の支援体制は140万円を使ってやっていますよと言いますが、いざそれを使 わせて頂こうと思って声を掛けてみると、本当に雀の涙くらいの人間の方しか該当にならないということ では、今後まずいと思うのです。これは決算ですから来年度に向けてある程度答弁を頂きましたけども、 町内会への燃料費の負担とか、これは是非よくよく見直して検討頂きたいと思います。以上この2点につ いてお伺いしたいと思います。

健康福祉課長: 今の件に付きまして、成果報告書の中の31頁にもありますように、高齢者コミュニテ ィーふれあい扶助費につきましては、80歳以上の方がタクシーを利用した際の基本料金相当額を助成して おりまして、月2回で年間で24万円を交付して、高齢者が社会参加なり生活圏の拡大を図って頂くような ことをしておりまして、申請者数につきましては443名の方がおりまして、利用述べ件数が6,230件であり まして、その670が基本料金相当額ということで、全体で417万4千円の支出となっております。高齢者世 帯の除雪につきましては、一般質問の中でも答弁しておりますが自力、または親族の除雪の協力が得られ ない高齢者、或いは障害者の方に対して、冬期間の除雪経費の助成ということでしている訳ですが、昨年 度の場合につきましては33世帯が利用されておりまして、利用回数としましては雪おろしの場合において は86回、玄関前の除雪については605回ということで延べで執行額が115万3,808円となっております。と ころが屋根の除雪については最上管内でも各市町村取り組んでおりますが、玄関前というのは舟形町と新 庄市のみではないかと聞いておりまして、窓口となっている民生委員の方々もやっぱり玄関前の除雪につ いても大変いいということで好評頂いているところでございます。この制度については使い勝手が悪いと いか、そういうご意見もございますが、ある程度やっぱり町の財源もありますし、限られた財源の中で、 福祉ということで高齢者を守っていく視点に立ちますと、手を広げると言うか、その辺は財政規模なりそ ういうものがありますので、出来る面については共助なり自助、出来ない分は公助というようなスタンス で臨んでいかなければならないと思いますし、確かに先程4番委員さんがおっしゃられたように、家族の 中で同居を進められても、住み慣れた地域にずっと暮らしたいというお話も伺いますけど、中には県内に 住んでいる方は冬季間でも週1回くらいは来て除雪を手伝っている方も居られますし、そういう面での家 族の絆を大事にしていかなければならないと思っております。また、地域の見守りにつきましては、出来 る範囲で町内会なり民生員の方にお願いしている訳でございますので、その辺の色々な町と連携を取って 頂きまして、高齢者を見守りしていくというスタンスでこれからもお願いしたいと考えております。

4番: 高齢者コミュニティーふれあい事業ですが、これは高齢者の方と話をしていると、よくタクシー券を持っているからこれでいくよという話をよく聞きます。これは非常に良い制度だと思います。是非続けて頂きたいと思います。除雪サービス扶助なのですが、限られた予算というのは分かります。けれども、意見書にもありましたが予算化はしたけどしなかった事業も多数ありますし、財政町政基金等の積み増しもかなりあると、そういう中で果たして財政が苦しいから今後高齢化していくと認めている社会の中で予算を使っていくのはどうかという答弁は当たるかなと思います。ですから、あれだけ広告を出してこうい

う制度がありますよと言っているのですから、それに何%の人が該当になるぐらいの予算をつけていかなくてはならないのだろうと思います。でなければ民生員の方々が該当者に対して耳打ちをするだけの制度でしかないと思うのですよ。これだけの助成をやりますよと、町報にも載せますし、お知らせ版にも載せるし、私の答弁にも答えるしと、そこまで大々的に宣伝が出来るような制度では私はなっていないと思います。民生員の方がその対象の方にちょっと声をかけるだけで良い制度だと私は思います。是非とも話し合いをして、あれだけの宣伝をする訳ですから、それに見合った人々が該当になるという除雪の援護体制が我々も出来るような形の制度を是非作って頂きたいなと思います。以上です。

健康福祉課長: 一般質問の答弁の中でもあったと思いますが、2月末の民生児童教育委員会の中で除雪サービスについての反省会、検討会をして各地域の実態なりいろんな意見を出して頂きました。そしてその意見を元に役員会でも色々意見の集約をまとめております。その案がひとつを元にこれから予算の方で検討して12月の補正の方で若干見直しを図っていきたいと考えております。

4番: 関連ですけども、各地域に高齢者だけの世帯だけではなくて空き家になっているところがあると思います。町に話を持っていくと、町ではそういう個人の財産には手をつけられないという回答で跳ね付けられます。では地域の方々といえば我々がやるしかないということでそういう危険な状態なところに、雪の除雪、或いは母屋の解体等をやっている善意の方々がいるという事もあろうかと思います。過疎化に伴ってそういう現象が起きてくるところのやはり対策等が今後必要だと思いますので、そういったところを広く網羅できるような政策を一つ、町でも考えて頂きたいと思います。空き家の件についてお願いしたいと思います。

副町長: 各町内会でも、年々空き家が増えております。除雪されていないような空き家については、 所有者に問い合わせをしたりしているつもりでありますが、やはり非常に苦労している町内会も確かにあ ります。

それは町がしてあげるというのではなく、所有者が責任をもってして頂くというのが基本であると思いますので、例えば一旦役場がしてしまうと、毎年してくれるであろうという期待を持たれることもありますし、また中には所有者もすぐ近く新庄とかにいながら屋根の雪下ろしに来ないという方も現に居りましたし、その辺はやはり一番の責任者である所有者が責任を持って管理をして頂くというのが基本であろうと思います。あと先程の除雪サービスの関係ですが、色々なご意見があってよろしいかと思いますが、さっき健康福祉課長が申したように、基本はやっぱり老人を支援するのが親族であろうと思います。そしてまた近くや遠くなどに親族がいないとすればその辺で地域なり、町が援助するのであって基本的には親族が面倒をみると。やはり、この件についても町内会でも色々なご意見があるのも事実です。あの家庭を町内会で雪を下ろすべきかどうかという議論も確かにありますし、さっき申し上げたように民生員の中でも、近くに親族がいればその方が責任を持って扶養したり家の管理をしたりするのが当然であろうというご意見もありますし、その辺の事情は民生委員と協議しながら町が援助するという公平、公正、その辺も民生のご意見を伺いながら管理していかないと、何でもかんでも役場がしてあげるというのでは、なかなか公平性が保たれないと言う事もあると思いますので、その辺は色々町内会や民生委員とも相談しながら援助なり、地域での支援を考えていくべきだろうと思います。その辺も今後ともよろしくお願いしたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(無しの声)

委員長: 無しと認め、第3款民生費について質疑審査を終結します。14時50分まで休憩致します。(14:32)

委員長: 再開します。(14:51)

第4款 衛生費

委員長: 第4款衛生費を審査します。読み上げお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第4款衛生費の質疑に入ります。何かありませんか。

4番: 92、93頁の環境衛生費、合併浄化槽処理施設整備事業。先程も質問ありましたが、合併浄化槽の170万円の補助金。2軒に出しているようですけれども、どこの地区に当たるのかということと、先程は農業集落排水、或いは公共下水についての加入率というのがいつも問い正されますが、逆にこの農業集落

排水に加盟しなければならないと思われる家庭が何件あって、まだそこが集落排水の事業をしていないか というところをお伺いしたいと思います。

地域整備課長: 集落排水事業をしていない箇所ですが、集落排水事業入っていない場所は大平地区、 それから太郎野地区、鼠沢が入っていない箇所になります。それから松橋、西又地区も入っていないです ね。整備した地区につきましては経壇原地区、それから紫山地区が1基ずつです。経壇原地区というのは 今回ゴルフ場の入口に新しく家が建ちましたが、その方です。

4番: 急な質問で分かりづらいかもしれませんが、この大平、太郎野、鼠沢、松橋、西又、この地域は 今後もこういった助成金を使って浄化槽設備を導入していかなければならないのだろうと思います。もう 一度質問になりますが、今後どのくらいの軒数の方がこの浄化槽設備を導入していかなければならないの かというところの質問だったのです。分かれば教えて頂きたいと思います。

地域整備課長: 軒数ですけども132軒のうち59軒が済みです。19地区ありますので、73戸分がまだ残っているような形です。

4番: 是非この73軒の方々にも、この水を浄化するという意味でなるべく早くして頂けるように働き掛けをして頂きたいと思います。条例はよくわからなかったのですが、何%の中の補助規定の支出になるのでしょうか。最後にこの質問で終わらせて頂きます。

地域整備課長: 限度額がありまして、100万円の頭金が上限です。

6番: 私からは補正予算を組んでも不用額が余りにも多いと見受けられるものがあります。それが88頁の健康増進事業費。35万円の補正を出しながら、44万円の不用額が出ている。あと90頁、斎場管理費、これは7万9千円のマイナスの補正をしながら、70万円余の不用額が出ている。或いは92頁の環境衛生費、これもマイナスの補正をしながらそれ以上の額が不用額になっている。もう一つは清掃総務費、マイナスの補正をしながら、それに近い額のお金が不用額になっている。この姿を見ますと、当初予算の姿の中から少し甘いんじゃないのかなと。予定の予算を組む時の姿、補正を取る時の姿、その辺ももう少し審査しながらこの様に不要額が出るという事は、ちょっと不思議だなという感じがします。予定外のことは当然来ると思いますが、全般にそういう傾向が見られます。その辺の答弁をお願いします。

健康福祉課長: 確かに減額してまた不用額を残すということがありますが、全体的には年度の補正予算については3月の補正が最終補正になる訳ですが、この段階ですと2月の上旬に予算要求を締め切るということになります。実際は3月議会に提案する訳ですが、内部の調整としましては2月の上旬で予算を締め切るということになりますと、やはり1月末なりそういう段階での予算執行を見て、2月、3月の執行の見込みを立てなければならないということになりますと、やはり2ヶ月間ありますのでどうしてもこれからの執行済みというのは中々予測が出来ないものがありまして、そういう面でやはり不用額が増えるということもありますので、その辺をご理解お願いしたいなと思います。

6番: 課長の言い分はわかるのです。ただ、1ヶ月か2ヶ月の前段で予算を組むものだから予測しがたいものがあるのだという意味はわかるのです。ただ、この姿補正の方でも事前に補正予算を組んで、マイナス補正をしたにしても、同額の不用額が出るということも、数字的な語呂合わせがあまりにも似通っているなという感じがするのです。その辺が出来るだけやっぱり精査というのを厳しくしながら予算の処置、或いは補正予算の処置をするべきじゃないかなという感じがしますが、もう一回答弁お願いします。

副町長: 今ご指摘ありまして色々なご指定があった訳ですが、4款のみならず、別の款の方でもそういう傾向が見られるところがありますので、今後十分注意して精査して、減額するものは減額、増やすものは増やすというふうなメリハリをしながら予算執行に当たりたいと思います。

2番: 88頁の5目、健康増進事業費の中の自殺予防対策事業、この中では健康増進事業費ということで29万4,700円の支出とありますが、総務課の方からも執行額が45万2,520円ということで住民生活に光を注ぐ交付金というものを活用して実施したということで同じ事業のようでありますが、1つは総務課と衛生関係などでどういう協調でこの事業を行ったのかということを聞いておきたいと思います。

健康福祉課長: 確かにその点なのですけども、当初は県の補助事業で衛生費の中で30万円の事業の中で自殺予防対策を実施しようということで予定していたのですが、その後の国の制度として光を注ぐ事業が入ってきましたので、その分事業をバージョンアップしまして、事業を拡大した形で予算を執行したということであります。中身的には同じ目的は自殺予防事業なのですが、この29万4,700円の事業については弁護士による色々な多重債務とか、そういう問題がある程度多くなってきておりますので、弁護士によ

る個別相談会、健康講話教室、あとは自殺予防に関する色々な相談窓口のリーフレットと言いますか、そういうものを全戸配布しまして相談窓口を記載されたパンフレットですね。そういうものをしたということであります。それから総務サイドの光を注ぐ交付金事業費につきましては、愛知県立大の佐野先生の方から各集落を回って頂きまして講話をして頂きました。自死予防及び、自死遺族への関わりということで、町内会単位で30箇所実施しまして、述べ470人の方から参加して頂きまして色んな自死予防と自死遺族の関わりという事で講話しまして地域での見守り、地域のつながりそういうものが大事だということを確認することが出来たのではないかと思いますし、併せて自殺予防に向けた土台作りというものがあったのではないかと思います。そしてその後も色んな個別の相談会も行いましたのでそういう意味でこっちの方では45万2千円ほどの事業費を講師の旅費とかあとは宿泊料、講師謝金、そういうものが光を注ぐ事業の方で支出したという状況であります。

2番: 非常にこの精神的な面ということで非常に微妙なところの事業というようなことでありますが、 是非町民の方々も大分心が病んでいる方も居るかと思いますので、是非23年度においても引き続き行って 頂きたいということを要望したいと思います。

8番: 91頁の健康増進事業費の中の子宮頸がんについてお伺いします。ただ一つ予防できる癌ということで、子宮頸がんの検診状況をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長: 昨年度の子宮頸がんにつきましては、499人の方から受診をして頂きまして、5人の方が要検査ということで異常があったということになっております。ただ、癌についてはありませんでした。 そのような結果になっております。

8番: 子宮頸がんの中学生を対象にした無料検診の状況をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長: その件に付きまして接種のワクチンが大変入荷が遅くなっておりまして、現在のところ7月の下旬ごろになるとなっておりますが、まだ実績の方出てきておりませんので、これから医療機関の方から報告になると思っております。時期的には8月以降になるのではないかと思っております。

8番: そうしますと当初計画された検診年齢、小学生6年生から中学生1,2,3年の対象は同じですか。

健康福祉課長: はい、対象年齢は同じでございます。

5番: 93頁の地球温暖化対策事業費300余円の中身をお聞きします。

健康福祉課長: 地球温暖化対策事業につきましては2つございまして、県の補助事業という事で全額 10分の10の事業という事で実施しております。1つは省エネフィルムの添付工事ということで、庁舎の西側、それから南側の窓に143ほどフィルムを貼りまして、二酸化炭素の削減を図るという事で実施しております。それからもう1つは庁舎の方の蛍光灯の照明の分という事で蛍光灯の取り換えを行っております。これは庁舎の分と第2庁舎の一部ですが全体で120台、照明の蛍光灯に取り返しまして、二酸化炭素を1.7トンほど削減出来たのではないのかなと思っています。あとフィルムについては2トンのCO2の削減を図ったのではないかなと思っております。全体的に昨年の10月から3月までの期間と、それから前年度を比較しますと大体消費電力使用量が前年対比で13%くらい削減になったと捉えております。

5番: 今節電効果というものをお聞きしようと思ったら、先に答えてくれた訳ですが、今ご存じのように節電ということで、これから今年度はもっと大きく考えなければならない問題なのです。先ほど言いましたが蛍光灯の交換時期に、一般質問でも出ましたが、そういう考えがあるのかないのか、聞かせてください。

健康福祉課長: LEDについては今のところ考えておりません。ただ今後色々な公共施設の新築なり工事が入ればその段階で検討していきたいと考えております。

3番: 89頁の4目の母子健康推進費の備考でございますが、備考の一番下に2目の流用56,000円ございます。前頁を見て頂きますと56,000円というのは高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、この56,000円かと思いますけども、科目の相異と言いますか、どうしてこんな流用になるような仕組みになったのかお伺いします。

健康福祉課長: これは高齢者インフルエンザ予防接種の接種者が増えたために、その分の委託流用として流用させて頂いたものです。

3番: 先程大場議員の方からもありましたが、不用額が多いと指摘がございましたが、2目で69,000円ほど不要が出ておりますので、ここで調整をすれば出来ないことはなかったのではないのかなと思います。

今後官しくお願いします。

委員長:他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結致します。

第5款 労働費

委員長: 次に第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより、第5款労働費の質疑に入ります。

5番: 緊急雇用対策事業なのですが、これはいつまででしょう。

産業振興課長: 基本的には本年度23年度まで緊急雇用対策事業は継続するという内容でございます。

5番: 今、沢山の方ではないのですが緊急雇用対策をやっている訳ですが、今年度で期限が終わりということになれば今後どのような考え、例えばこの様な事業が無くなれば町としては今雇用している方を切るというようなことになるのか、どのようになるのでしょう。

産業振興課長: 基本的には雇用の中で別の職を探して頂くとか、また先程舟形味力コンテスト等やりましたけども農業から就業機会を覚えるとかそういう形で取り組んで頂くというようなことを視野に入れて取り組んでいる事業であります。本来ならばずっと継続してあれば一番いいのですけど、今申し上げましたように、今年度で終了するという事になりますので雇用そのものもなくなってくるということで考えているところです。なお、一つだけ重点雇用として来年度以降継続するという情報があるのですが、定かでないものですから今のところは今年度ということで答弁させて頂きたいと思っています。

5番: 今現在、何名使っているのか、そして今課長の答弁から行くと恐らく続くだろうという答えなのですが、もしそれが打ち切りとなれば今、町長も非常にネギ、アスパラ、ニラ、今町をあげて一生懸命取り組んでいる中でむしろ逆に私はそういうのを大いに前向きに大賛成なものですから勧めて頂きたいと、むしろ逆にもっと優秀な指導者と申しますか、お願いをしたいという考えでいるのですが、その辺も併せてお願い申し上げたいと思います。

産業振興課長: 現在の雇用でありますが、主要施策の45頁の方の明細に書いてある通りでございますが、ふるさと雇用3名、事業内容になります。その他、緊急雇用創出事業ということで併せて17事業38人を雇用しております。なお、先程私が申し上げたのは緊急雇用対策の中で来年たぶん継続なるかもしれないという情報が入っていますのが、ア、イ、ウとありますが、その中の一年間雇用の重点分野、これが残るかもしれないという県からの情報でありまして、全部が事業として残るという訳ではありません。先程人材育成ということで評価して頂きましたが、できるだけ産業振興課と致しましては農業、それから商業振興のためにこういう事業を活用していきたいと考えております。なお、この事業が無くなれば当然先程申し上げましたように町の方で雇用する財源もございませんので、この事業はないということで、できれば新たな事業を望みたいと考えているところでございます。以上です。

委員長: 3回ですけども、もう1回許します。

5番: 分かりました。重点分野というのははっきりしていないけれども、これから予定として考えているという答弁なのですが、私よく仕事の内容がどういうのか分からない。どんな仕事をやって、例えば行者ニンニクとか、烏骨鶏ですか、ニワトリ、地鶏とか、そういうのを様々やって、紅大豆というのもありましたね。最近その答えが返ってこないんですよ。どういう仕事内容か教えて頂きたい。今聞きますと、産業振興課の職員の様な感じで仕事をしていると、雇用対策には間違いないのですが我々、指導受けたいという考えでいるのですが、その辺の考えもお聞きしたいと思います。最後です。ありがとうございました。

産業振興課長: 基本的にはチャレンジ実践塾の営農の事業の中で賃金としてお支払いしております。 前にも答弁させて頂いたと思いますが、今農業は二つの分野で考えております。一つが新規就業者、高齢者の方も含めて一ヶ月5万円程度の所得を上げられる作物、それに力を入れていくということで、その一つとしてオカヒジキとか、行者ニンニク、そして山形地鶏とそういうことを手掛けて頂いているという事であります。常時来ておりませんので、その指導については、先程45頁の中でふるさと雇用の中の振興公社に委託しまして、そこから指導員として意向を組んで営農指導を回っているというやり方をやっております。これが一つの産業の振興政策です。もう一つが先程加藤議員も言われましたように、産地づくりと

いう事で具体的には農協JAさんに営農指導員として配置しています。ふるさと雇用の中で産地づくり、 それからネギの普及拡大、技術指導ということでやらせて頂いているということで人材活用という形で今 産地づくりも含めてやらせて頂いているという状況であります。以上です。

9番: 今出ました緊急雇用関連ですが、大きく分けて事業内容については二つほど、或いは委託事業と直接雇い入れと言いますか、そういう形態があるという事ですが、この成果表45頁見まして、いろいろと事業内容が載っておりますが、一つ疑問に思いますのが金額です。金額がほとんどバラバラなのですが算出の根拠と言いますか、雇用に当たっての賃金の算出の根拠というのはどうなっているのかお伺いします。産業振興課長: 基本的には草刈り機を使って、する人につきましては1日1万円機械込となっており、それからそれぞれありますが、基本的には6,100円もしくは6,200円という町の基準の賃金で単価設定をさせて頂いております。なお、端数が出てきますのは消耗品とかそういったものを含めて事業として記載しておりますので、その辺で端数が出てきているということをご理解頂きたいと思います。

9番: 今課長の話にもありましたように公募には確か1日6千いくらという金額が出ていたと思うのです。これは委託事業についても同じようなやり方ですか。

産業振興課長: 基本的には公募、町報が今回多かったと思いますが、それで公募しましてそして募集をかけて、面接を行いながら採用したということで、ただ町の職につきましては町の方で、それから例えば委託先であります商工会さんとか漁業さんの方につきましては同じように面接等を行って採用して頂いたという形になります。

9番: そうしますと1日の賃金も決められた基準の数字で委託をするという理解でよろしいのですね。 **産業振興課長**: 基本的には先程、町の人権、賃金等の基準であります6,000円を基準にしてそれをベースにして日数それから失業保険等、傷害保険を含めて加味しまして事務費も含めて一旦契約させて頂いているということになります。

委員長: 他にありませんか。

(無しの声)

無しと認め、第5款労働費について質疑審査を終結致します。ここで本日の委員会を終了します。明日は午前10時より再開します。15分前までご集合ください。ご苦労様でした。

平成23年9月14日(金) 平成22年決算審査特別委員会第3日目 午前10時05分開議 欠席無し

委員長: おはようございます。

只今の出席議員数は9名です。定足数に達しております。只今から3日目の決算審査特別委員会を開きます。

本日10時40分頃社会科授業の一環として舟形中学校3年生40名が傍聴します。傍聴の出入りの際は暫時休憩しますので宜しくお願いします。

5番: 昨日の審査の際に固有名詞等で大変ご迷惑をかけました。削除をお願いしたいと思います。訂正してお詫び申し上げたいと思います。

委員長: 只今、加藤議員の申し出の通り削除する事に異議ありませんか。

(異議なし)

産業振興課長: 私の方も昨日、労働費の中で固有名詞を出して答弁しました。議事録から削除して頂きたいと思いますし、今後気を付けていきたいと思いますので宜しくお願いします。

委員長: 産業振興課長の削除に異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

第6款 農林水産業費

委員長: それでは第6款農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第6款農林水産業費の質疑に入ります。

5番: 99頁の畜産規模拡大支援事業補助金240万2千円についてお伺いしたいと思います。

産業振興課長: この規模拡大事業につきましては2つの事業を行っております。

一つが山形地鶏振興協議会、5人ほど組合組織している訳ですけれども、地鶏の加工処理施設約20万円程の事業ということで整備しております。その補助金額としまして、県町合せて8万円をここの240万円の中から支出しております。

もう一つ福寿野飼料組合ということで、畜産農家2名耕種農家1名という組織になっておりますけれども、マニアスプレッタそれからミニホイルローダ事業費としまして560万円程なっていますけれども、それの県の補助金170万円それから町の補助金約54万円これを合わせて町の方を通じて補助金として出しているという事業になります。

5番: 今町長さんも農家所得500万円ということで一生懸命農家の方も取り組んでおります。その中で私今回、福島の原発に絡んで尾花沢の畜産業者が堆肥等をJAの堆肥と違った堆肥ではありますけれども、ニラ部会、ネギ部会、アスパラやはり堆肥等を多く使います。ところが今言ったように尾花沢の業者の堆肥がセシウム等でストップをかけられている。舟形の畜産農家に関しては藁等が宮城県から来ている訳ですが、お陰様で問題なかったということでありますけれども、来年度使用する堆肥等が今非常に不足しているような感じがするのです。そんな関係から、何か手はないかということで今年はこの畜産規模拡大支援事業というような事で、今課長から答弁頂きました使用する機械等の補助ということでありますけれども、堆肥等を考えるのはありませんか。例えば新庄の方のペレットも放射能関係で非常に皆さんが迷惑しているということがありますので、その辺の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長: 堆肥等の確保につきましては、基本的に地元畜産農家 9 件ほどおりますけれども、その方々の堆肥を還元するという考え方でありますけれども、それだけでは当然少ない訳です。ですからそのへんに付きまして、今一番堆肥の確保、稲藁の確保ということで非常に苦労しているのが実情であります。ですから今県当然国も含めてですが、県 J A と基本協議と言いますか、情報交換しながらこれから具体的な確保をしていかなければいけないのではないかと考えております。それから前に河川敷の雑木、柳の木を切った時にそのチップを畜産農家の方にやりまして堆肥化していることもあります。そういった事もこれからチップ木材バイオマスそちらの方の利用もある程度考えていく必要があるのではないかと思っていますけれど、現状としては対応策が見つからない、町の時点では見つかっていないというのが実情で

あります。

5番: 是非、他町村の流れ等も聞きながら、できれば作れ作れという事で規模拡大し最終的には堆肥等が不足しもう作れないというのではなく、今課長から答弁があったようにこの補助金は確かに機械と作物を作るのに必要な機械等に補助金は出ている訳でありますけれども、できればその末端の土作りも指導員なりなんなり是非お願いを申しあげたいと思います。

4番: 2件についてお伺いします。100頁ほ場整備事業の福寿野地区は場整備事業この1,600万円の現在の進行状況について質問します。

合せて数年前に一の関地区の対岸の田んぼ、あそこ何ていう地区か正式名称ちょっと分からないのですが、道袋地区そこで十何年か前にほ場整備したその田んぼの中からプラスチックの塩ビパイプ等が浮き上がってくるというような、そういう住民からの声が上がっていたと思います。その会合をするから来てくれと言われて私も公民館等に行った経過があるのですが、その後ほ場についてどういう調査或いは町の関わりがあったのかどうか関連して質問をさせて頂きます。

あともう一点、104頁の若あゆ温泉管理費の中の積立金740万円についてお伺いします。この740万円なのですが、結果報告書によりますと、57頁に書いてあるのですが売上げ総利益8,000万円強と販売費及び一般管理費の歳出になろうかと思うのですが、これが9,400万円あって1,300万円程のマイナスが出たというところだと思います。そして営業外収益、要するにここに一般会計から我々の税金を注ぎ込んでプラスにしているということだと思うのですが、そうしてまで740万円を積立てていかなければならないものなのか、若あゆ温泉で何か工事があれば必ずと言って良いほどこの一般会計の中からいつも出している訳ですし或いは、今この決算書の中の291頁に2,000万円強の基金も積み上がっている様です。その中で更に740万円という基金を積立てていこうと考えているその考え方について、ほ場整備と合せてお伺いしたいと思います。

地域整備課長: 福寿野地区のほ場整備の進捗状況でありますけれども、福寿野地区につきましては平成22年度の申請に基づきまして、23年度今年度から現場の面的整備に入っております。今現在整備している訳なのですが、今年度は田面の整備を行って畦畔まで漆喰するような形の整備になると思います。

それから道袋地区で以前に塩ビパイプ等の破片が出てきたという事なのですけれども、その点につきましては、整備する前の以前の田んぼに排水等で設置しておりました塩ビパイプ等が埋まっていた訳なのですが、それを工事する為に整地した段階で、その破片が一部分田面の中に紛れ込んでしまったという経過があります。地元の方が言っていたのは、田んぼが田植えしたりする時に深くて植えられないということで、何度も町の方に来て苦情等を言っていた訳ですけれども、県と町が合同で調査して田面の深さその下の砂利等の深さを掘削して何カ所か点検した結果、ほとんど影響ないという結果になっております。地元の方もその段階で、それならしょうがないかなという感じの判断だったと思うのですが、最終的に施工した業者が倒産してしまって、その後は今の所地元の方も苦情等の申し込みは来ておりません。

産業振興課長: 若あゆ温泉の1,400万円の委託料という事でございますけれども、基本的には決算書の105頁になります。舟形町の方の施設管理、一つがテニスコートとかゲートボール場クラブハウ、持っている車の車検等の温泉運営に必要な、町の方で本来管理しなければいけないお金があります。それを委託している経費として出しているのが、一般会計の中から250万円という形で出させて頂いております。それから残りの金額でございますけれども、緊急雇用とか人件費を温泉の方に業務を委託して、そこから人材派遣とかそちらの方で農業振興とか調理関係を担当するとかという形でさせて頂いているお金が残りとなっています。全体的に740万円程積立金として町の方に出しておりますけど、これはご存知の通り例えば温泉の修繕が必要になった場合とかに使わせて頂くということで、今だいたい2,000万円位なのですけれども積立の方にあてているという状況になっております。

4番: ちょっと数字を忘れない為に若あゆの方から再質問させて頂きます。一般会計の方から250万円が若あゆ温泉に組み込まれているという事なのですが、この1,400万円の営業外収益中の250万円が一般会計からの支出分だという理解でよろしいのでしょうか。要するに若あゆ温泉基金の積立て分というのが740万円もあるのならば、一般会計分も差し引いた金額でも良いのではないのか、要するにそこまでして積立てなくてもよろしいのではないかという事が言いたい訳です。そこについて再質問させて頂きます。

は場整備の件なのですが、道袋地区の方々の話をよく聞いてみますと、倒産しているから分からないという課長の答弁がありましたが、以前あった田んぼの葦田、葦があった所の土を取っていないのではない

かという主張があったと思います。そこが長年経って腐ってグチグチして陥没していったのではないかという主張をしておられました。そういう事が無いように福寿野地区のほ場整備等にあたって頂きたいと思うのです。本当に何十年か前の工事とかの作業員の話を小耳にはさんだだけの事なのですけれど、やはりそういった田んぼの奥底には使えないような廃材等を冗談交じりにそこに埋めたのだなどという話を聞く事もあります。そういう所の監督をしっかりとやって後にそういう問題がおきない様に、声が上がってこない様にほ場整備を進めていって頂きたいということで、監督とどういうふうにしているのか。2点について再質問をさせて頂きます。

産業振興課長: 先程250万円の委託料ですけれど、若あゆ温泉そのものは温泉施設、コテージ、グランドということで管理委託はしていますけど、収益の上がるもの、具体的に言いますと温泉、コテージということでそちらの方につきましては自分の所でお金を頂いて、独立採算制ということでさせて頂いている訳でありますけれど、それ以外例えばテニスコートとかグランドとか果樹園とか、今グランドゴルフやっておりますけれど、そういう社会体育的な施設につきましては、例えば電気料とか水道料とかそういったものがかかりますので、それは本来町が管理するべきものということで区分して、その委託に必要な経費として250万円を出させて頂いているという内容でございます。それと先程一般会計からということでその他の経費を申し上げたのですが、それにつきましては、昨日議論して頂きました労働費の中から出しておりますので、正確には若あゆ温泉の管理についての一般会計は250万円だけということでご理解頂きたいと思います。

地域整備課長: 先程道袋地区の田面が柔らかいという話なのですが、当時田面を整備する段階で表土 30cmを剥ぎ取って施工している訳なのですけれども、整備した後個人が使用している段階で暗渠等の入っている場所であったのですけど、暗渠等の出口の所を塞いでいて水が流れないような状況で作付けをしていたという点もございます。そういう管理上の面で田面が柔らかくなってしまったというような形も考えられます。そんな事もありました。

福寿野地区においては県営事業で行っておりまして、県に監督責任があります。町はその工事費の10% 負担ということで、監督につきましては全面的に県が工事を監督するという形になります。

4番: それでは若あゆ温泉から。若あゆ温泉の大体の内容は分かりましたけれど、750万円を積立てるという算出根拠です。若あゆ温泉の基金が2,000万円あるけれど、今回積み足してまた増やしていく、幾らまで増やしていくつもりなのかということもあろうかと思います。要するに積立てをそこまでしていく必要があるのかという事も含めて、その根拠を3回目の質問とさせて頂きます。

もう一つが福寿野地区なのですけれども、殆んど県が主導してやって下さっているということなのですが、予算規模から言えば舟形町も10分の1の責任はあるということになろうかと思います。やはりその数年前に道袋地区の問題もあった事ですし、そういった所についてきちんと意見を県の方にも或いは業者の方にも町としても言っていくという責任は全くないという事はないと思います。お金を出している以上はきちんと町としての過去の経緯等を含めて業者なり県なりにきちんと工事をして下さいと改めて申し上げていくという責任があろうかと思いますけれど、課長いかがですか。

産業振興課長: 今回700万円ということですけれども、基本的に企業努力によりまして利益が生じたということで、節税という言葉で表したいと思いますけど、それをまず今後改修例えば部分的な改修とか機械設備の改修とかそういった当然メンテ上必要な物に対して充当していく必要があろうかと思っています。その財源にしていきたいと、例えば逆にマイナスであった場合はこちらから補填ということではなくて、企業努力の中でやって頂くということで、利益が出たからこそ、その節税対策として町の方に基金として目的を修繕等ということで充てていきたいという事です。貯金では17年当時ですか、ちょっと年度を忘れましたが、浴室の大規模改修等に充当するその財源にしたという経過もございますので、そういったかたちで積んでいきたいと考えています。また金額につきましては、その都度その都度ありますから、また支出することもこれから出てきますので幾らという事はありませんのでご承知おき頂きたいと思っています。地域整備課長: 福寿野地区のほ場整備については、最近でありますが山側には粘土質な土質があるということで、その粘土質を取り除いて工事を施工するという話も聞いております。当然ながら業者それから県の方にも町から良い仕事をして頂くように、そして地元からも喜んでもらえるようなほ場整備ができるように両方に町からも意見を言っておきたいと思います。

2番: 100頁のほ場整備事業の1,620万円という金額について確認でありますけど、この金額というのは、

一本杉福地地区のほ場整備の為に支出したお金なのか、それとも今年度から始まった岡矢場地区のほ場整備の為に支出したのかという事。先程課長の答弁ですと、今年から始まっています岡矢場地区の工事の進捗状況についての報告だったように私感じたものですから、この金額が一体どちらのほ場整備のお金なのかという事を再度お聞きしたいと思います。

地域整備課長: 1,620万円のお金ですけれど、これ全部福寿野地区、岡矢場地区ですね、そのほ場整のお金になります。

2番: そうしますと昨年度において一本杉部分については、7,570円という金額しか支出してないという事でいいのですね。あと1,620万円は岡矢場地区の分という事で。はい分かりました。

6番: 私からは林業振興費の中で109頁の林道維持管理事業というのがあります。それが毎年事業費は 同じ額面で何年か経過しております。ただ今の民営林道と言っても皆さんがご承知の通り、木材の低迷に よって二東三文な時代になって林道の運営もままならないというのが実態だと思います。そうした中身を 見ますと今まで、本来ならば民営林道といえども町に全部道路用地を提供して林道を作った訳です。本来 ならば町で管理するのが筋だと思います。ところが、それができなくて今までも民営林道の維持管理事業 にはボランティアの中で草刈等をしてきました。ただ昨年一昨年でしたか、緊急雇用対策の事業費がつき まして、その事業費の一環の中で水路の改修と言いますか、水路を綺麗にして頂いた事も事実でございま す。ただ長い目で見ますと、この林道の維持管理をするには相当の努力が必要なのです。そうしたものを ただボランティアだからそれに任せるというのではなくて、やはり我々の長沢山林道も15、6年毎年真夏 の暑い時に草刈りをしております。そうした中で燃料費或いは草刈機械の替え刃、色々な経費が掛かりま す。しかしボランティアの中でやっていますので、経費も無い中で反省会というものだけは、一応皆さん にご苦労ぶりとしております。そうした中で今町でも実際に林道の周辺の税金というものも役場では貰っ ているはずです。その額面というのは幾らか分かりませんが、今5万円やそこらで林道の何kmを任せると いう事は本当に我々もボランティアでするにしても大変だという感じを持っています。昨年も色んな提案 をしていましたが、その税金を全部使えというのではなくて、その何分の1逆に言えば今の挙げている50 万4千円の中で20万8千円になっていますが、その倍位はしていかないとなかなかボランティアのこれか らの姿も大変だということを踏まえまして今後の姿をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

委員長: 答弁の前に暫時休憩します。(10:41)

委員長: 再開します。(10:48)

産業振興課長: ただ今の大場議員の質問の林道の維持管理についてですが、大場議員が言われる様に委託料とか報奨ということでボランティアを中心にしてやって頂いたという事は否めない事実であります。私共としましても、今県の方で緑環境税1点1,000円ということで環境税を頂いておりますので、それの中でできれば林道の維持管理経費に充当できるということで、実は県の方に強くお願いしているところでございます。ただ今までそういう林道の維持管理は本来町がやるべきだということで、それには緑環境税は充当できないという事を再三言われていたのですが、今そういう問題を抱えている町村は舟形町だけではなくて色んな町村がございますので、連絡しあいながら幸い今年23年度に見直しを行って24年度から新たな交付内容、使途が決められるということですので私共も林道の維持管理という事で用途ができるような配慮をして頂くように県の方にも強く要求していきたいと考えております。

6番: 先程委員長の方から長いとお叱りを被りました。ただ私は下手に長く話すつもりはありません。ただ今まで行政に毎年言ったとしても全然進展がない、そういう姿勢だから私は敢えてくどくど何回となく言った訳です。だから町が県の予算をこっちに取り入れるという努力は分かりますが、ただ現実にこないものをいつまでも頑張ったとしても町の対応でできるものは、やはりするべきではないかと私なりに感じております。県に要望するのは当然、私も県の合庁に行ってそれらしい事を要望した事もあります。しかし係がいないから私は即答はできませんと逃げられた訳なのですが、私自身も緑環境税を何とかそういうものに使って頂きたいという要望も出しております。ただそれもなかなか前に進まないのが現状ですので、今後終わった事は仕方ないのですが、来年度からはもう少しその辺の改題を考える気持ちはないのか、もう一度お伺いします。

産業振興課長: 今大場議員の言われた通りでありますけれども、基本的には先程言いました様に上乗せするにしても出来るだけ町としましては、特定財源と言いますか、補助金等を先に頂くというスタンスは変わりありません。ですから私らの方も進展はしていないというお叱りはありますけれども、再三再四、

去年でしたか県の担当課長を交えての意見交換会がありましたので、その席で私の方から申し上げた経過はございます。そういった事で先程言いました様に今年見直しを掛けられるという事でありますので、またそういう機会を捉えて経費対応できるような事で考えていきたいと思っております。それから町単独の補助金等につきましては、また見直しという時期がくると思います。その中で新規等も設定してあるのもございますけれど、見直期も設定してございますので、そうした中で議論させて頂いていきたいと考えております。

6番: その件に対しては課長の方からも宜しくお願いしたいと思います。現状の林道管理事業がこの通りにボランティアの中でやっている事態を町長としては、私は要望している訳なのですが、町長の考え方と今後の対応をお聞かせ願いたいと思います。

町長: まず林業にしても農業にしても、後継者の問題が特に林業の場合はあるのだろうと。この前山形管理事務所の方に、お会いしまして色々林業関係についてお話しましたけれど、今の日本全体で林業を再生して、その中から雇用を創出しましょうという議論になっています。確かに国の方でも林業関係の予算というものが大分多くなったように思いますし、ただそれを後継者の方々がどういうふうに利活用するかという問題だと思います。昔は林業で食べていたという方もおりますし、今高齢化社会という中で、なかなか後継者というものがいない訳でありますので、今長沢林道或いは葉山林道関係もボランティアという中で従事している訳ですけれども、これからそういうものも大場議員の言う内容などももう少し私の方でも精査しながら特定財源があれば最もいいだろうし、無ければ町単独でどういう方法でやればいいのか、これを全体的に見直しながら前向きに検討したいと思っています。

3番: 102頁11目の体験実習館管理事業費ですが、今般当施設につきましてはNPO法人が指定管理者になるということですが、本件は決算でございますが、22年度300万円程の持ち出しがございます。23年度以降この持ちだし額についてどうなるのか参考までにお伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

産業振興課長: 6月の議会でNPO法人について指定管理者として議決頂きました。有難うございます。その当時これからの経費につきましては、可能な限り利用者の使用料で充当できるようにという事で考えておりますけれど、その為に一つはバイオ燃料の取組みとか企業の職員研修の場にするとか今まで飲食、特にお酒等を禁止したところがあるのですが、それを直しまして利用していくということで、多目的に実習館を民間だからできるという事で、そういうスタンスで運営管理していって頂きたいということを考えております。尚今の斎藤議員の質問につきましては、手元に前回の資料もってきたのですけれども、これからの整理につきましては、基本的には自分達の使用料で賄って頂くようなことでありますけれども、すぐにはできないという事もありますので、今年度そして来年度考えている数字予算につきましては、後で提出させて頂ければと考えております。

3番: 分かりました。町から管理が離れると言いましても施設そのものは町の物でございますので、目を掛けるといいますか、更に監視をしながら良好な運営に努めて頂きたいと思います。合せまして当施設につきましては様々な利用、研修なり合宿なり利用頻度があるとお伺いしておりますので、今後町民が使いづらくなるような弊害がないように町からの指導も宜しくお願いしたいと思います。

産業振興課長: 実習館につきましては年間3,000人ほど利用者があります。町の方もこの数字を維持していくという事と企業努力ということを期待して、今理由をおっしゃられましたように利用しやすいような施設ということで、町の方からも今後指導と情報交換等をやっていきたいと考えております。

4番: 林業費についてお伺いします。106頁の林業振興総務事業費が160万円程挙がっておりますけれども、この説明文によりますと、町で森林110haある内の38haを被害状況の確認を行ったというふうに記載されてあります。その被害の内容等がどうであったかをまず答弁頂きたいと思います。

次に109頁の森林整備加速化・林業再生事業費、1,000万円程挙がっておりますけれども、この委託料の中に町有林間伐業務委託料の繰越しがあって工事費が800万円程挙がっております。この業務内容について、その間伐した木材がどういうふうに処理されたかまでの答弁を頂きたいと思います。

産業振興課長: 最初に公団の森林整備の加速化についてお答えさせて頂きたいと思います。これにつきましては幅前山線長沢の林道がございます。約1,200mありますけれどもその林道の改修事業がここで言う820万円程の事業です。これにつきましては、これから間伐を10ha以上もしくは3ha以上の枝掃いという条件がついております。ですからこれから具体的にそこの森林所有者が対応していくという事で今のところ実績としては、間伐等はやっていないということであります。それから前段のナラ枯れの被害状況と

いう事で理解してよろしいでしょうか。

4番: はい。

産業振興課長: 今年も昨日一昨日ですか、ナラ枯れ調査を県の職員と森林組合と私共の職員で検査しました。被害的には上長沢方面それから実栗屋の方堀内の一部の方にナラ枯れが新たに発生しているというようなことでありますけれども、当時3,000本でしたか調査した時に舟形町の民有林の被害はあったという報告は受けております。ただそれが、ご存知の通りだんだん菌が移っていく事によって拡大していっているということで舟形町はピークを過ぎたと言えば語弊があるのですが、状況としてはそういうことで他の町村方に移っていきつつあるという事で理解しているところです。

それから伐採したやつあるのですけれども、それにつきましては、そこの所に薬剤注入をしまして飛散しないということで処理させて頂いています。利用につきましては、やっていないという事を申し伝えたいと思います。

4番: それでは森林整備加速化の方から再質問させて頂きます。課長の答弁の中でその所有者と言われましたけれども、町有林ではない訳ですか。民有林を町が林道整備をして木材をそこに切り倒しておくのか、再利用するのか分かりませんけれども、そういう事業民有林をやって頂けるという認識でよろしいのでしょうか。

もう一つ私の友人の方で、山を持っているのだけれど間伐をしても倒しっぱなしになってしまって、要するにそれを搬出できないから、今山を間伐しないのだという方がおられました。私はそこをやはり考えなくてはならないのではないかと思います。そういう理由で山を間伐できないという方がいらっしゃるのではないかなと。先程課長の答弁だと民有林を今回800万円かけて林道整備するということですから、そういった方々への呼び掛けなり対応があってこの民有山林の整備に繋がったのかという事を再質問させて頂きます。

もう一つ、一つの提案なのですけれども町の下にペレットストーブ置いていますけれども、このペレットを作る為に今まで機械が何千万とかかったそうなのですけれど、これをある業者が何百万単位で、自前で木材をペレットにできる機械を開発したというふうにニュース等でやっておりました。町もそういった目に見える形で町の間伐をして、その木材を我々の手でチップにし燃料に作った、それを燃やしているのですよというアピールをしていけば、このストーブが普及していくのではないかと思います。そういう手法をしていくのが行政の政策の一つではないかと思います。一つ私の提案ですけれども、そういうチップを再利用していくという政策を今後講ずるべきだと思うのですが、合せて質問させて頂きます。

また戻って林業振興の中のナラ枯れと申しましたけれども、ナラ枯れについてこの38haの被害状況を確認したという事だと思うのですけれど、この中にあります松くい虫防除を30万円程かけてやったという事ですけれども、どの辺りの松くい虫の防除をやったのか、再質問させて頂きます。

産業振興課長: 1番目の緊急間伐事業でありますけれども、これにつきましては幅、野集落を中心にして所有者の方々の確認のもと、工事には一部用地の提供というのも必要でありましたので、それをスタートする為にも間伐それから枝払いという条件を提示して理解して頂いてこの事業を行ったという事でご理解頂きたいと思っております。

それから2番目の自前でペレットストーブを作るという話と、ペレット作りでありますけれども、実は最上管内で林業業者、森林組合、行政一緒に最上郡全体で舟形町だけでなくて広域的な取り組みをやっていきましょうということで確認しております。バイオ燃料の検討会のような組織を立ち上げておりますけれども、その中で例えば真室川の製材所さんでペレットストーブ用のペレットを作っているという事を各市町村なり今回入れます飲食業者さんの方に供給するとか、そういう形で町単独でなくて広域的な取り組みがこれから必要であろうと思いますし、それが即ち今議員がおっしゃられましたPR等に結びつくのかなと思っているところであります。こういった事をこれから進めていきたいと考えております。

3番目の松くい虫でありますけれど、これは実は舟形町の有する山林、猿羽根山の公園だいたい2.6ha 位ありますけれど、毎年観光客が訪れるという事もありまして、薬剤を注入しながら松くい虫の防除にあたっているという事業でございます。

4番: 松くい虫に関しては分かりました。

森林整備加速の方なのですが、そういう動きがあるという事は非常に良い事だと思います。昨今、八幡神社の銀杏の木が倒木の恐れがあるという事で2、30mにのぼった木を伐採した訳ですけれども、それを

どこに持っていくのだと聞きましたら、東北管内全部で東北電力を退職した人達がそういう間伐材を東北全土から集めてチップ材にして再利用する為に1カ所に集めて再販売する所に持っていくのだと言っておりました。そういった組織が最上郡でもできようとしているという事に関しては非常に良い事だと思いますので是非進めていって頂きたいと思います。またそれに際して少なくとも舟形町で使うべき下にあるペレットストーブを是非この近隣市町村或いは山形県、そういった再利用をしています、して作ったペレットですよという物を是非使用して今後ともアピールに努めていって一般家庭にも普及していけるような政策等を伴った普及活動をお願いして質問を終わらせて頂きたいと思います。

8番: 私から106頁の活気あふれる農業推進機構事業費の内訳につてお伺い致します。当所予算が288万円程あります。ちょうど執行額136万円、不用額152万円、予算の執行状況事業の執行状況をお願いしたいと思います。

産業振興課長: この不用額150万円程出してしまいました。これにつきましては、実は町単独予算で推進しています職員を雇用するという考えでありました。これは日々雇用ということで考えていたのですが、昨日の労務費の中でふるさと雇用というのが新しく出てきましたので、そちらの方で特定財源を入れて活気ある推進機構の業務をして頂くという事で充当して仕事をして頂いた結果、本来なら不用になったので落さなくてはいけなかったのですが、結果としてそういう経過がございまして不用額として残してしまったという事になっております。

8番: この事業は奥山町長が町長に就任した年から目玉事業という事で始めまして、今年4年目になる 事業でございますけれども、事業内容事業そのものが当初の予定通り行われていると解釈して良いのか どうか。

もう一点もし、我々の当初予算で少ない町の予算の中から288万円なけなしの予算を消費した経過があります。その中でもう少し早めに補正予算なり何なり対応して、減額予算をして頂ければ、その予算を別のものに使えるという効果があります。その辺の検討はどうなったかどうかお伺いします。

産業振興課長: 主要施策の56頁に活気ある推進機構の事業内容を掲載させて頂いております。具体的には議員の当初の目的通りという質問に対しては、22年度の目的に対しては達成したというふうに考えております。尚現在21名ほどチャレンジ実践塾の塾生として活動しておりまして、オカヒジキとか山形地鶏そして行者ニンニクこういった施設それから新たな作物と鶏の導入ということでやって頂いていると思っております。その他議員の皆さんからも試食して頂きましたけれども、試食会とか赤大豆で黄な粉を作るとか、それを渡部餅店の方で黄な粉餅として販売して頂くとかそういった活動を広く取り入れてきたということでありますので、そういった点では先程申し上げましたように21年度目標に対してはほぼ達成したのではないかなと、ただ課題はこれからあろうかとは思っております。

それともう一つ本来ならば先程申し上げました様に不用額でありますので、減額すべきでありました。 これは今後きちんと対応していきたいと考えております。

8番: 今までは色々な作物の掘り起こしや需要の開拓など色々ありました。これからはこの予算を目一杯使って、そしていかにして地元の農家に今まで研究されました戦略作物を作ってもらって、そして舟形町の新しい作物になるようなこれからの行政の一層の努力が必要かと思いますので、その辺農家への啓蒙の方法やらこれからの戦略等もしあったらお聞きしたいと思います。

産業振興課長: 昨日もお答えしたと思いますけど、基本的に舟形町の農業につきましては、産地作り施設園芸も含めて新規就農者も農業できるような施設園芸を図っていきたいと考えております。6次産業というような加工分野での農業振興もあろうかと思いますけれども、今議員がおっしゃられましたようにきちんと農協さんそれから県の普及課含めて戦略作物として11品目設定しておりますし、その他にもネギとかニラとかいったものがありますので、きちんと対応していって今回オカヒジキも一つの作物として入れて頂いた経過もございますので、こういった点をきちんと対応していくように頑張っていきたいと考えております。

委員長: ここで傍聴席から退席しますので暫時休憩します。(11:16)

委員長: 再開します。(11:17)

9番: 94頁の農業委員会費について、農業委員の事業についてお伺いします。農業委員会の事業、農地の転用譲渡の審査から色々仕事がある訳ですけれども、去年農地の利用状況の調査をしたという事がこの成果表にもあります。色々アンケート或いは意識調査もしたようですけれども、ここに耕作放棄地対象面

積として畑19.2haとありますが、私が感じる限りではこの程度では耕作放棄地は進まないのかなと思う訳ですけれども、その調査の結果で把握しているものがありましたらお聞きします。

産業振興課長: 基本的には当時調査しましたのが畑地ということで畑の面積を調査しました。そして 内容につきましては、現在耕作しているか、それから今ちょっと歩いていますけど復旧できるのか、それ から復旧する意思があるのかという事でそれぞれ聴き取りなり現場を確認して最終的に19.2という数字が 出ましたけれども、これにつきましては、これから耕作する意向が無いという事でこの数字を挙げさせて 頂いた経過があります。

もう一つ本来ならば水田に付きましても自己保全から調整水田それから耕作放棄地ということで、基本的には荒れていて耕作放棄地に近い状況のものも確かにあります。今回敢えて畑地としましたのは、水田の耕作放棄地ということになってきますと、一つには共済組合の加入面積それから今米所得補償の中で、例えば耕作していない場合は、理由を記して来年度以降対応するという場合のみ米所得補償の対応がされるということがありまして、簡単に農業委員会の方では、ここは耕作放棄地ですから農地として除外して下さいとはいかない、当然水利費の問題も絡んできますし、そういったことで先程申し上げましたように畑だけ22年度当時はさせて頂いたという経過はございます。

9番: 私も対象者の1人だった訳ですけれども、意向調査の中に今後の利用計画といいますか、例えば町の方でそういう計画があった場合に協力をしますかという項目があったと思います。耕作放棄状態になったという経緯には色々と事情もあると思うのですが、そういう意味では町の指導に大変期待をしたところですけれども、そのへん今後是非とも調査で終わらないで、その先を進めて頂きたいと思います。

それからもう一つ農業委員会の大きな仕事といいますか、去年一昨年ですか農地法が改正されまして農家の要件と言いますか、最低の農地の保有と言いますか、50 a から今度は各市町村の農業委員会の判断で設定ができるというように、最低10 a ですか、下限はあるようですけれども、そういうふうな事に改正なったように思います。そんな中で新規就農という事を考えた場合に、是非そういうものも早急に実施してもらいたいと思う訳ですけれども、その後そういう事を実施したというのであれば結構なのですが、その辺の状況についてお伺いします。

産業振興課長: 耕作放棄地の対策になろうかと思います。前回ですが実栗屋地内の方に約7反歩程耕作放棄地がありました。それに対してモデル事業として苔を栽培してそれを遮光というのですか、そちらの方に用いるという案件がございますので、農業委員会としましても耕作放棄地の有効利用ということもありましたし、その辺については推進していくという事で許認可させて頂いたということであります。そういったことでできれば担当課としましては、そういった実証もありますので雇用の問題とか経費の問題こういったものを含めて県の委託事業を受けている事業でもありますし、きちんと把握しながら進めていきたいと考えております。

もう一つ今年実はやる予定でありました温泉に行く所の約5反歩位のほ場ですが、消費者の方がラズベリーをやりたいと考えて今まで打ち合せは来たのですけど、ちょっと家の事情でできなくなったということがありまして、来年度やりたいという事と今新しい事業として、単なる耕作放棄地ではなくて、言葉は悪いのですが満額失敗してもチャレンジできるような制度もありますので、近隣の消費者の方にも呼びかけてできれば実証ほ場で昔借りていた場所をラズベリーの植栽で実証実験事業を進めていきたいなというのは今のところ思っています。それをできるだけ普及させていくということと、バイオ燃料として菜の花とかヒマワリ、放射能で大分注目されていますけど、景観作物という事も耕作放棄地対策にはなろうかと思いますので、農協それから普及課そして農業大学校と連絡、連携をとりながら進めていければと考えております。

農業委員会の最低の面積ですが、舟形町の農業委員会としましては、従来と同じように5反歩と50 a ということで決定しました。これは色々議論があったのですが、営農していく為には最低必要な面積ということで、農業していく為には5反歩の面積が必要であるということで農業委員会の方で決めて県、農会の方に報告したという内容でございます。

9番: 従来耕作放棄地の計画については分かりました。

農地の最低要件ですけれども、先程も出ましたように活気ある農業推進機構ですかそのへんの考え方を聞きますと、必ずしも農業経営だけでなくて定年期後でありますとか、楽しみながらやれる農家を増やすという考えの様であります。そうした場合にある程度新規参入と言いますか、新規就農しやすいような環

境を作るという事も私は大事だなと思うのです。昨日の山新に一つの提言として耕作放棄地の解消を急ぐ粗豪という記事があったのですが、それを見ますと山形県内では寒河江市が10 a という要件に変更したということでありますけれども、是非そう言った意味でもきちんとした改革を積極的にやって頂きたいと思うのです。簡単に50 a と言いましても、農業の形態によっては10 a あれば十分に経営ができる作物もあります。そういう意味でも是非その辺を一考して頂きたいと思います。

産業振興課長: 基本的に今議員がおっしゃる通りだと思います。今考えますと、土地利用型という観点で50 a と決めた経過はございます。ただ今言われましたように施設園芸とか言った場合50 a なくても対応できると思いますので、農業委員会の方にそういった案件の新しい流れはありますので再度私の方から提案して、できるだけ新規就農者が参入できるような免責要件にしていければ思っております。

5番: 107頁の中で先程、活気あふれる農業推進機構事業ということで、課長から色々答弁もらいましたが、その中でまさに実りの秋で今色々な作物が収穫の時期に入っております。そうした中で一般質問か何かで総務課長から答弁があったのですが、放射能測定器はいつ頃入るのか、また県と同じ素晴しい機械を買うのは分かるのです。昨日一昨日ですか、堀内村ということで約2反歩位の米を刈って検査をして20日に安全宣言をすれば舟形町の米が出荷できるということで、今日は雨で駄目なのですが、昨日あたりも大分刈っているのが見えるのです。是非収穫の秋ということで、放射能測定器はいつ頃入るのか、舟形独自で私も一般質問で言ったのですが、30万円位出せば防災機関の関係で放射能測定器を買えるんだということもありますので、できれば詳しくこれからの流れを教えて頂きたいと思います。

総務課長: 一般質問の時にもお話したのですが、町の方で発注しています測定器は大気中の放射能汚染を測定する機械ですので、加藤議員さんがおっしゃっておりますのが例えば米でありますとか、農産物その物に含まれているものを分析する機械の事を言われていると思いますけれども、町で購入していますのはあくまでも大気中の放射能を測定する機械ですので、農業用の専門の機械になりますと非常に高いとは聞いていますけれども、あくまでも町の方は大気中の空気中に飛散している放射能を測定する機械ですので農作物とかを対象にした物ではありませんので、ご理解の方宜しくお願いしたいと思います。

5番: いつ頃入る。

総務課長: だいたい10月以降と言われております。製造が間に合わないという事で日立製作所の関係の機種、発注しておりますけれども、全国から受注があるという事で生産が追いつかないという状態ですので、昨日も4つの小学校を測定しましたけれども、それも県の方から総務所お借りして4カ所の測定をしておりますので、もう暫らく県の方からお借りして町内の放射能を測定していくという事になっておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

5番: 分かりました。私が言ったのは50cmから1mの高さで測定する事ができる。カバーみたいなものがかかっています。そのカバーを外すと人体の10cm位離した所で測定すると衣類に付いたような放射能まで測定できるという品物です。私が言ったのは、例えば今言った米等はすぐその場で測定できるような物ではありません。やはり1週間ないし10日かけて水分とか色んな事を調べて結果が出るのだと思うのですが、舟形で言えば12日に2か所で堀内村、舟形村で米を刈って検査をして20日に今まで坪刈した2回の検査によって舟形の農産物は安全ですと宣言をして米を出す、流通する事ができる。要するに米でなければアスパラであれキュウリであれニラであれネギであれ今どんどん出ている訳です。米の中にそういうのが入っているとなると今出ている物も全部終わってしまうのです。そういう事からできれば町当局の方でそういう物を調べるには金はかかりますけれども、安全安心の為には是非何か方法はないのかという感じでご質問させて頂きました。まず10月ということでもう半年過ぎています。是非早めに町民が安心して暮らせるような1日も早い購入をお願いしたいと思います。答弁はいいです。

6番: 私は110頁の水産業費の事でお聞き致します。毎回色んな事で質問させて頂きますが、水産業費の中で、前にも最上町と舟形町の補助金のあり方というのが格段の差があると、最上町は昔同じ姿の中で同じ額を援助した訳なのですが、この頃10分の1位しか最上町はしていない、その話し合いをしてはどうかという話をした訳なのですが、その後経過はどうなっているのかお聞きします。

産業振興課長: 前の議会で大場議員の方から最上町の方と協議とありましたので、副町長と行って参りました。その時の内容につきましては、前回の議会で申し上げたと思いますけれど、その後につきましては大変申し訳ないのですが具体的な最上町が幾らするとか舟形町がどうだって話はしておりません。

6番: ただ行政側の立場になれば、同じ利益を持つ小国川の源泉の中の同じ町ですから、その辺は話あ

って同じような姿の中で補助体制をすべきだと私は考えます。ただ舟形町は鮎祭りがあるから、鮎の事業に力を入れている。それは結構なのですが、前にも私質問しましたが、この成果表を見ますとこっちの方の決算書を見ますと詳しく書かれてないのですが、23万円の運営費がまだおかれております。前回、私も運営費だけはいらないのではないか。課長の答弁はその辺の見直しは今後考えていきますというような答弁でした。ところがまだ22年度の成果決算を見ますとそのままの状態になっている。私が言いたい事は今までに漁業組合は鮎祭りがあるからという事で三光堰のため池等の事業費も今回している訳です。そんなに、おんぶに抱っこという言葉が当てはまるか分かりませんが、あくまでも鮎祭りの為に補助するという理由が分からない訳ではありません。ただ運営費補助というものは、もう独り立ちしている要件に対してはいらないだろうと私なりに考えております。その辺課長はどう今後の対応を考えるのかお聞きします。産業振興課長: 補助金につきましては、運営費補助ということで23万円計上させて執行させて頂きました。これにつきましては前に答弁させて頂いたと思いますけれど、補助金の見直し時期が昨年度という事であったのですけれども、全体的に見直す機会が無かった為に今年度も計上させて頂いているという実

それともう一つ今大場議員が言われましたように、前は舟形町の方で琵琶湖から稚鮎を購入する際に、 舟形町の大きな観光として目玉として鮎釣りということがありましたので、委託費として計上させており ました。それが今も放流委託料という事で190万円程300kg位ありますか、委託して若あゆ温泉とか釣り客 の方に還元していくということで観光の一環としてさせて頂いております。

それともう一つ今回長尾の養魚池、今回約12,000匹位をそこの池で養殖するスペースを確保して大きくするという事で、お陰様をもちまして12,000匹程対応ができたという事で今喜んでいる訳であります。これは昨年鮎が足りなくて舟形町の特産である鮎が若鮎祭りでは食べる事ができなかったという事がありまして、鮎祭りを成功させる、舟形町の鮎を食べて頂くということで整備させて頂いた事業という訳です。これから補助金等につきましては、繰り返しになりますけれど、全体的に補助金の見直しは必要であろうと思いますので、その際にきちんと見直し等を図っていきたいと考えております。

6番: その辺の検討は宜しくお願いしたいと思います。ただ今まで小国川漁協で決算書等もあると思いますが、その辺の精査をしながら行政として対応して頂きたいという話もしました。そんな中で今小国川に放流する稚鮎の数は小国川漁協として全体でどれ位しているのですか。

産業振興課長: 最上町舟形町合せまして、約50万匹3,700kgと伺っております。

委員長: 既に3回ですけども、もう一回許します。

態でございます。

6番: 今3,700kg全体でと言いましたが、漁業組合に補助する中で502kgが舟形町流域に放流しているはずなのです。ただ前は放流をしているのだがどこにしているのか、追跡調査もしなかった時点があったと思うのです。私から言われてようやく舟形町の中で放流するのは当然でしょうとなってから、追跡調査したと答えがありましたが、ただ3,700kgという事は7分の1ですか、本来ならば放流の仕方というものは前から見るとどういう状態だったか、小国川漁協というのは50年位前から組合が発足したのですが、最初から山形県では最高に小国川漁協だけはずば抜けて放流が多かったはずです。ところが旧態依然として放流の姿が、年中みて前とどの位の差があるのか不思議でなりません。その姿をもう少し詳しく教えて頂けないでしょうか。

産業振興課長: 放流箇所につきましては、全部で35カ所舟形町につきましては17カ所程の場所になります。私共の委託している放流につきましては指導がありましたので、舟形町域ということでしておりますけれども、放流につきましてはトラックで稚鮎を放流してだいたいの数量ですが確認して職員が立ち会いのもとに放流する、写真、報告書で確認させて頂いています。それ以外につきましては、小国川漁協さん独自の事業ですので、そちらの方には立ち会っておりませんが、確認の仕方はそういう形でやっております。

委員長: ここで 6 款の審査の途中ですが、1 時まで休憩します。(12:42)

委員長: 午前中に引き続き会議を再開至します。(13:01)

産業振興課長: 午前中3番斎藤議員から質問がありました実習館の一般予算からの支出についてですが、6月に議決して頂いた内容でございますけれども、7月から12月までが約121万円の経費に対して90万円の収入という事で、31万円ほど委託料の方に盛込んでおります。尚来年度以降につきましては、例年の収入として141万2千円程になっています。実質人件費も含めて360万円程になりますのでその差210万

円位につきましては、現時点では委託料として出さざるを得ないのかなと思っておりますが、先程申し上げました140万円につきまして、例えば150万円160万円とか200万円という収入があれば町の方の経費は少なくするという事でNPOの方と協議していきたいと考えております。

それから6番大場議員の質問でございますが、直近の放流のキロ数ですが、だいたい3,700kgで推移しております。ただ平成20年度は3,500kgとやや少ないところもあるのですが、そういうことで推移しております。なお小国川漁協の仲介水域の鮎ですが、そこで生産された稚鮎につきましては、全て内水面の漁業協同組合の方に買い取られて、例えば赤川とか小国川とかそういった所でそれぞれ放流されていくという仕組みですので、生産してすぐ自分達でするという形ではないという事で買い求めて放流するというかたちになりますので、今申し上げただいたい3,700kg位で推移してきているのかと思っております。

1番: 質問させて頂きます。先程質問あった中で例えば6番議員さんからありましたように緑環境税絡みで、農道の刈り取りを地域の中でやった場合に少しでも支援という事を私の方からも強くお願いしたいと思います。その緑環境税の中の61頁成果報告書の中ですが、事業内容の中の樹齢600年の夫婦センノキの保全事業あとで説明お願いしたいと思います。

決算書の107頁に入りまして、野田地区の基盤整備後の農道舗装事業に関して、今までの進捗の説明を お願いします。

質問重ねますけど、活気あふれる農業推進機構の中で昨日5番議員、今日8番議員の質問等の中であった訳ですけれども、私も町長の1番の選択で農業面で活躍して頂きたいであろうと思いますけれど、農家に対して常勤の方と非常勤の方と3名ほどいる訳ですけれども、色んな面で行者ニンニク等年数がかかる物に関して取組んでみようかなという姿勢をもって、良い考えを持っている指導員が来てくれて良かったという人もいます。しかしどうしても語り合いの場が少ない、常勤の方からもう少し農家に足を運んでもらって語らって農業振興の推進をして頂ければと私なりに感じられますので、これからもそうして頂きたいと思いますので指導宜しくお願いしたいと思います。

もう一つ中山間並びに農地・水・環境保全事業の中で3年前にも一旦改善が入って、管理されてなくて 国から監視しなさいということで、舟形町が一斉に精査して改善していった訳ですけれども、県がまた農 地水並びに中山間の管理体制について若干戸惑った点もあると伺っております。その辺の色んな事業を踏 まえながら生きた税金を生きた形で継続して事業に取組んでいきながら尚、今場しのぎの使い方ではなく て手入れ共に後に残るような、あの時事業に取組んで良かったという中身になるような指導体制をもって 各事業自治団体が取組んでもらえるような推進をして頂きたいと思います。

産業振興課長: 最初にセンノキの保全事業ですが、ご存知の通り紫山のセンノキであります。これにつきましては地元紫山町内会、子供会という事でセンノキの保全をテーマにして緑環境、山林の勉強ということで取り組んだ事業になっております。尚この事業につきましてはタンクと具体的にはポンプを入れて水をセンノキにかけるという事で備品を購入した経過はございますけれども、基本的には地元の子ども達それから保護者で自然学習を行ったという内容になっております。

2つ目の農道につきましては矢野課長から答弁があると思います。

もう一つですがチャレンジ実践塾につきましては、基本的にオカヒジキとか地鶏とか行者ニンニクそういった栽培をされている方につきましては足繁く指導施肥も含めて指導しているところでございます。ただ一方で農協の方に指導員がいるということで、できれば一緒にネギや作物等の指導を行えばいいのですけれども、方向性と言えば言葉がおかしいのですが、それぞれ分野を決めて2つで行っているということで要望があれば当然常勤にしている指導員も技術をもっていますし、指導していきたいと、その際農協等含めて連絡をとりながら進めていきたいと考えています。

それから農地・水ですが、数年前一部返還した事実はございます。というのは当初樹園地が補助対象となっていたのですが、果樹園については対象外と後で通知がございまして、それについて精査して対象にならない物については返還するという処置を致しました。今議員がおっしゃられましたように私共も新しい事業を組む時、第3期になりますけれども、その時は耕作放棄地も確かにあった事は事実でありますので、地権者それから代表者の方についてもきちんと管理しなければ対象にならないという旨を申し伝えて、そして協定書を頂いております。尚それが不履行の場合につきましては、また現場の方で確認して適正な管理ができるような事で進めて参りたいと思っているところでございます。私の方からは以上です。

地域整備課長: 野田地区の農道整備事業ですが、ここについては平成21年度から行いまして、21年度

で約400m22年度が約400mということで、800m程できております。残り500m程残っているのですが、23年度で残りをやりたいと考えています。

1番: 有難うございました。農道の整備事業の説明の中で、23年度で終了するということですが、当初から基盤整備するという約束事で舗装整備をする、幹線農道をするという話であったのだと私なりに聞こえてきた言葉がありました。要するに何を言いたいのかと言うと、一般質問でもさせてもらいましたけれども、今からはそういう整備を率先して頂けるような、要するに農業者が高齢化になって農道を管理するのも大変で、安全性の面から見ても古い農道であっても基幹である一本の幹線道路位は整備がなされればいいのではないかということもありますので、もし今後こういう事業他の管轄でも推進して頂けるのであれば、そういう要件等も踏まえて情報を提供して頂ければと思いますので、宜しくお願いします。

中山間の方ですけれども、つい最近の事ですが、ある地区で農地が売買されて結局要件からはみ出して しまった条件の中で交付が2割削減されて8割補てんになってしまっている中で様々あった、また農地水 関連に関しても会計の処理の仕方がなかなか新しい事業なものだからできないという所がある訳です。そ の指導的なものに対してもできるだけ統制のとれた形で推進して頂けるように、お願いという事で質問を 終わらせて頂きますので、宜しくお願いします。

地域整備課長: 農道の整備事業ですが、例えば補助整備した時に畑地か何かした場合に、そこに作付して野菜等を運搬する為に舗装事業として該当するもがあります。そういうものを利用して農道の整備を行っていくというのが通常のやり方ではないかなと考えます。

産業振興課長: 今指摘頂きました中山間の事業につきましては、議員がおっしゃられていましたよう に、地元の方と色々協議して相談にのりながら対応してきたところですが、ただ制度的には協定違反の場 合は返還しなければいけないと県の指導を仰ぎながら進めてきたところであります。なお今回につきまし ては、私達としては異例というか普通では考えられない想定外の事例かと思っております。尚この旨も含 めて返還が無いようにということで県の方とは進めてきたつもりですが、国の判断を仰いで県を通じて2 割ということで8割交付になってしまいましたけれども、今後適正に処理していきたいと思っております。 1番: 最後に一つ、活気あふれる農業推進機構の中で謳われているように、例えば今年度は取組んでな いかと思いますが、紅大豆とか行者ニンニク様々ある訳ですけれども、この品目を増やして指導を促して いくのか、今11品目としてマイナーな作物であっても今やっている取組みを随時推進していくのかという 事と、重複しますけれど取組んだ人の所には往々にして通ってはくれるのですが、取組もうかなと思って いる人の所にはなかなか行きつかないという状況が現実のようですので、取組んだ所ばかりに行くのでは なくて、広い範囲で見てもらえれば大変嬉しいと思います。その中でここ近年山ブドウという特殊なブド ウですけれども、生食ではなく加工品にむけるブドウの取組みが舟形町の中でも組織を作って活発になっ てきているのではないか、隣の尾花沢市においても研究会みたいな党を立ち上げながら市の協力を仰ぎな がら有志で頑張っている訳ですけれども、当町においても質問書にもある通りにドブロク云々で地域おこ しをやっている中に例えば一つ山ブドウを加工して山ブドウ酒に作ってもらっている訳ですけれども、加 工に出す事も一つの手であるかと思いますけれど、やってみようかなという中でさっきどこかで意見出ま したけれど、農協ばかりの農業じゃなくてこれからは年を重ねた上での趣味的な農業が未来の人達の経営 に結びつくような農業になっていけるような、前段のスタイルで農業というものがあってもいいのではな いかという意味をもって、ブドウを加工してワインにしたり今回農工連の方に委託して醸造酢を作っても らって結構いい酢が出来上がって全部農工連から買い上げてもらえたという状況ですので、そういうもの を地元で作って生産していくという推進を立ち上げるような支援推進をしていってはどうかと思いますの で、その点も踏まえてこれから宜しくお願いしたいと思います。

産業振興課長: 活気あふれる農業推進事業ですが、基本的には今キクイモとかそういったもので品目を増やしていきたいという考え方はございます。それから座談会の中で西又集落でありますが地鶏の話がありまして、飼いたいという話もありましたので、推進の方から出向いて説明会を開催させたところです。ただなかなか足踏みが揃わなくて結局は取組まなかったということもあるのですけど、そういった普及活動につきましては、これからも進めていきたいと考えております。

それから山ブドウのプロジェクトというか今おっしゃった取組みですけれども、今回の6月補正におきまして、産業振興本部会義の中でも山ブドウの酢の開発、販部拡大につきましての助成事業の支援ということで予算を計上しまして確保しまして、支援して参りたいということで進めているところです。尚こう

いった事も含めてPRもやはりできあがったものにつきましては、広報とかネットとかできれば東京等のアンテナショップ等でPRして広く進めて参りたいと思いますので、今後ともご協力宜しくお願いしたいと思っております。

2番: 私の方からは102頁の農村環境改善センター管理費、本当であれば長沢の生涯学習センターも絡んでくるのかなという気もしますけど、ここでの支出済額530万円程度継いで正職員の経費等ははいっていない様ですが、これに2名の正職員の人件費等が入ってくればかなりの金額になろうかと思います。そういった中でこれまでの私の経験の中では職員を離れた所に置くというのは、ややもすると職員の覇気が薄れてしまうといいますか、非常に効率が悪くなってしまうのではないかという感じでこれまで経験してきた経過がございます。そういった中で今後530万円の他に正職員2名を置いて今後もやっていけという考えなのか、これは長沢の生涯学習センターの方の対応も絡んできますので、まずはこの対応についてどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

副町長: ただ今の質問の生涯学習センターの件ですけれども、これまでの長い経過がある訳です。例えば環境センターにしてみれば、堀内村と舟形村が合併する時にあそこに出張所を置いたと、それが数十年経った経過の中で出張所環境センターの方に統合したという経過がありますし、長沢の生涯学習センターについては、むしろ長沢地域の利便性なり諸証明の発行の利便性なり拠点活動というこれまでの政策の中で職員を配置したという経過がありますので、それを統合なり廃止なりするとなった場合、かなりの地域住民の理解を頂く必要があるのではないかと思いますので、そのへんは慎重に確かに経費が掛かっている事も実でありますけれども、そのへん住民の利便性なりニーズなり拠点活動としての今後の政策として廃止した方がいいのか、置いて地域活動を盛んにした方がいいのか、その辺はやはり十分に政策的に考える必要があるだろうと思いますので、今すぐ結論を出すという訳にはいかないと思います。

2番: 私が申し上げたのは、廃止云々という事じゃなくてサービスは落さないで経費は圧縮することを考えたらどうですかという事なのです。もっと具体的に言いますと、指定管理制度なりで行うという事も一方法だろうと思います。要はサービスを落す必要はないだろうと思います。現状のサービスを行いながら、今よりも経費を抑えるということも合せて考えていくべきではないのかという提案なのです。

副町長: 分かりました。常に町長も色々そういう出先の機関の改革というものを考えているところであります。やはりその辺、おっしゃるように必ずしも職員でなくてもいいのではないか、場合によっては役場のOBの職員も雇用しながらサービスを提供して頂いてもいいのではないかという考えも色々ありますので、その辺今後行革等の絡みの中でも経費面も含めて色々検討させて頂きたいと思います。

2番: 今の回答頂いた方向で是非前に進むように検討を宜しくお願いしたいと思います。

4番: それでは農地水保全対策事業107頁についてお伺いします。この事業は平成23年つまり今年までの事業の予定だったと思います。今国からどういう打診と言うのですか、来年度はこういう事業がなくなるという情報があるのかどうか、継続になるのか、そのへんの情報等をお聞かせ願いたいと思います。また、当初これが発足した当時県からの補助金がこなくて事業費の2分の1の事業しかできないような経過があったと思います。それが、ここ1、2年位で全額くると耳にした覚えがあるのですが、その経過と今年度、最終年度はどのようになっているのか最初にお伺いしたいと思います。

産業振興課長: 今後の継続につきましてはまだ明確な情報は入っておりません。ただ類似する中山間直接支払いにつきましては、第3期ということで継続されていますので多分この事業につきましては、交付金事業として継続するのではないかと考えております。それから当初議員が言われるように2,200円1 反歩ということで、県の支出する金額が決められてしまったが為にそういう金額の交付金になったという事は事実です。それにつきましては21年度に是正と言いますか、県の方で満額出しますという事で方針が変更になりました。ただしその際希望する町村に対してはという条件がありました。それを受けまして各保全協議会の方でもこの事業でいい、また増やして新たに事業拡大していきたいという意向もある団体もありましたので、意向調査を行って要望に応じて2,200円もしくは4,400円ということで事業を広げてきた経過があります。尚現在23年度は2,200円それから4,400円ということで事業を混在してやっているところであります。

4番: この事業が始まる当初、非常に事務の仕方が凄く煩雑で、地域が要するに農地の水が流れてくる 人方が事務をやるのは非常に難しいのではないかという事で、逆にそこを取り巻く農地の方々が険悪な状況になるのではないかという意見もありました。今年5年目に立ってみて比較的そういう事はなく、ある 意味順調に進んできたのではないかと思います。あまり行政の方々を私褒めないのですが、ここは一般町民になった役場の方々が事務をしっかりしてくれたおかげで、この事業が推進できたのだろうと思っています。もし今年で終われば、それでもそれは良かったなという所があるのですが、もし来年継続するという事になれば、やはりそれをまた継続して役場職員の私的な面で、つまり私に帰った部分で手伝って頂かないとこの事業を継続して頂く事は難しいという事で、もし継続になれば今後とも町長からも職員の皆さんにこの取りまとめを頑張ってやって頂くようにお願いしたいという事を私からも、お願いしたいと思います。実質的にこの工事は比較的色んな所で機能していると思いますので是非今後とも続けていって頂きたいと思います。それには役場職員の方々の協力が欠かせないという事を申し上げておきます。

9番: それでは私から107頁の活気ある農業推進機構事業費先程から何回も出ていますけれど、これについて質問したいと思います。この事業については、先程ありましたように町長の肝煎りで始まった事業です。先程の議論を聞いていますと是非とも期待する部分が多い訳ですけれども、そういった前提の上で質問します。

まず、色々な事業内容行者ニンニク或いはオカヒジキをはじめまして色々な事業がある訳ですけれども、この決算書を見る限りでは、賃金と委託料という部分が大半です。このチャレンジ農業実践塾の運営委託料とありますけども、何かどうも塾の運営を委託して、あとこの成果表を見ますと事業内容だけなのでそのへんが良く分からないのですが、そのへんどういった形で運営をしてその内容、塾長が誰であるかそのへんの所を質問します。

産業振興課長: 塾長につきましては、指導官の方があたっています。尚実践農家の代表としましては、 先程21名ということで申し上げたのですが認定農業者の方が代表となってこの実践塾の受講者と言う事で やっております。それから成果品という事でございますが、具体的に例えばオカヒジキであれば栽培方法 とか土壌の診断とかそういったものを今まで取組んできて栽培暦的な物も成果品ということで挙がってお ります。それが委託料の一つです。

それから山形地鶏につきましては、基本的に生産するだけじゃなくて販路の部分も含めて生産プラス販路拡大ということで進めておりまして、それに付きましても委託料の中で見ているところでございます。 そこに書いてありますように、赤大豆のブロックアイスとか赤大豆の黄な粉とかに付きましても、原材料を使いながら先程言いましたが、餅屋さんとかお菓子屋さんの方に出向いていって商品化という事で打診したり試作品を作ったりして、それを成果品として出しているといった活動を行っているところです。

9番: この事業については、前にも申し上げた事もあると思うのですが、なかなか末を広げると言いますか、大きく実施しますと要点がぼけてしまうのかなと思うのです。目的にありますように、新規の作物導入或いは新規の就農というものを基本とするのであれば、やはり農業者を中心とした塾にするべきではないかと思うのです。これが今色々6次産業でありますとか、分野の連携という事が言われますので、若干は仕方ないとしても、加工或いは試作品特産物の開発までなると、あまりにも裾の尾が広がり過ぎるのではないかと思います。そんな意味で是非とも支点軸足をきちんと農業者の育成或いは新規就農支援と考えるべきではないかと思います。先程もありましたように当初予算から、半分以上不用額が出るという中で、これ程重要視をするのであれば、やる事は沢山あると思うのです。そういう意味でその150万円というものもどういう分野に使ったらいいのかということをきちんと考えて、不用額が出ないような事業にするべきではないかと思います。以前新庄市の若者園芸実践塾というのがあったのですが、休んでいたのですが、また勇気塾という事で再開するというチラシがありましたけれども、やはりこれでもきちんとフォローと言いますか、ある程度の研修期間の費用そして卒業したらその生徒に対してはきちんとハウスを提供しフォローもしている。そういうものがあって初めて新規就農者なり新規の作物の導入というものが定着してくるのかなと思います。その辺の所を議員もはじめ期待感をもっている訳ですから、もう一回塾のあり方というのを考え直して欲しいと思うのですが、どうでしょうか。

産業振興課長: 今回新しい作物を入れる、それともう一つやはり販路を拡大しなくてはいけないという事と、できれば付加価値を付けてという事で事業を展開してきた事は事実です。結果として今八鍬議員がおっしゃるように支点というのがややぼけたかなと言われると、その通りだと思う所があるのですが、基本は新規就農者の所得拡大というスタンスをきちんと持っていきたいと考えております。尚若者園芸塾の方が復活したという事ですが、例えばオカヒジキを作る際には塾生の中でハウスが欲しいと言った場合につきましては、県の営農産地育成事業と言うのがありますけれど、そういったものも合せて支援してき

たところですので、今新しい人達が参加する場合は良いモデルケースだと思いますので、県の事業も活用 しながらそういった支援も考えていく必要があるのではないかと思っております。

それからもう一つ不用額と言う事で指摘頂きましたけれども、先程答弁させて頂きましたように、当初 単費でおく予定だったのですけれども、ふるさと雇用の方が充当できるということで、そのまま切り替え てその分を減額しなかったということがありまして、結果として150万円程不用額を出してしまいました けれども、基本的には今議員が言われるように支点をきちんと持ちながら、これから進めて参りたいと考 えております。

9番: 不用額の件ですけれども、やはりフォローという点から見ればある程度県の補助金とかいうのは当てにしないで、先程単費で当初議決した物が不用額になっている訳ですから、例えば地鶏を飼育するケースで何羽までは飼育者そういう物位はモデル的にも今年に限って支援しますとか、その位の単費の思い切った使い方もあってもいいのかなと思います。新規就農者に支点をということですけれども、8月26日のお知らせ版に舟形町に就農予定の農業大学生を応援しますと言う事で、2年間の事業料の全額補助という話が出ました。これは新規就農者を応援する意味では大変良い事だと思うのですが、新規就農者支援という意味から言えば、別に農業大学校生に限定する必要はないのでは、もう少し間口を広げて新規就農者に追加の支援というものを考えるべきではないかと思います。でないと大学校生だけが農業に就職する訳ではないと思うのです。ここにも限定として卒業時に就職しなかった場合、就農3年以内に離農した場合は返還ですよという備考があるのですが、そうであれば先程の実践塾のような形で研修を積んで、本当に就農した者に対しての自主的な支援、この方が大切ではないかと思いますけれど、そういった考えについてはどうでしょうか。

産業振興課長: 今おっしゃったみたいに、農業大学校の生徒について就農して頂く。町に残って農業を継いで頂きたいという事で一つの政策として出しました。それから今回8月ですけれども、園芸用のハウス、機械の支援、畑地化の支援という事で、より所得に結びつけるような、又議員がおっしゃられましたような新しく農業に携わる人も含めて広く募集する事が今必要だという事で、町報を通じてPR活動、お知らせをしたところであります。新しく農業者になられる方につきましては認定就農者という制度もありますし、町の予算、山形農業支援センターの予算とかを活用しながら、先程言いましたような、園芸関係の事業もありますし、そういったものを活用して就農者の確保に努めていきたいと思っております。今おっしゃったみたいな事でトータル的にこれから対応していかなければいけない部分につきましては、政策としてできる限り盛り込んで、就農者なり所得拡大に結び付けていくような政策をとっていきたいと考えております。

委員長: 既に3回ですが、もう一回許します。

9番: 是非この新規就農者については、もう少し拡大した形で考えてほしいと思うのです。大学校のパンフレットがあるのですが、これを見ましても卒業後の進路、卒業時に就農した割合はだいたい27%ですよ、一番悪い時は12%です。この中で大学校生と限定するのは、ちょっと狭すぎるのではないかと私は思います。それからこれは補助規定ですよね、補助規定ですから予算化も伴うと思うのですけれども、今日お知らせ版で初めて目にしたのですが、これどこかで規定変更というのは普通にできるのですか。議会の承認はいらないのですか。

産業振興課長: これにつきましては補助金の規則ということで、新たに設けまして執行するということであります。議会の方につきましては、舟形町の補助金規定がありますので、それの一つの事業として町長決済の中での補助金規定を適用して対応していくという事で今やっているところでございます。

副町長: 大学校の授業料の補助について当初予算でみています。宣伝が、広報紙でこれまで広報していなかったという事で今回お知らせ版に載せたということです。当所予算の皆さんにも配布しています主な事業の概要の中にも、17頁に担い手育成総合支援事業ということで山形県立農業大学校の授業料の全額補助ということで、33万円当初予算で予算化していますので、その点ご了承頂きたいと思います。

4番: 関連して一回質問させて頂きます。6月だったか補正だったか、この規定について町がそういう予算をつけてから規定を作るとかそういう事で一回議論になった時があります。今回また同じ問題が出ました。我々も今気付いたという事で、重要な問題かと思うのです。要するに議会の承認を得ないでそういう規定を町側がもう作ってしまって予算化してしまうという所はシビアな問題だと思うのですけれども、少し休憩でもしてちゃんとそういう規定について調べた方が宜しいのではないかと思います。もうやり放

題ですよね、その辺のところ休憩でもして。提案します。よく調べた方が宜しいのではないかと思います。 **副町長:** 町の補助金を交付する際に基本的には、町の補助金等交付規定という基本的な補助金制度があります。ただどういう物に該当させるか、例えば大学校の場合はこういう方とか金額は幾らとか、そういうのは細部の要項を定めてしますけれども、基本的には舟形町補助金等交付規定という基本的な補助金規定がありますので、それに準じて尚且つ詳細については要項で定めるという考えでおりますので、そういうようにご認識頂きたいと思います。

委員長: 暫時休憩します。 2 時まで休憩します。(13:47)

委員長: 再開します。(14:45)

他にありませんか。

(なしの声)

なしと認めます。第6款農林水産業費について審議審査を終結致します。

第7款 商工費

委員長: 第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第7款商工費の質疑に入ります。何かありませんか。

2番: 112頁7款1項1目の県グリーンツーリズム推進協議会負担金8万円という形で支出しておりますけれども、具体的にはどういう活動を行っているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長: この事業につきましては、山形県、各市町村そして商工観光関係の団体で構成しております。会長につきましては山形県知事があたっておりまして山形県全体の物産から観光地のPRを含めて体験型農業を推進していくという主旨を含めて組織された団体になっております。

2番: 内容は分かりましたけれども、具体的には舟形町と事業の中でどういう係わりがある事業があるのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長: 具体的には舟形町のPR分野で、例えば猿羽根山、若あゆ温泉そしてまんさく直売所 それから加工所、加工所とは新しく出来た長尾の施設でありますけれども体験農園、こういったものを山 形県から県外の方に発信していく言う事で、具体的にはホームページとかパンフレットとかいう形でPR するような活動を行っています。関わりは先程言いましたように舟形町の施設のPRをして頂く、当然小 国川の鮎も含めてでありますけれども、そういったPR活動をやって頂いているという事です。

2番: 内容は分かりましたけれども、是非こういう所を利用して、どんどん舟形町のPRに繋げていって頂きたいと思います以上です。

4番: 114頁町おこし事業の東北輓馬競技大会270万円についてお伺いしたいと思います。今年度は無くなったという事ですが、この最終年度のどういう輓馬競技大会という結果であったのかということを踏まえての輓馬東北大会の中止なのか打ち切りなのか、なったかと思うのですけれどその点についてお伺いしたいと思います。

産業振興課長: 輓馬大会の内容につきましては、主要政策の68頁の方に記載している通りであります。6月6日に約1,300名観客を集めまして、30頭の疾走という事でありました。基本的にこの大会につきましては、24回で終了した訳でありますけれども、当初始めた頃私も担当したことがあるのですが、その頃につきましては、その倍位のポニーも含めて出走馬がありました。ただし、だんだんと馬主さんの高齢化とか馬を飼う人が少なくなってきている事、あともう一つが主体となって中心的な役割を果たして頂いている方が亡くなられたという事も含めて中止せざるを得ないという事を実行委員会の中で決定して24回で終わりという経過になりました。

4番: いつ事業を打ち切るかという事については非常に苦慮されたのだろうと思います。やはり舟形町のメインイベントを若鮎祭り一本にもっていこうとしているのか、それとも新たにまた観光産業を作っていこうとしているのか、そこのところをもう一つお伺いします。

更に縄文ヴィーナスのアピールが非常に足りないと私は思います。先週の土曜日に世界不思議発見という番組の中で日本から発掘された女性の土偶ということで、その代名詞とも言うべき土偶という事で3つ紹介されたのですけれども、その中の一つにこの縄文ヴィーナスが紹介されておりました。全国版の日立の番組なのですけれど、やはりそういった番組を見て山形県の西ノ前遺跡から出た土偶ということで紹介されておりましたけれども、それを見たいと言って来るお客様だっているのではないかと思います。しか

しながら場所が分からないという声が多く聞かれます。せめて場所が分かる位の標識と、若あゆ温泉にあるような鮎の銅像位の縄文ヴィーナスの土偶くらいは置いておかないと大英博物館にまで行った縄文ヴィーナスの出た所というアピールができないのではないかと考えますけれど、この2点について町おこし事業でやっていくべき事だと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長: 縄文ヴィーナスの件でございますけれども、これにつきましては先般実行委員会なるものが立ち上がりまして、来年度が出土20周年を記念致しましてイベントをする準備を進めております。イベントの会場につきましては国土交通省の道路の高規格道路の上の方に国土交通省の土地がございまして、そこの場所でイベント等を考えております。

モニュメント等に付きましても来年度にどういった物を作ればいいのかという事で、西堀とこの団体と合せて協議を今進めているところでございます。どういった形がいいのかという事で今話合いを進めている訳ですけれども来年高規格道路の上の方で野焼きとかをやりたいという事で現在進めているところで、国土交通省さんからの土地の貸し付けについても先般終了しているところでございまして、そういった事で考えているという事でございます。

4番: そういう事で実際動いてらっしゃるという事であれば、是非場所が分かる位の大きい縄文ヴィーナスを作って頂いてアピールに努められるようお願いしたいと思います。以上です。

委員長: 他にありませんか。

(なしの声)

なしと認め第7款商工費について質疑審査を終結致します。

第8款 土木費

委員長: 第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第8款土木費の質疑に入ります。

5番: 122頁の除雪対策費の中でご質問したいと思います。昨年は大雪という事で大変難儀をしたということは重々分かっておりますけれども、雪捨て場その他に各町道関係でどうしても春先に雪を取らなくてはいけないそれは分かりますね。極端な話、例えば役場庁舎と農協の間ならある程度溜まれば捨てるというのは分かります。保健センターの前の雪は向こうの方に押している訳です。そういうのは借り上げでやっているのでしょうか、教えて下さい。

総務課長: 庁舎内の広場の除雪費ですので総務課の管理費の中でとってあります。これも同じように 10cm以上とか決めまして地元の業者の方に委託しまして遅くても7時とか7時半とか決まった時間まで敷地内の雪は、保健センターの向こうに田んぼがありますけどそこも、地権者の方から冬期間お借りしましてなるべく奥につめて、ある程度一杯になった段階でダンプにて排雪するという体制をとらせてもらっております。

5番: なぜこんな事言ったのかという事なのですが、私一般質問でも述べました。防災センターを造る考えはありませんかという事でお聞きしたのですが、こうやってみますと役場庁舎大変駐車場が少ないということで舟形分署、ママクリーニングの方に駐車場ができた経緯があります。しかし保健センターの向うの道路までは田んぼになっている訳です。ところが田んぼではなくても、雑種地というのですか田んぼには出来ないような状況になっています。話に聞きますと、私はそこに防災センターでも造ってもらえればという考えで一般質問したのですが、あのへんを買うとか売るとかいう話が昔出たというのを小耳にはさんだのですがそのへんまず一点。

私の所も雪捨て場で春先に排雪で取ってくれますから、ある程度ごみが残らなくて大変なのですが、ある箇所では油等が若干残るという苦情もきております。保健センターあたりも逆に田んぼしないのかなと思うと、いずれそこを何かするのかなという考え方聞かせて頂きたいと思います。

総務課長: 町の方でも2期整備としても借上げする関係がありまして些少ですけれども、お酒とお礼としてもって色んな話はしているのですけれども、今加藤議員さんから話がありましたように、特に田んぼ等で使っている訳ではありませんので、周りが枠をとりますけれども水利とか色んな関係がありまして水稲の方はしていない様で雑種地というと怒られますけど、そのままの状態でされているのではないかなと思います。そういった意味で町の方でも捨て場がそこしかありませんので好意と言いますか、相手の方も町の事であればという事で快く土地の方の捨て場には利用させて頂いておりますけれども、一歩踏み込

んで話がありましたような借上げまではしていますが、それ以上の事はまだ話しておりませんので、そこはこれから町長と相談しながら検討していかなければならないのかなと思います。

5番: 最後にはっきり防災センターを造る気があるのかないのか、そして一般質問では答えは得られませんでしたこの庁舎も耐震の結果、大変お金もかかるという事からそういう考え、例えば耐震のをやるか庁舎を別の場所に建てるのか今私が言わんとしている事は、今の時期だからできるのだという事も頭に入れて考えてもらいたいという事で。

委員長: すみません加藤さん、決算ですので。

5番: 私は除雪の事で、もしあれだったら買い上げをして防災センターを造ってほしいという事で、再度それだけお聞きしてやめます。

町長: 6番議員にも答えましたけれども、何と言ってもそう遠くない時期にこの問題は解決しなければならないというのは5番議員の言う通りであろうと思います。問題は財源というものでありますので、6番議員さんも申し上げましたけれども、そう遠くない時期に防災センターなり、或いは改めて役場を移転するとなれば10年以上はかかるだろうと、10年以上というか壮大な経費がおりますので十分緩和しながらこれから、のど元過ぎればという言葉がありますのでその辺も重々念頭におきながら取組んでいきたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(なしの声)

なしと認め第8款土木費について質疑審査を終結致します。

第9款 消防費

委員長: 第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第9款消防費の質疑に入ります。ありませんか。

(なしの声)

なしと認め第9款消防費について質疑審査を終結致します。

第10款 教育費

委員長: 第10款教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第10款教育費の質疑に入ります。

4番: 138頁の英語活動推進事業、報奨費16万円或いは旅費73,000円と挙がっておりますけれども、この事業の内容についてと、135頁外国人英語指導助手で450万円程挙げられておりますね。この方が来てやった事業なのかどうなのかという事も合せてお伺いします。

教育次長:最初に10款2項1目の英語活動推進事業につきましては報奨費16万円という事ですが、これは阿部フォード恵子先生という方をお招きして舟形小学校で英語授業をやっているという事と、もう一つ三光小学校と児童交流学習をやっております。その際に両校と一緒に英語学習をするという事でその時にもこの先生を著名な方で英語講師をお願いしているという事での事業費となっています。

外国人英語指導助手導入事業の方の委託料につきましては、東根のマイイングリッシュスクールという 英会話の教室ですが、そこと委託契約をしまして月額37万5千円×12カ月分という事での各小学校中学校 の英語授業の講師としてお願いしているところです。内容につきましては英語活動推進事業については成 果報告書の85頁の方に挙げています。先程の22万3,640円につきましては、小学校分の英語活動推進事業 という事と、成果表の84頁外国人英語指導助手導入事業450万円の内容につきましては、ここに掲載して ある通りです。

4番: まず、英語活動推進事業という事なのですけど、これは一回だけの授業の講師謝礼という事の理解で宜しいのでしょうか。

もう一つ、どういった授業内容をされているのか良く分かりませんけれども、日本人の方が小学生児童に教えるというのは別に悪い事ではないと思います。世界的に公用語を英語にしようなどという動きもある中で小学校の頃からこういった英語に親しむ事は良い事だと思いますけれども、できればこういった外国人講師を呼んで生の英語の推進でもいいのではないかと思ったので、それを含めての兼ね合いで、先程兼ね合いという言葉を使わせてもらって質問しました。

教育長: それでは先程次長が説明しましたけれども、具体的には英語の推進という形で従来から舟形町の学校教育の中の重点として進めている訳ですけれども、英語活動の推進という形で先程説明しました小学校の子供達を中心にしている英語活動の中で阿部フォード恵子先生、通常はアメリカの方において、アメリカの学生などを中心に指導している方をお招きしながら日本に来た時にという事でやっています。 舟形町4校の小学校の子供達を合同授業という形の中でやっていますので、それが最低2回そして先生方への指導の在り方というのも合せて指導しておりますので一泊二日という形態で2回程来ております。

あと先程説明しましたように、三光小学校の方と富長堀内が隔年で交流をしていますので三光小学校で合同の授業をしながらコミュニケーション活動という中で強化をしたいという事でやっています。その他の事については、先程質問がありました様に英語活動の問題については、今回の学習指導要領の改訂によりまして小学校の5年生6年生から英語の時間外国の時間という事で週1回活動するとなっていますので、都合しますと年間35時間学習するというカリキュラムの変更がありますので、そういう所を舟形町では以前から先取りするような形で推進してきているところです。

4番: 阿部フォード恵子先生、この位の回数であればという事で報奨費については理解しました。

先程兼ね合いについてと私が言いましたけれども、この日本に帰ってきた時はこういう物を企画するという意味に捉えたのですが、帰ってこない時はこの授業はないという理解で宜しいのですか、それともそういった所の穴埋めをする為に外国人英語指導助手の参加というのですか、そういった方に英語指導を小学生に行っていくという考え方なのでしょうか。

教育長: 事業の捉え方の二つが別個の形で教育委員会では推進しています。英語ALTの外国人の英語活動助手の導入事業につきましては、以前から舟形町の方で英国人とかカナダ人とかアメリカ人という形で以前から招聘しながらやってきたという事で、その時点ではどんな先生が来るのか分からないという事で文科省の方で指定された担当の方が舟形町に割り当てになるという事があったので、色んな問題等が発生した訳ですけれども、独自に3、4年程前から町の方で人材を確保しながら先程説明しましたように東根にありますマイ英会話の方と連携をしながら先程言いましたように週何時間かの授業を受け持って頂くという事で町内の小学校中学校そして保育所の子供達の授業をもって頂いている訳です。

これとは別に英語活動推進するという考え方で別段の町の肝煎りという方、教育委員会の特殊なやり方で一つの授業を構築していきながら先程言いましたようにここ数年阿部フォード恵子先生の指導を受けるという形で英語の指導の在り方とコミュニケーションのとり方、そして東京での児童交流との関わりという形の中でコミュニケーション能力を重視した英語活動を体験していく、また英語学習に対する意欲の持たせ方という所を別に合同授業を中心にしながらやってくるという形で英語そのものの推進には係わりがある訳ですけれども、授業としては2本立てで舟形の子供達の英語力をつけていきたいという事で取組んでいる事業です。

もう一点、外国で活動していて日本に来ない時には授業しないのかという事がある訳ですけれども、この先生については、日本とアメリカを行き来している先生でありますので事前に舟形町の方で、こういう時期に授業を組みたいと前もって連絡をしておけば先生の方で都合をつけてこの時期に日本に来て舟形町においで頂くという、そういうコミュニケーションをとってこの事業を推進しているものでありますので、そのへんについては心配なくこの事業を進める事ができるのではないかと思っています。

委員長: 他にありませんか。

(なしの声)

なしと認め第10款教育費について質疑審査を終結致します。

第11款 災害復旧費

委員長: 第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。ありませんか。

(なしの声)

なしと認め第11款災害復旧費について質疑審査を終結致します。

第12款 公債費

委員長: 第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第12款公債費の質疑に入ります。

4番: 公債費がまず4億6,800万円程ある中で、財務省、郵貯、地方公共団体とに分けられている訳ですけれども、私6月の時に地方債の貸して頂いている残高の情報公開を求めました。それで提出された資料を基に質問させてもらいます。

非常に金利の高い所の貸し付けを未だに借りているという事実があろうかと思います。例えば、特に旧郵政公社の簡易生命保険資金という所の中で、最高で6.5%にも上る利率でまだ未だに借りているという資料を私貰っております。5.5%の所でも4,000万円程ある。少なくとも3%以上の所は公債費の中で繰り上げて返していくべきではないかというそういう考えなのです。要するにこの郵便簡保の1,600万円という所の公債費分をもっと減らしていくべきなのではないかという質問です。中には繰り上げ返済ができないような、そういう規定になっているのかどうかも合せて質問をさせて頂きます。

総務課長: 佐藤議員の方から公債費の償還についてご質問がありましたので私の方から答弁をさせて 頂きたいと思います。

当然担当の財政班の方でも今ご指摘がありましたようになるだけ金利の高い、例えば6%7%の時代も ありましたけれど今はだいたい1%前後でお金を借りる事が出来る訳ですので、町の方でも繰上げ償還に ついて国の指導等に基づきながら計画的に償還をしております。総務省の副大臣の通達というのがござい まして、公的資金の補償金免除繰上げ償還実施要項というのがございます。それに基づきまして、例えば 財政力の豊な所ですと繰上げ償還というのは認めてない訳ですけれども、それぞれ財政力の弱い所が優先 的に繰上げ償還を出来るようになっています。特に昨今合併等がございましたけれども、合併団体におい ては若干緩和されているようですけど合併しない市町村においては、例えば計上これは7%以上償還する 場合の基準ですが、形状消費比率が85%以上とかまた財政力指数が0.5以下舟形は0.2前後ですからクリア します。経常収支比率とかパーセントに応じましては実質公債費率15%以上、舟形はだいたい15から16い っていますのでそれをクリアします。それから将来増負担比率という4項目が入っておりますので、なる だけ財政力の厳しい市町村程繰上げ償還を認めますという方向になっている様です。特に今佐藤議員さん が言いましたように旧資金オブ資金とか簡易生命、簡保関係とか公営企業の公庫資金そういった3つの大 きい資金がございまして、国の方でも19年度から21年度、22年度から24年度3年ずつ繰上げする場合は町 村で償還の計画健全財政化の計画を作りまして県を通じて協議しながら償還していく。国の方でも金額が 3カ年で、これは22年から24年の間に償還の限度額でございますけれども、その対象額が1兆1,400億円 と枠がある様です。特にその中で簡保が幾らとか公庫が幾らとかその範囲内で協議しながらそれぞれ市町 村が金利の高い所から優先的に返していくという制度になっているようです。町の方では特に平成19年度 ですが利率が7.3%と7.1%これが水路関係と住宅昭和57年から59年の事業ですが、借入金額が約6,000万 円残高が2,200万円位ありましたけれども、これは金利の安い0.98%で借り換えをしております。その差 額が540万円程になっております。

20年度におきましては農業集落それから平成2年の富長小学校の改築工事、これは利率が6.6%で借りております。2つあわせて1億5,000万円程ありまして償還時の残高が7,400万円程ありましたけれども、これも一つが1.3%もう一つが0.9%で借り換えをしまして、さっきの差額が1,800万円程有利に働いております。

21年度につきましては、平成3年に5.5%で1億2,000万円程農業所得関係で借りております。実際返した時の残高が8,200万円程ありましたけれども、これも1.3%の利率で借り換えという事で2,400万円程の利益ではありませんけど本来負担するべき所財政的に有利になっております。19年から21年までの3カ年で借り返した事によりまして4,871万6,122円が財政的な恩恵を受けております。

また22年度から3カ年の計画を作りまして償還行為をやっておりますけれども、22年度につきましては、 平成2年の時の簡易水道6.6%で借りましたが残金が2,700万円程ございました。同じく平成2年の農業集 落6.7%で借りておりますけれども、この2本につきましては借り換えではなく減債基金の方で返済をし ております。

また平成23年度につきましては、平成3年の農業所労改正事業で6,000万円5.6%で借りておりますのでこれも計画に従いまして平成23年度に減債基金で返済をする予定にしております。この残金が3,100万円程ありますけれども、そして24年度でも今の所平成3年の富長小学校の学校関係の増改築、同じく体育館関係とか長沢小学校の用地という事で3本が5.5%でまだ金額が高い。5%以上が対象になりますので、

そういうふうに議員さんの方からご指摘がございましたように、なるだけ金利の高い物から順次借り換え とか減債基金で償還をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

4番: 再質問する勇気が無いほど色々答弁頂きましたので是非そのように繰上げ償還をして頂いて財政力を着けていって頂きたいと思います。

最後に私一つだけ質問して、旧郵政のあれが5%以上だと4,300万円程残っている訳ですけれども、それは返済できる見込みなのでしょうか。それを2回目の質問とさせて頂きます。

総務課長: 今具体的に郵政関係と出ましたけれども今回の郵政関係の方で、一般会計の方で返還しています件数が69件ございます。財務省関係が151件ありますので具体的に事業名とか見ないと分かりませんけれども、町の方では財政の方では金利の高い所から、国の方でも5%以上が対象とかそのパーセントによっては市町村の財政の弱い所から順に返済を許可する制度になっているようでありますので、今議員さんから指摘されましたけれども、具体的に事業名がちょっとあれですので、我々はなるだけ高い所からどんどん繰上げ償還をしておりますので一つその辺は宜しくお願いしたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(なしの声)

なしと認め第12款公債費について質疑審査を終結致します。

第13款 予備費

委員長: 第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより第13款予備費の質疑に入ります。

(なしの声)

なしと認め第13款予備費について質疑審査を終結致します。

これで一般会計の審査を終結致します。

ここで本日の委員会を終了します。明日は午前10時より再開します。15分前までご集合下さい。どうもご苦労さまでした。(15:39)

平成23年9月15日(木) 平成22年決算審査特別委員会4日目 午前10時開議 欠席無し

委員長: おはようございます。ただ今の出席委員数は9名です。定足数に達しております。ただ今から4日目の決算審査特別委員会を開きます。特別会計の審査に入ります。

国民健康保険特別会計

委員長: 国民健康保険特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。何かありませんか。

(無しの声)

無しと認め、国民健康保険特別会計について質疑審査を終結致します。

老人保健事業特別会計

委員長: 老人保健事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。何かありませんか。

(無しの声)

異議無しと認め、老人保健事業特別会計について質疑審査を終結致します。

後期高齢者医療事業特別会計

委員長: 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。;

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。何かありませんか。

(無しの声)

異議無しと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結致します。

介護保険事業特別会計

委員長: 介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。何かありませんか。

3番: 234頁 2 款の 1 目、介護サービス給付費でありますが、成果票を見させて頂きますとかなり綿密に介護サービスがなっているなと感じておりますが、予算の決算の中で補正は1,700万円上程しておきながら不用額で2,400万円ほど決算に出ているということでございます、この2,400万円の内容についてお伺いします。

健康福祉課長: ただ今の件についてきまして、介護サービス給付金につきましては、介護は要支援 1、2。それから介護 1 から 5 まである訳ですが、その中で介護の 1 から 5 ということで介護度の高い方のサービス給付金になっている訳ですが、特に1,730万円につきましては施設入所者が当初より多くなったという事でその分を追加補正させて頂いておりますけども、その中で不用額が2,467万9千円ほどなったということですが、これにつきましては前にもお話しましたように 3 月請求につきましては年度の支払については 3 月から 2 月分の介護サービスの請求というのは 2 カ月遅れで来る訳でございまして、そうしますと 2 月分の支払いというのが 4 月に請求が来るという事になりますので、その辺の見込みというのがなかなか見通しが立たないということでどうしても不用額が毎年出てしまうということがありまして、施設入所だけではなく、色々なデイサービス、あとはヘルパーの利用とかいろんな面もあるものですから、中々その辺が 3 月の最終の補正の段階では掌握することが難しいということになりますので、そういう面から不用額が出るということでご理解をお願いたいと思います。

9番: はい、238頁の5款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業の中で特定高齢者の把握事業委託費とありますが、成果表を見ますと対象者489名ほどいたようですけど、この内容についてもう少し詳しくお伺いします。

健康福祉課長: これにつきましては、虚弱な高齢者の把握をしますと共に、特定高齢者に対して介護 予防教室を開催しまして特定高齢者の健康維持、増進を図るという事で、今回光生園の方に委託をしまし て、参加者18名ほど参加頂きまして、色んな筋肉トレーニングとかそういうものを光生園の先生の方から 指導して頂きまして大変成果があったと捉えております。対象者につきましては489名のうち、特定高齢 者ということで67名の方があったのですが、その内参加者が16名ということで実施しております。

9番: 参加者16名ということですけども、事業費の割には少なかったのかなと思いますので、その辺の内容についてもう一回伺いしたいと思います。それに関連して、新聞等の記事によりますと、24年度からこの保険法が改正なりまして、介護保険の中身が若干変わる様ですけど、介護予防日常生活支援総合事業が創設されているようであります。中身を見ますと、今まで介護サービスについては全国一律の基準で行っていた訳ですけど、それがある程度市町村単位で基準を設けることができる。ただ、配食サービスでありますとか、或いは安全見守りといいますか、24時間の介護者の管理についてもすることはできるけども保険の対象外ということで、その基準というものがかなり市町村によって違ってくるような気がします。そうした場合に、今言った介護を必要とする対象者の把握はかなり重要になってくるのかなと思います。そのことによって利用者の負担、或いは市町村の財政の負担というものが、今後どのように変わってくるのかなと、その辺の見通しについて伺いしたいと思います。

健康福祉課長: 初めの介護法特定功労者の事業につきましては、2回に分けて実施をしまして、3カ月スパン期間でしたということでありますので、人数18人の割には事業費が高いのではないかとありましたけど、一人当たりでは3カ月のスパンでしたものですから、そのような経費になっているということでご理解したいと思います。今年度は第5期の介護保険事業計画の策定年度ということでありますけども、確かにいろんな地域のニーズも色々ありましてその辺で介護保険計画策定する段階では地域のニーズを的確に捉えてそれを計画していくという事が重要でありますので、昨年度の事業と致しましては日常生活ニーズ調査を実施しております。要介護認定者を除いた65歳以上の町内の高齢者を対象にしましてその人たちがどのような支援を必要としているかということ、生活の実態と言いますか、地域の課題を調査したところであります。地域のいろいろな特性がありますのでそれらを介護要望事業や第5期の事業計画の中に反映させていきたいという事で、実施をしております。回収率につきましては93.7%となっております。以上です。

9番: 一番心配されるのは一律であったサービスの基準が無くなるということになると、裏を返せば介護サービスを行う事業所によって、その価格が違うと言うか、サービス費が違うということが心配される訳です。そうなりますと、今までの同じようなサービスであっても、介護者からみれば便利だからということで配食サービスなりそういうものを希望する方も大変多くなると思うのですけども、それを一括セットにして例えばその事業者の訪問サービスなり、通所サービスですとなった場合に、利用者はそれを選べない、その金額しかやれないということになると思うのです。となると、事業者主体のサービス費が出来てしまうのではないかと思う訳です。そんな中でこれが今まで以上に安くなればいいのですけども、高額になって利用者に負担が増えるようであればこれは問題だと思う訳です。そういうことで、是非町の基準を明確、早急に動いて頂きたいと思います。それと、介護保険料も来年度改正になる訳です。今の見通しからいって保険料についてはどのような状況なのかその点だけお伺い致します。

健康福祉課長: サービスにつきましては今後事業者とも色んな調整をして、利用者の負担が増えないように努力したいと思っております。保険料につきましては、現在町では基準額で今年度は65歳以上の方が月4千円の保険料になっています。全国的に値上がりするだろうということで、平均でも5千円ぐらいにはなるのではないかという見通しになっております。できるだけ国でも保険料を上げない様に県の基金等の取り崩しをしてなるべく各市町村にという話もあります。具体的にはまだですけれども、また、町でのこれまでの繰越金、積立基金を取り崩してなるべく負担にならないように配慮していきたいと考えています。ただ、自然増の介護給付費も伸びておりますし、また、新たな増床ということもありますので、その辺での保険料に跳ね返る分が介護給付費の65歳以上の方に対しては給付費の20%を負担しなければならないということになりますのでその辺の増床に対しての新たな入所者にその辺の跳ね返りというのもありますので、5千円近くにはなるのでないかなと思っているところです。

委員長: 他にありませんか。なしと認め、介護保険事業特別会計について質疑審査を終結致します。

簡易水道特別会計

委員長: 簡易水道特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。

5番: 歳入の253頁の雑入ですが、金額少ないですけども、水の売り払い収入3,790円というのがありますが、どういうところからこういった売り払い収入が入ったのか。ということが一点と、256頁の第2舟形簡易水道生活基盤近代化事業費、石綿管の入れ替え工事と成果報告書に書いていますけども、今現在これで舟形町の石綿管はすべて入れ替えが完了したのか、まだ残っているのかそこのところも含めてお伺いしたいと思います。

地域整備課長: 最初の水売り払い収入でありますが、これは若あゆ温泉にお盆の頃お客様が結構入るものですから、水道水が足りなくなるということで町の方で消火栓の方からタンクで温泉の方に運んでいる売り払いの金額です。それから、石綿管の入れ替え工事でありますけども、今石綿管については今年も長者原や富田とかやっている訳ですが、石綿管についてはまだ残っております。今後も残っている部分については出来るだけ早く交換していきたいと計画しております。

4番: 最初の質問からですが、過去に私が質問をしたことがあったのですが、ゴルフ場に水の供給等行って、その収入があったような記憶があるのですが、今現在もゴルフ場への水の供給等を行っていないのでしょうか。また、石綿管の工事ですが、現在どの程度残っているのか、或いは今年の事業がまた継続されるような事業であるのか、この2点についてお伺いします。

産業振興課長: ゴルフ場の水の供給でありますけども、これは簡易水道事業とは関係なく若あゆ温泉の方で単独で伏流水を飲料水として利用しているということで、温泉の方でポンプアップして、そしてそこの一部をゴルフ場の方に供給しているということであります。決算でも申し上げたかと思うのですが、使用料として13万円ほど昨年度もゴルフ場の方から水の利用料として頂いております。これは現在も変わっておりません。以上です。

地域整備課長: 石綿管の入れ替えでありますが、平成20年から平成29年の計画で全体で7980mの延長を今回の生活基盤近代化事業で行う計画であります。22年度までに1279m程施工しております。23年度も今行っておりますけども、大体900mくらい行う予定で、現在のところ約30%程度の進捗率になっております。

2番: 250頁の事業収入水道事業、収入の欄で収入の未済額、今年度の水道使用料101万3,100円と滞納 繰越分511万1,216円ほど未済額がある訳ですが、回収するに当たりまして、一ヵ月、二ヶ月程度の遅れの 方と、何年にも渡って遅れている方が居るかと思いますが、延滞の程度による回収方策はどのように行っ ているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長: 繰越につきましては誓約書を頂いて、年間計画で毎月支払をして頂くというような誓約書を貰っています。その他督促と、電話での催促、或いは個別訪問の催促で水道料につきましてはだんだん少なくなってきている状態であります。

2番: 私が質問したいのは、延滞が一ヵ月二ヶ月程度であればまずは督促状を出し、それでも回収にならないことになれば、誓約書を取っていくというきっちりとしたルールの様なものはないのですか。という質問なのです。

地域整備課長: 延滞繰越の長期にわたっている方については、誓約書を頂いております。何度催促しても持ってこないという方には水道を一時停止するような状況もあります。

2番: 最後ですので、是非回収するためのルール作りを全職員が共有することによって、同じように対応できるかと思いますので、是非延滞についての対応ルールを作っておくべきだと申し上げて、質問を終わります。

地域整備課長: 奥山議員の意見を参考にしながら対応して参りたいと思います。

8番: 3月11日の地震によりまして水道管の結構破損した箇所があると思います。その破損した復旧工事費はどの辺から出ているのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長: 3月の地震によって停電による一時ストップはあったのですけど、破損によっての被害については今回ありませんでした。

8番: 被害は全然なかったということでいいですか。

地域整備課長: 管の被害は無かったです。停電によって断水はあったのですけど、それについては緊急に地震の別予算で対応しております。

8番: 散水車の出動があったと聞いていますが、その辺の経費はどこから出るのか。

地域整備課長: 停電によって水道が止まったものですから、タンクに溜まっている水道量が少なくなった箇所については携行缶で少なくなった場所に運んでおります。

副町長: ただ今、3月11日の災害に関する質問でしたが、水道管そのものの損傷というのはなかったということであります。ただ、決算書の84頁に災害救助費という項目があります。そこの86頁に、今矢野課長がおっしゃったように、小松の水源地が停電になったため、小松から水源地まで除雪作業をして発電機を設置してモーターを回したという経過で、その際の経費等は87頁の上段の方に排雪作業なり発電機の借り上げなり、そういうものが含まれているとご理解頂きたいと思います。

委員長: 他にありませんか。なしと認め、簡易水道事業特別会計について質疑審査を終結致します。

農業集落排水事業特別会計

委員長: 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。 委員長: これより質疑に入ります。

6番: 22年度の成果表が出ておりますが、農集排の発足当初は全戸加入として推進をした訳なのです、ただ未だに相当の年数が経ってもまだ加入していない方々が相当居ます。上長沢と富田は加入率がもう厳しいのではないかなというくらいに入っています。ただ、長者原地区はまだ出来あがって間もなくですので、加入率は低いのは当然だと思いますが、これはこれからの課題だと思います。ただ、長沢と堀内地域をいかにして加入率を高めなければいけないはずなのですが、中々その姿も目に見えてこないのは実情だと思います。加入率の向上へ向けてどういう対応をこれからしていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

地域整備課長: 加入率の向上でありますが、今現在加入者がなかなか入ってこないのは経済的な面、 或いは家庭の事情等でなかなか加入してないという面が多々あります。ですので、加入率の向上について は今後とも町のチラシ等加入促進に向けて努力しながら参りたいと思います。

6番: 課長の言う事は当然。努力はしていると思うのです。ただ、約束事で全戸加入というのが基本ですので、その辺の加入率の向上は、景気の低迷の中で所得のない方がなかなかそれに着手しないのは実情だと思います。ただ、手を拱いていたのではますます進まないのではないかと思う訳です。その辺は組合はあることですが、職員の方もその辺の加入促進について戸別訪問という姿も取る必要があると思うのですが、その辺の考えはどうなのでしょうか。

地域整備課長: 今、大場議員が言われたように戸別訪問もあるかと思いますが、以前アンケート調査をやった経過もありまして、戸別訪問もしながら加入率向上に向けて出来るだけ促進をしていきたいと感じます。

6番: 前には低利子の貸し付けもして、組合で代表者が責任を持って回収に当たった経過がしておりましたが、今残されている方に、救済の立場としてまた貸付金制度というものが今あるのか、または可能性があるのかというところをお聞きしたいと思います。

地域整備課長: 農集排発足当時は3年間くらいの低利子の貸付金制度を設けてやっていましたが、全て福寿野地区を除いて3年間以上経過していますので、今のところ新たに設けるという計画はございません。福寿野地区についてもその貸付制度は今回は設けていないです。

1番: 農集落排水事業の中で、いろいろありますけれども、コンポストを堀内の排水場で制御しているような形になっている訳ですが、発足当時のコンポストの出来あがり状況があまり芳しくない状況の中で2、3年ほど押し付けられたような形で大変ありがたく利用させて頂きましたが、その後の製造過程が順調にいったかして袋詰も販売に結びついたときには、どうか売ってくださいと注文したところ全然売ってもらえない状況であったのですが、今現在13万3千円という収入がここにありますけれど製造量はいかほどの形になっているのでしょうか。

地域整備課長: コンポストの販売でありますが、10kg袋詰めで1袋200円で販売しております。22年度の販売量ですが13万3千円ということで665袋の販売数量になっております。製造に時間がかかり、また必要な時にいろんな人が重なって申し込むものですから中々手に入らないという時期もございますので、その点をご理解頂きたいと思います。

1番: 私も2年ほど利用させて頂いた後には、やはり製造量がなかなかあの規模なので出来ないと、千袋未満だからどうしてもだんだん売れていって顧客の人から利用してもらうのが限度です。というような

言葉を頂いておりますが、今後とも継続するような形で他の集落排水の汚泥を数百万円かけて処分場に運んでいたとして、処理してもらっている訳でしょうけれども、今後そのような形の中でエコエネルギーじゃありませんけれども、施設を少し拡大して全町内の汚泥類を処理するような考えはないのかということと、先般、放射能測定機の話になったときに、コンポストの調査をしなさいと県の方から来たときの7月のデータで40ベクレル。9月のデータで9ベクレルという数値が検出されたというところまで聞いたのですが、それの詳しい話をお聞かせ願いしますか。

地域整備課長: 施設の拡大でありますが、拡大については今のところ予定はございません。それからコンポストのデータでありますが、7月から1月置きに7、9、11、1、3月と5回の今後掲載致します。それで7月が40ベクレル、9月が9ベクレルという数値が出ていますが、通常堆肥として使う分には支障のない数値だと言われております。200ベクレル以上の数値が出ますと使ってはいけないと県からの通知が来ていますので、40ベクレルまでの数値では問題ないという判断でした。

1番: 舟形町の鼠沢地区にあります建商さんという下請会社でコンポストの処理事業で加工を行っているのですが、今回の放射能で汚泥コンポストの加工が一時ストップされている状況の話も聞こえます。今現在舟形町ではこういう状況の中で異常はないという形ですけれど、今年度に関しては継続して加工、販売の計画でやられているのでしょうか。

地域整備課長: 県の判断ですと、まず支障がない。今後とも数値がだんだんと下がっていく傾向があるのではないかと見ております。福島の放射能の影響はだんだん落ち着いてきていますので、やはり集落排水については通常は家庭内からの排水しか入ってきませんので、雨水等は通常入らない方法になっていますので、そんなに高い数値はこれからも出てこないと見ております。

委員長: 審査の途中でございますが、1時半まで休憩致します。(12:00)

委員長: 引き続き再開致します。(13:30)

農業集落排水事業特別会計について、他にありませんか

(無しの声)

無しと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結致します。

公共下水道事業特別会計

委員長: 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。 **委員長:** これより質疑に入ります。

1番: 公共下水の接続に関してですが、先程集落排水の接続率という質疑あったと思いますが、この公共下水も本来であれば100%接続して環境を保ちながらという意味もあると思います。今現在の接続率ここに70数パーセントというのがこれがそのまま接続率であるのかということと、あとは繋がれていない家庭にどういうふうに繋がるような推進、救護活動をしているのか、現在の状況をお伺いしたいと思います。地域整備課長: 公共下水の接続率でありますが、成果報告書に書かれているとおり78.8%が各家庭の接続率であります。その他のえんじゅ荘や、光生園、ほなみ等も入れますと79.1%の接続率になります。それから啓蒙活動でありますが、先程集排で延べたように、接続率についてはやはり各家庭の事情等も考慮しながら町で鋭意努力するしかないかと思います。

1番: これから接続する方にあたって、町の方が推進しながら支援をして接続して頂けるのかというのもあるかと思いますが、一般家庭毎に合併浄化槽等を設置していて接続がまだなのだという家庭と、合併浄化槽なってなくてまだ家庭の排水の単体のままで接続がなっていないなど、形的に色々あるかなと思います。いずれにしても合併浄化槽がなっていないとすると集落的にもようやく綺麗になった異臭というのが少しでも残っているような形、環境的にも無くなれば一番いいのではないかなと誰しも思っていると思います。更なる推進力をあげて100%に近いような状況で設備が整ってあるのですから、接続されるような推進を是非して頂きたいと思います。

地域整備課長: 佐藤議員の言うとおり、接続率アップに向けて努力して参りたいと思います。

9番: 280頁、3款の繰入金、2款の繰入金についてお伺いします。1億8千万円の予算規模の中でありますように、一般会計金の繰入金が8,100万円ということで約半分近い金額が一般会計から繰入なっている訳ですが、農集排の事業と違って建設事業もほぼ終了している中で繰入金というものをもう少し圧縮していく必要があるのかなと思います。この辺の単独会計と言いますか、独立採算を考えた場合に、今後

の見通しとして繰入金を減らしていく方法について何か手段、考え等1点伺います。

地域整備課長: 一般会計からの繰入金でありますが、今現在給料関係、それから償還金利子、公共下水道事業、公債費、元金償還事業特別会計とありますが、こちらの方に与えております。減額という形でありますが、これからも利用率をあげていって、更なる取り組みをしながら減額に努めていきたいと思います。

9番: 不足分は一般会計から繰り入れをするという安易な考えではまずいと思います。この中で公債費の償還事業も年々少なくなっていくと思うのです。そういう意味ではある程度先を見通した収支計画ももう一度見通して、この状態でいけば10年後には黒字になります的な、そういうのも一つ考える必要があるのかなと思いますのでよろしくお願いします。それに関連して、健全化判断比率という報告がありましたが、その中で特別会計の資金不足率ということがあります。資金不足率という事を考えたときに、一般会計からの繰入金が例えば、5割以上ではダメですとか、そのような基準というのはあるのでしょうか。もしその辺の内容について分かる範囲で結構ですので、規則等ありましたらお聞きしたいと思います。

委員長: このまま少し休憩します。

委員長: 再開します。

地域整備課長: 大変申し訳ありませんでした。今確認させて頂きましたが、公共下水道につきましては経営に伴いまして、収入を持って経営に当たることのできないと認められるものについては一般財源からの持ち出しが可能となっています。今年度を見ますと、償還金やいろいろありますが、今回の基準内で借りだされている金額が7,000万円弱になっております。それから、一般会計から人件費として1,000万円ほど当てています。併せまして先程8千なにがしの金額がありましたが、それが一般会計からの持ち出しという事になっております。

9番: ちょっと確認しますが、今の総務課長の説明で額は別として7,000万円ほどは、繰り出しの基準に基づいてやっていると、この8,000万円の部分については違法という言葉はあれでしょうが、基準を越えて繰り入れをしているという解釈でよろしいのですか。

総務課長: 基準となる金額を越えて、先程人件費等とりましたが、一般単独から持ち出しての、特に 補正はないということでございます。

委員長: 他に何かありませんか。

(無しの声)

委員長: 無しと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結します。

財産に関する調書

委員長: 財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長: 288頁をお開き願います。公有財産。始めに土地と建物でございます。区分としましては突、建物、木造、非木造、延べ面積となっております。左に区分としまして本庁関係から消防施設、公共用施設、宅地、山林、その他になっておりますけれども、年度中の移動についてご報告させて頂きたいと思います。左側の公園ですけれども、年度中の増減、757㎡が増になっております。ほ場整備事業に伴って福寿野地区の農村公園等で757㎡が増となっております。その下ですが、その他の施設、2,450㎡、町道用地として増となっております。一つ置いて山林ですけれども、2,669㎡、ひだまりタウンの南側にあります山林です。土地3件合わせて5,876㎡が増になっております。前年度末が303万3,113㎡ですので、それに5,876㎡を足しました303万8,989㎡となっております。

建物の木造ですけれども、消防施設、上の方に60㎡ですけれども、消防の第3分団6部の消防小屋ポンプ小屋を新しく建てましたその面積でございます。

下に下がってその他の施設468㎡が減になっておりますけれども、これは始めに増加分とした医師住宅の建設分が180.85㎡、若あゆ温泉フルーツハウスの増築分9.95㎡増になっております。減少分としては西堀の倉庫を売却して53㎡、堀内の母子保健センター解体に伴いまして237㎡、長沢診療所157㎡、長沢診療所の居宅182㎡。増加分と減少分と差し引きまして、減の468㎡となっております。消防施設とその他の施設を足しまして合計の欄で408㎡が期間中に減となっております。前年度現在で9,095㎡ございましたので、それから408㎡が減になりますので、今年度末現在として8,687㎡となっております。

非木造ですけれども、一番上に331㎡減になっておりますけれども、青年研修センター、前の分署の上にあった町分の青年研修センターの面積でございます。331㎡が減になっております。下に行きまして△

の174ですけれども、猿羽根山の展望台の解体に伴いものであります。合わせて505㎡が減になっております。前年度末の現在高が4万5,346㎡ございましたので、505㎡減になりますので、年度末の現在高は4万4841㎡になっております。

建物の延べ面積を合計しますと、前年度が5万4,441㎡で、期間中に913㎡減少しておりますので、年度末の現在高として5万3,528㎡になっております。

289頁をお開き願いたいと思います。山林でございますけれども、先程申し上げましたひだまりタウンの南面の山林でございます。2,669㎡が増になっております。年度末現在高としまして所有する山林が123万423㎡、合計しまして2,669㎡が増になりますので、139万2,294㎡になります。(3)の有価証券でありますけれども、年度中の増減がありませんので、ここには出ておりません。(4)の出資による権利。出資金、出捐金、委託金と次の頁までございますけれども、期間中の増減がありませんので、ここには数字は出ておりません。

290頁2番の物品です。始めに自動車、前年度末現在で23台、期間中に2台が減になっておりますけれども、区分変更になっております。新しく買ったのではなくて、消防自動車、後で下の方に出てきますけれども、本部車と消防車を消防用自動車として切り離して、下の方に区分を足しましたので、ここで2台が減になっておりまして、年度末現在高で21台になっております。それからロータリ除雪車ですが、1台購入して1台売却しておりますので、プラスマイナスゼロですが、11台でございます。消防ポンプ積載車ゼロとなっておりますけれども、真木野で1台廃車して新たに更新しましたのでプラスマイナスゼロですけれども、1台廃車して1台購入しております。消防ポンプでございますけれども、2台購入して1台処分とありますけれども、真木野、新堀22部の方でポンプの分を購入しておりますので、その分と1台処分して1台新たにして、多機能型ポンプが消防署についておりますので、その分を合わせて2台になりまして、1台処分して結果1台増えておりますので、34台が35台になっております。それからパーソナルコンピュータが2台増加して30台になっております。パーソナルコンピュータについてはほとんどリースでしておりますけれども、この分が町の使用となっております。一番下の消防用自動車、新たに項目を設けました3台となっておりますけれども、先程申し上げました本部車1台と、照明車、夜に火災の時に使う特殊なものですけれども、それが1台。多機能型消防車、今西堀に設置なっておりますけれども、その分を3台になっております。

291頁ですけれども、基金でございます。積立金の状況として区分がございます。年度末の執行高、4月から3月31日まで会計年度の増減、3月末現在高、それから出納期間整理中の増減、5月末の現在高。 昨年の様式が追加なっておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

財政調整基金、年度末現在高が当初の現在高が6億2,104万2157円、期間中の増減が1億5,582万6,491 円、3月末の現在高が7億7,686万6,846円、5月末の現在高も同額でございます。減債基金、当初現在高 が 1 億794万2,818円、増減が減で3,178万757円になっております。 3 月末の現在高が7,616万2,061円、5 月末の現在高も同じでございます。公共施設等建築基金、当初8,885万2,359円、期間中の増減が1億11万 8,750円、3月末現在高が1億8,897万1,109円、出納整理期間中の増としまして4千万円となっておりま す。5月末の現在高が2億2,897万1,109円となっております。スポーツ振興基金、2,016万4,076円、4月 から3月末までの期間中の増減額が3万2,343円、3月末現在高が2,019万6,419円、5月末の現在高も同 額でございます。緊急経済対策事業基金3千万円、期間中の増減額が1,253万7,429円、3月末現在高が 4,253万7,429円、5月末現在高も同額でございます。庁舎建設基金、当初5,298万9,812円、期間中の増減 額は7万1,170円、3月末現在高は5,306万982円、5月末現在高も同額でございます。国民健康保険給付 基金、8,037万860円、増減額は487万7,451円の減、3月末現在高は7,549万3,409円、5月末の現在高も同 額でございます。簡易水道基金、当初が821万6,464円、期間中の増減額は426万3,175円の増、3月末現在 高は1,247万9,639円、5月末の現在高も同額でございます。農業集落排水施設整備基金、当初799万2,420 円、期間中の増減額20万9,757円、3月末現在高820万2,177円、5月末の現在高も同額でございます。介 護保険給付基金、3,639万8,270円、期間中の増減額141万3,373円の減、3月末現在高は3,498万4,897円、 5月末の現在高も同額でございます。舟形若あゆ温泉事業基金、1,336万6,538円、期間中の増減額501万 827円の増、3月末現在高が1,837万7,365円、出納期間清期間中の増減額240万円の増、5月末の現在高 2,077万7,365円となっております。元気・舟形ふるさとづくり応援基金、266万3,742円、期間中の増減額 25万3,962円の増、3月末現在高291万7,704円、5月末の現在高も同額でございます。介護従事者処遇改

善臨時基金、当初147万1,659円、期間中の増減額は136万5,959円の減、3月末現在高は10万5,700円、5月末の現在高も同額でございます。合計しまして当初10億7,147万1,175円、期間中の増減額が2億3,888万6,364円、3月末現在高が13億1,035万7,539円、出納整理期間中の増減額が4240万円、5月末の現在高としまして13億5,275万7,539円になっております。

次に定額基金の状況ですけれども、土地開発基金、前年度末現在高、増、減、決算年度末現在高とありますが、始めに現金であります。8,681万3,658円、増としまして738万9,437円ありますけれども、舟形町のタクシーの隣の用地購入金額でございます。減が852万9,980円ですが、向山の用地関係と舟形第三の用地の方です。合わせて決算年度末現在高としまして現金が8,567万3,115円にっております。土地の面積ですが、前年度末現在で1147.01㎡、増として1074.69㎡、減としまして661.69㎡。決算年度末現在高として1560.01㎡となっております。水田転作家畜(肉用牛)の貸付基金でありますが、現金しては前年度末現在が477万9286円、増として112万2,189円、減としまして64万4,700円、決算年度末現在高として525万6,775円となっております。貸付牛ですけれども、前年度末現在高で13頭、増が2、減が2、年度末現在高たして13頭、575万7,161円。合わせて1,101万3,963円となっております。それから乳牛及び肥育牛導入事業基金ですが、現金の前年度末現在189万7,347円、増として25万428円、決算年度末現在高は214万7,775円となっております。貸付牛は前年度末現在として25頭、減が3頭になっております。決算年度末現在高として22頭、201万2,350円、合計して416万125円となっております。

最後に教育振興修学資金貸付基金であります。基金の額が9,801万9,610円、運用額が9,457万1千円、 差引残高として344万8,610円になっております。基金積立金が775万7,890円、償還額が1,654万8千円、 基金の取り崩し額はございません。貸付額が1,656万円、3月末現在高としまして1,119万4,500円となっ ております。貸付人数等でございますが、運用中の者が124人、償還者が66人、貸付者が46名、基金の総 額としまして1億577万7,500円になっております。

以上報告をさせて頂きたいと思います。

委員長: これより質疑に入ります。

4番: 289頁の有価証券と出資による権利と基金について、まとめて質問させて頂きます。山形放送株式会社13万5千円を持っているということで収入の際に2万3千円ほどの収入があるという答弁を頂きましたが、13万5千円で何株保有しているのか、そこのところが分かれば教えて頂きたいと思います。また出資による権利という事で、随分沢山出資しているようですが、これは株式の人気が出たから配当するような制度はないのかという質問と、基金についてですが、それぞれ13基金に積み立てを行ってどこかの金融機関に積み立てているのだろうと思うのですが、何年か前から、金融機関が倒産した場合の保証が1,000万円までそういう規定に当てはまるところにこれだけの金額を貯蓄しているのかというところをお聞きしたいと思います。

総務課長: 有価証券につきましては山形放送からそれぞれ株券でございますが、この金額はこちらの方で確認しておりますが、それぞれの株券の数は後で確認して報告させて頂きたいと思います。それから下の方の出資金、出捐金や預託金とかありますが、基本的に各市町村が資金を持ちあっていろんな事業等を運営していくという形ですので、配当金などはございません。それから、基金の積立金のペイオフ等のお話がございましたが、会計管理署の方で金融の方の実際どういうふうにしているか会計室長の方からお願いします。

会計管理者: ペイオフの関係だと思うのですが、ペイオフの制度は1,000万円以下については保証しますが、それ以上については金融機関が倒産になった場合は、全額返ってこないという制度が新たに17年くらいに出来ました。その段階で公金管理委員会を設置しまして、各自治体のお話を聞いたりして、その中で有利かつ安全な運用ということで、うちの方では指定金融機関、JAですけれども、指定金融機関を含めて、その他の金融機関に分散するような形で定期で運用させて頂いております。以上です。

4番: 基金の方から再質問させて頂きます。分散して貯蓄されているということで現在13億円全てが保証対象になっているということでは無いという理解でよろしいのでしょうか。ある程度、分散投資をしても万が一金融恐慌等がもし来ればこのうちの何億かは無くなる見込みだと、それを最小限に抑える手立てを講じている、そういうふうには私には聞こえたのですが、再度そういう解釈でよろしいのでしょうか、という質問と、あと有価証券についてですが、この株価の変動というのは無いのでしょうか。例えばこれが買った時の値段なのか、今現在の株価に相当する企業の収益を充てているのか、その辺のところを分か

れば教えて頂きたいと思います。

会計管理者: ペイオフの制度は1,000万円までについては保証する制度があります。従いまして5月末現残高で総額で13億5,200万円ありますが、例えば一番上の財政調整基金7億7,600万円については、先程も言いましたように指摘金融機関も含めまして規模的には、1億の定期を6ヵ月分、1億5,000万円を3カ月という形で利用しておりますので、保証金額については1,000万円までの保証だと思います。ただ、各基金を積み立てている団体につきましては、3月の決算、それから9月の決算の段階での公表している不良債権部門とか経営基準の国内の貸付額については4.0%以上。それから外国については8%以上の数値が出ているものに限って、その金融機関に定期等をしています。

総務課長: 山形放送の株券を確認しましたら17株となっております。そして配当金がございますのが 山形放送株式会社の株券になっています。それ以外の方は例えば東北情報センターにつきましては8市町 村で出資しておりますので、そこでの配当というのはございません。次に食肉公社等ございますが、県と かまたは市町村の方で出資して公社とか情報センター等運営しておりますのでそこから配当金が出るとい うようなことはございません。

4番: 基金についてはある程度理解しました。有価証券なのですが、舟形振興公社単体では740万円程度の利益が出ているという話でしたが、そのくらい利益が出ていて、ここに配当に当たるような考え方がないのでしょうか。という質問です。株券に対しての配当にあたるような物があってもよろしいのではないでしょうか。という質問をさせて頂きます。

副町長: 毎年6月の議会でも振興公社の経営状況という事で議会に報告しておりますけど、確かに740万円収益があった訳ですが、それを振興公社の利益を町の基金に積み立てる資金として町の方の収入にしていると、ですから振興公社では20~30万円くらいの収益があったかと思いますが、それに対しての税金、法人税を貯めているという状況で、ほとんど利潤はないと。税金対策で所得のないのようにしているという意味にも取られている訳ですが、そういう一つの意味もあると思っております。ですから740万円収益があるのですが、役場の会計に返すと、そして振興公社の収益が無いようにしていると、ですから、株式配当もないようにしているという訳であります。

5番: 290頁の林野火災工作車という車一台あります。これはどんな車ですか。

総務課長: 今余り乗っておりませんけど、赤いパジェロの車がありまして、女性消防団の方でたまに乗ったりしていますが、大分古くなっている車ですが、名称が林野工作車になっております。

5番: その車は廃車になっていませんか。

総務課長: 今年に何度か乗っているのを見ていますし、車検を受けていないことはありませんし、当 然廃車であれば乗れませんので再度確認しますが、正常に完了していると思います。

5番: 確認すると言いましたが、確認しなくていいです。でないとこのまま残ってしまうので、あるということですね。

総務課長: あります。

5番: そのように確認したいと思います。

8番: 雇用予算の件でありますが、元長沢診療所の財産の売り上げが、財産収入があったということです。長沢診療所は閉鎖してから20数年になると思いますが、何故今頃財産収入として上がってきたのか、その理由を簡単にお聞きしたいと思います。

総務課長: 今、叶内議員さんのご指摘の通りでありますが、大分前に建物が無くなっておりますが、 台帳の方を整理しましたらその分がまだ整理されておりませんでしたので、随分期間が過ぎてしまいましたが、今回掲示をさせて頂いて処分という形で報告させて頂きました。

8番: 建物の売買契約は22年度で貰ったと、そうすると今までは町の財産でありますので借地料か何かで貰ってきたのか、その辺お伺いします。

総務課長: 町の管理として台帳にだけ残っておりましたので、そこはご理解の方お願いしたいと思います。

9番: 私からは基金の事について1点お伺いします。この基金の上限額については特に減額になっている部分はこの予算費の関係する款項目に従って繰入されていると理解してもいいのか、そうだとすれば介護保険給付金、141万円の減額になっております。先程も言いましたが予算書の方の基金繰入は2,100万円ほどになっておりますが、この辺はどういうふうに解釈すればいいのかお願いします。

総務課長: ただ今のご質問の介護保険の給付の基金関係でございますが、取り崩し分としまして2,130万7千円、それから積み増し分1,980万2,480円に利子分が4万1,447円ありますので、その相殺した金額がここに出ておりますので一つ宜しくお願いします。

9番: はい、了解しました。委員長: 他にありませんか

(無しの声)

無しと認め、財産に関する調査について質疑審査を終結致します。

以上を持ちまして、一般会計並びに7特別会計決算および財産に関する調査の審査を終了します。4日間に亘る審査ご苦労様でした。皆さまのご協力を頂きまして無事終了しました。心より御礼申し上げます。これを持ちまして、平成22年度決算審査特別委員会を閉会させて頂きます。なお、本会議は14時45分から再開致します。以上です。どうもありがとうございました。(14:26)